

越前地域森林計画変更計画書

(越前森林計画区)

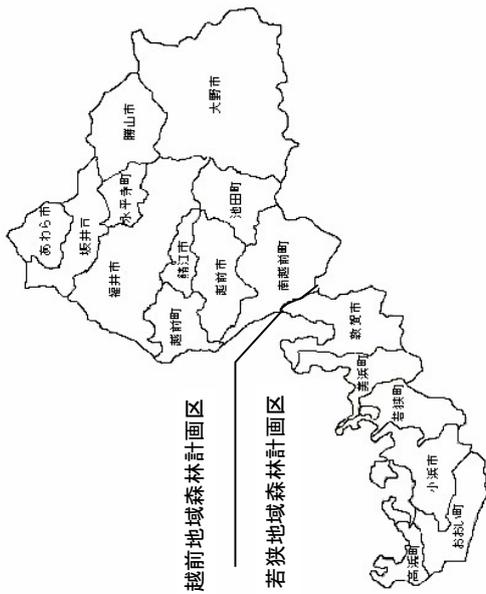
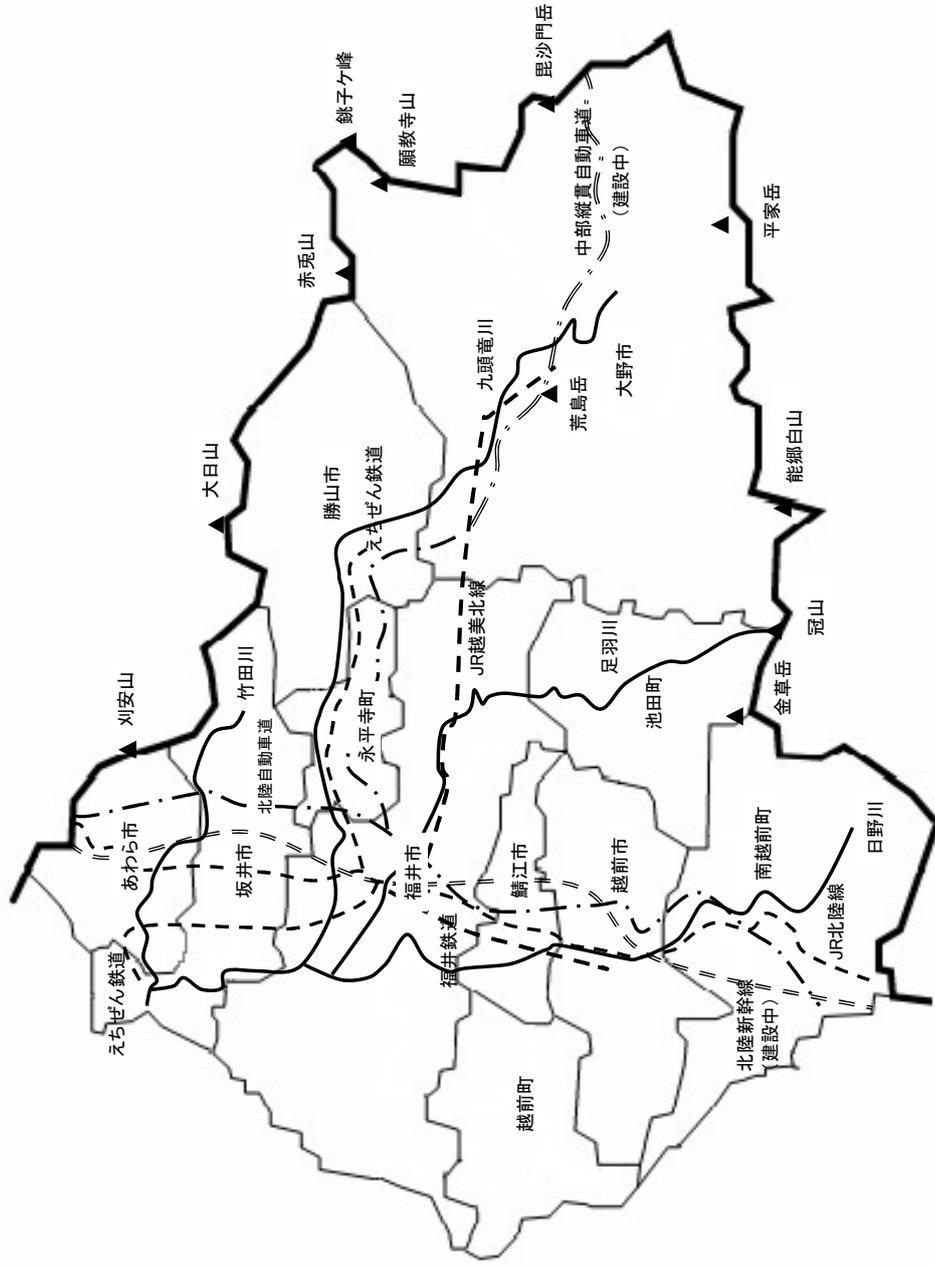
計画期間
自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 13 年 3 月 31 日

令和 6 年 12 月

福 井 県

越前地域森林計画区位置図

凡 例	
山	▲
河	—
道	—
鉄	—
道	—
都道府県	—
市町村界	—



目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
(1) 計画区における自然的背景	
(2) 社会経済的背景	
(3) 森林・林業の現状	
2 前計画の実行結果の概要およびその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	7
4 森林整備の目標に関する基本的な考え方	8
(1) 環境保全の森	
(2) 資源循環の森	
(3) 森林整備の目標量	

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	11
第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項	12
1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項	12
(1) 森林の整備および保全の目標	
(2) 森林の整備および保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
(4) 災害に強い森づくりの基本方針	
2 その他必要な事項	17
(1) 林業採算性の向上	
(2) 県産材の需要拡大	
(3) 森林整備支援に対する県民意識の醸成	
第3 森林の整備に関する事項	18
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	18
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
(3) その他必要な事項	
2 造林に関する事項	22
(1) 人工造林に関する指針	
(2) 天然更新に関する指針	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4) その他必要な事項	
3 間伐および保育に関する事項	25
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針	
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	

4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 27
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	
	(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 31
	(1) 林道等の開設および改良に関する基本的な考え方	
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方	
	(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	
	(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
	(5) 林産物の搬出方法等	
	(6) その他必要な事項	
6	委託を受けて行う森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 34
	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針	
	(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	
	(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針	
	(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
	(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
	(6) その他必要な事項	
7	その他森林の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 37
	(1) 針広混交林化に関する事項	
第4	森林の保全に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 39
1	森林の土地の保全に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 39
	(1) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林およびその搬出方法	
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
	(4) その他必要な事項	
2	保安施設に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 41
	(1) 保安林の整備に関する方針	
	(2) 保安施設地区の指定に関する方針	
	(3) 治山事業の実施に関する方針	
	(4) 特定保安林の整備に関する事項	
	(5) その他必要な事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 41
	(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
	(2) その他必要な事項	
4	森林病害虫の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 42
	(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	
	(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	
	(3) 林野火災の予防の方針	
	(4) その他必要な事項	
5	その他森林の保全に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 43

(1) 森林の土地売買の監視に関する事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	44
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6 計画量等	45
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	45
2 間伐面積	45
3 人工造林および天然更新別の造林面積	46
4 林道の開設および拡張に関する計画	47
5 保安林の整備および治山事業に関する計画	62
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
6 要整備森林の所在および面積ならびに要整備森林について実施すべき森林施業の方法 および時期	67
第7 その他必要な事項	68
1 保安林その他制限林の施業方法	68
2 その他必要な事項	102
(附) 参考資料	
1 森林計画区の概要	103
(1) 市町別土地面積および森林面積	
(2) 地況	
(3) 土地利用の現況	
(4) 産業別就業者数	
2 森林の現況	106
(1) 齢級別森林資源表	
(2) 法令により施業について制限を受けている森林、普通林別森林資源表	
(3) 市町別森林資源表	
(4) 所有形態別森林資源表	
(5) 法令により施業について制限を受けている森林の種類別面積	
(6) 樹種別材積表	
(7) 特定保安林の指定状況	
(8) 荒廃地等の面積	
(9) 森林の被害	
3 林業の動向	114
(1) 保有山林規模別経営体数	
(2) 森林経営計画の認定状況	
(3) 森林組合および生産森林組合の現況	
(4) 林業事業者等の現況	
(5) 林業労働力の概況	

(6) 林業機械化の概況	
(7) 作業路網等の整備の概況	
4 前期計画の実行状況	・ ・ ・ ・ ・ 122
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
(2) 間伐面積	
(3) 人工造林・天然更新別面積	
(4) 林道の開設および拡張の数量	
(5) 保安林の整備および治山事業に関する計画	
ア 保安林の種類別面積	
イ 保安施設地区の面積	
ウ 治山事業の数量	
(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積	
5 森林の異動状況（森林計画の対象森林）	・ ・ ・ ・ ・ 124
(1) 森林より森林以外への異動	
(2) 森林以外より森林への異動	
6 その他	・ ・ ・ ・ ・ 125
持続的伐採可能量	
地域森林計画に関する用語の定義および基準	・ ・ ・ ・ ・ 126

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 計画区における自然的背景

ア 位置

越前森林計画区（以下「計画区」という。）は、福井県の北部のいわゆる嶺北地域に位置し、福井市をはじめ7市4町から構成されている。

当地域の北部は石川県、東部は岐阜県に、南部は若狭森林計画区に、西部は日本海に面している。

イ 地形

計画区は、岐阜県境方面に広く連なる越美山地、石川県境にそびえる白山火山地とそれに続く加越山地、中央に越前中央山地、西部に丹生山地、南に南条山地の各山地が配列している。このうち白山火山地が最も高く、険しく1,600mから2,000mの火山岳が並び、冬の季節風を受けて降雪量も多い。越美山地は、古生代、中生代の1,000m余りの定高性をもつ高原性山地となっている。その他の山地は、数百mの中山性ないし低山性山地で、南条山地は古く、他は第三紀の新しい山地である。

加越山地と中央山地の西部が断層でずれて福井平野を形成し、その南には丹生、南条中央の3山地に包まれ、山麓と島状小山地に沈降の特色をみせる武生盆地が続き、両者は文殊山の突出部で境界を形成している。また、越美、奥越、加越、中央諸山地の間に大野、勝山盆地があり、福井平野とは地溝状の九頭竜河谷でつながっている。

大野盆地は九頭竜川、真名川、清滝川による扇状地堆積で、武生盆地は主に日野川により、福井平野は九頭竜川、足羽川により、緩い扇状地とそれに続く三角州によって埋積されている。また、福井平野は北に洪積期の隆起による加越台地が、北西には三里浜砂丘が生成して平野の下手をふさいでいるので、軽い盆地状になり湿田が多い。越前町の海岸線から三里浜砂丘、東尋坊の安山岩柱状節理海岸、北潟砂丘にかけては越前加賀海岸国定公園として指定を受けている。

ウ 地質および土壌

計画区内の地質を大別すると、中央地域は沖積層よりなる福井平野をはさんで新第三紀層が分布し、奥越地域は新生代の沖積層と洪積層から成り、山岳地帯においては第三紀の安山岩類、古生層・中生層から成っている。丹南地域は古生層が広く分布し砂岩、粘板岩から成り、坂井地域は第四紀洪積層から成り砂礫層が堆積している。

土壌については、福井平野を中心として適潤性褐色森林土が広く分布しているが、北部地域には乾性褐色森林土も分布しており、標高の高い山頂から尾根部にかけては、乾性ポトゾル化土壌もみられる。

エ 気候

計画区の気候をみると、山間部、平野部、海岸線とでは相違があるが、概して冬季に降雪量の多い日本海側特有の気候を示している。観測地点の過去5か年の平均気温は14.5℃、年間降水量は2,264mmとなっている。

(2) 社会経済的背景

ア 土地の利用状況

計画区の総土地面積は、309,058haで県土面積の74%となっている。土地利用の状況は農地33,680ha（11%）、森林224,636ha（73%）、その他50,742ha（16%）である。

イ 人口の動態

計画区の人口総数は、632,940人で県総人口の82%に当たる。人口の推移をみると福井市を中心とした平坦部に集中している。鯖江市のみ微増しているものの、全体としては減少傾向にあり、さらに山村地域では65歳以上の人口が増え続けており、過疎化が依然として進行している。

単位：人

市 町		R1.10.1 現在人口	H26.10.1 現在人口	人口増減数
越前地域 森林計画	福井市	262,530	264,902	-2,372
	永平寺町	19,120	20,080	-960
	あわら市	27,577	28,753	-1,176
	坂井市	88,795	90,831	-2,036
	大野市	31,264	33,335	-2,070
	勝山市	22,561	24,042	-1,481
	越前市	79,889	83,591	-3,702
	鯖江市	68,533	67,773	760
	池田町	2,365	2,700	-335
	南越前町	10,135	10,842	-707
	越前町	20,171	21,880	-1,709
計	632,940	648,729	-15,789	

ウ 地場産業の状況

計画区の産業は第一次産業の稲作を主体とした農林水産業と第二次産業の繊維工業がその主なものであるが、福井市、越前市、鯖江市、あわら市、坂井市では電気機械等工業も盛んである。また、南越地域には地場産業としてめがね枠、漆器、和紙、打刃物等が特産工業として発達しており、特色ある産業が集積し、優れたものづくり技術に支えられた製造業が数多くある。

計画区の就業者数は327,788人で、これは総人口の52%にあたる就業率となっており、産業別に見ると第一次産業4%、第二次産業32%、第三次産業63%である。

エ 交通の状況

計画区の鉄道は、JR西日本の北陸本線が中央を縦貫し主に関西・北陸間の広域輸送を担う一方、JR越美北線、私鉄の福井鉄道、えちぜん鉄道は地域における住民の足として利用されている。加えて、令和6年春には北陸新幹線が金沢駅から敦賀駅まで延伸開業する予定である。

基幹道路としては北陸自動車道のほか国道8号等一般国道10路線、主要地方道27路線があり、県道、市町道と接続して計画区内の観光道路としても大きな役割を果たしている。

さらに、中部縦貫自動車道の建設が進められており、計画期間中には大部分の区間で開通する見通しである。

これらの高速交通網の発達により、災害時における迂回ルートが確保されるとともに、首都圏や中京圏などへの移動時間短縮に伴う交流人口の増加ならびに物流の販路拡大が期待されている。

(3) 森林・林業の現状

計画区の森林面積は224,644haで、総土地面積の73%を占め、県全体の75%に比べて若干低くなっている。県民一人当たりの面積についても、県全体の0.41haに対し0.35haである。

また、国有林については31,792ha、森林面積の14%と県全体の13%と比べ若干高い。

単位：面積ha 蓄積：千m3

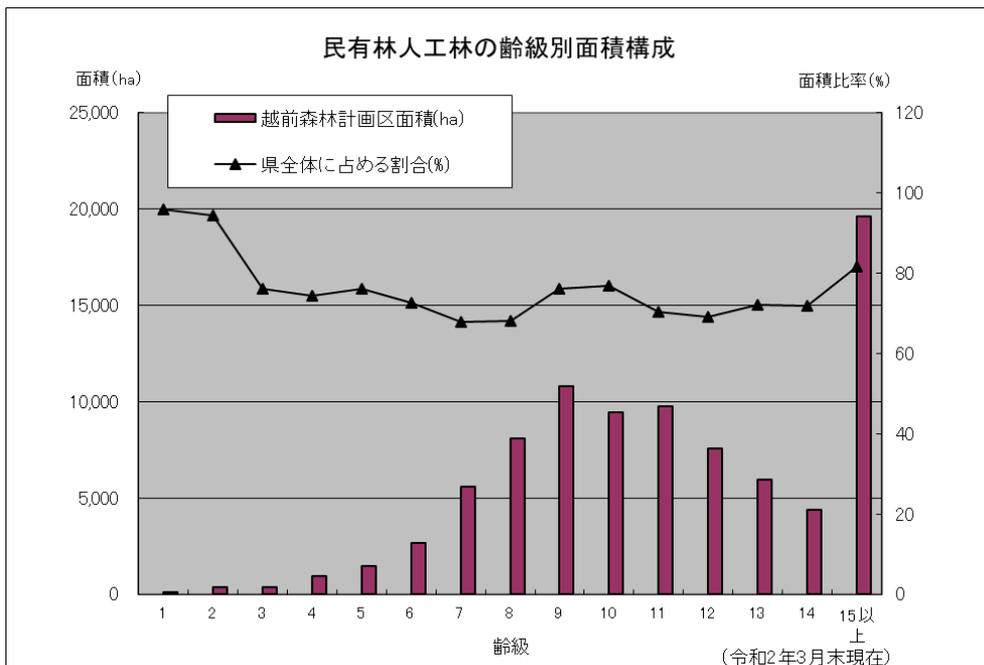
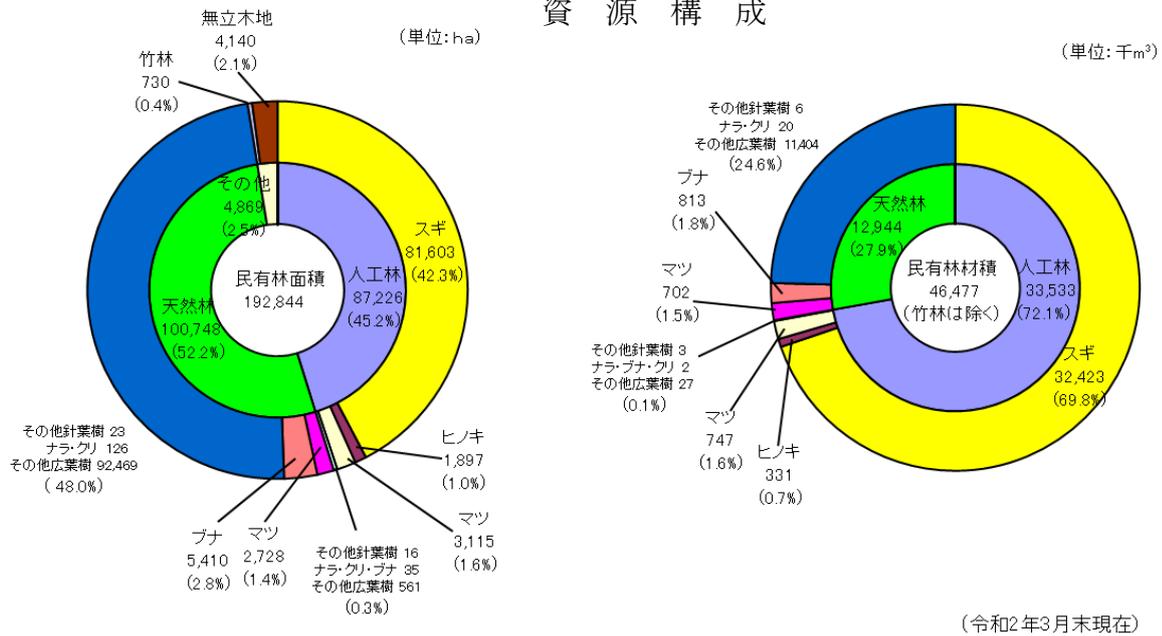
区分	全体		民有林		国有林	
	森林面積	蓄積	森林面積	蓄積	森林面積	蓄積
越前森林計画区	(72.0%) 224,636	(73.0%) 49,646	(70.7%) 192,844	(72.9%) 46,477	(80.9%) 31,792	(75.0%) 3,169
県全体	312,142	67,998	272,835	63,772	39,307	4,226

* () 書きは県全体に占める割合を示す。

ア 森林資源の現状

計画区の対象とする民有林 192,844ha のうち人工林は 87,226ha、天然林は 100,748ha、その他 4,869ha となっている。

資源構成



イ 造林の現状

計画区における過去5年間（平成27年～令和元年）の造林実績は233haで、県全体の96%に相当する。この内訳をみると一般補助造林55ha(24%)、国立研究開発法人森林総合研究所造林158ha(68%)、その他20ha(8%)となっている。

造林は、昭和54年をピークに減少し、平成に入った頃から林業の中心的な作業は、間伐へと移行した。

ウ 林道等路網の現状

計画区の令和2年度末の林道（軽車道含む）延長は1,639km、林道密度は8.5m/haで、県平均の7.8m/haに比べ高い。

エ 制限林の現状

計画区において、制限林に指定されている私有林面積は、98,339haで私有林面積の51%を占めている。この内訳をみると延べ面積で保安林が85,496ha、砂防指定地14,656ha、自然公園34,455haとなっており、その他にも小面積ながら鳥獣保護区特別保護地区、都市計画区域風致地区、史跡名勝天然記念物等が指定されている。

オ 森林経営形態の現状

計画区の私有林面積のうち、公有林の占める割合は14%であり、ほとんどが私有林となっている。なお、森林の保有規模は5ha未満の林家が全体の75%を占めており、小規模かつ零細となっている。

カ 林業労働力の現状

林業就業者は30年前に比べ減少しており、今後、県産材生産量を拡大していくためには林業の担い手の確保・育成が重要である。

そのため県では、平成28年に開校したふくい林業カレッジにて林業に関する基本知識や技術習得の研修を行うとともに平成31年4月に創設された森林環境譲与税を活用しながら林業事業体に対し、労働安全対策や経営基盤強化を支援することで新たな担い手の確保・育成に取り組んでいる。

キ 木材産業の現状

計画区内の製材工場数は139工場、県全体154工場の90%を占め、チップ工場でも同じく県全体の23工場に対し計画区では19工場と全体の83%を占めている。

また、計画区内の原木市場は2箇所（県全体4箇所）あり、令和元年度の素材取扱量（県産材）は、県全体の42,893m³に対し計画区の29,334m³と県全体の68%を占めている。

ク 特用林産物の生産量

県産きのこをはじめとする特用林産物は、生産規模が小規模・分散的であり、安価な他県産品や輸入品との競合による市場価格の下落、高齢化による生産者の減少等の要因により、生産量が伸び悩んでいる。

計画区内における特用林産物の生産量は次表のとおりである。

単位:t

区分	しいたけ		なめこ	えのきたけ	ひらたけ	カンタケ	まいたけ	木炭	竹炭	わらび	ゼンマイ	わさび	おうれん	きはだ
	生	乾												
計画区	96.8	1.5	29.0	150.3	9.8	1.1	140.5	16.5	-	0.3	0.1	0.0	0.7	0.1
県全体	201.7	1.8	29.1	150.3	10.0	1.3	140.5	26.4	0.4	0.6	0.1	0.1	0.7	0.1

* 特用林産物の生産量は、令和元年年次実績

2 前計画の実行結果の概要およびその評価

前計画における前半5か年分の伐採材積、人工造林および天然更新別の造林面積、間伐面積、林道の開設または拡張、保安林の整備および治山事業の実行結果の概要およびその評価は次のとおりである。

(1) 伐採立木材積

単位：千 m³

区 分	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	384	849	1,233	139	723	862	36%	85%	70%
針葉樹	323	849	1,172	129	722	851	40%	85%	73%
広葉樹	61		61	10	1	11	16%		18%

(注1) 計画欄は、前期計画の前半5か年分（H28.4.1～R3.3.31）に対応する計画量である。

(注2) 実行欄は、前期計画の前半5か年分（H28.4.1～R3.3.31）の実行量である。

ただし、本計画の樹立年度（R2.4.1～R3.3.31）の実行量については見込である。

間伐の実行量は計画量を下回っている。（計画量に対し70%）

また、主伐の実行量は計画量を下回っている。（計画量に対し36%）

これは、木材価格の低迷により主伐による伐採を控えていると推測される。

(2) 人工造林および天然更新別の造林面積

単位：ha

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
1,850	373	20%	965	144	15%	885	229	26%

(注) (1)の注に同じ。

主伐の実行量に伴い、人工造林（再造林）の実行量が計画量を下回ったと推測される。

(3) 間伐面積

単位：ha

計 画	実 行	実行歩合
19,240	15,003	78%

(注) (1)の注に同じ。

間伐面積の実行量は計画量に対し78%と、計画量を下回った。

(4) 林道の開設および拡張

単位：m、箇所

区 分	開設延長			拡張（改良）		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総 数	19,501	17,529	90%	70	126	180%
うち林業専用道	3,549	3,537	100%			

(注) (1)の注に同じ。

開設はほぼ計画どおりに実行した。

拡張（改良）は計画を超えて実行した。

(5) 保安林の整備

単位：ha

区 分	保安林指定			備 考
	計 画	実 行	実行歩合	
水源涵養のための保安林	730	518	71%	1号
災害防備のための保安林	186	208	112%	2～7号
保健、風致の保存等のための保安林	24	8	33%	8～11号

(注) (1)の注に同じ。

災害防備のための保安林は計画量に対し実行が上回った。

(6) 治山事業

単位：地区

計 画	実 行	実行歩合
135	136	101%

(注) (1)の注に同じ。

計画どおりに実行した。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

県土の75%を占める森林は、木材等林産物の供給、県土の保全や水源の涵養、生活環境の保全、保健・文化・教育的活動の場の提供、生物多様性の保全、地球温暖化防止に対する二酸化炭素の吸収・固定源として重要な役割を果たしている。

とりわけ、平成16年7月の記録的な豪雨により発生した福井豪雨災害では、下流域に大きな被害をもたらした。このため、県民生活の安全、安心を確保する観点から、災害に強い森づくりが求められている。

このような多様化・高度化する県民の要請に応えるためには、循環を基軸とした森林整備の推進を通じ、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくことが重要となっており、その状況を的確に把握するため、森林資源調査や森林の区域を明確にする森林GISの精度向上や効果的な活用を図る必要がある。

一方、林業については、採算性の悪化、林業産出額・林業所得の減少等により、手入れ不足や放棄森林が増加し、林業経営のみならず直接県民の生活に関わる森林の公益的機能の低下が懸念される状況になってきている。

さらに、昭和40年代から50年代にかけて造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、資源量が年々増加している一方で、十分に利用されておらず、「育てる林業」から木を伐って使う「儲ける・稼げる林業」へと変えていく必要がある。

このため、循環を基軸とした森林施業を永続的に推進していくとともに、災害に強い森づくりを進めるため、森林・林業基本計画および全国森林計画に即しつつ「ふくいの森林・林業基本計画」（令和2年3月策定）と整合を図りながら、本計画区の森林整備の目標、伐採立木材積、造林面積および林道開設延長等を定めるものとする。

4 森林整備の目標に関する基本的な考え方

本計画における森林整備の目標の設定に当たっては、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるという基本的な考え方のもと、これらの森林に係る自然的条件および社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全および木材等生産の各機能を高度に発揮させるため、その期待する機能ごとに「水源涵養機能林」、「山地災害防止機能林」、「生活環境保全機能林」、「保健文化機能林」および「木材生産機能林」の5つの区域に区別し、本計画区の望ましい森林の姿を踏まえ、森林の適正な整備および保全の実施により安定的に推移する姿を「指向する森林の姿」として示し、これを長期的な森林整備の目標とする。

この場合、森林の長期的な特性を踏まえ、指向する森林の姿への移行期間はおおむね40年後とし、これに到達する過程として計画期末を中間目標として示すものとする。

なお、この5つの区域について森林整備を効率的に推進する観点から、目指すべき森林の姿を森林の公益的機能の発揮を主目的とした「環境保全の森」と、木材の持続的な生産を主目的とした「資源循環の森」の2つにゾーニングし、それぞれに応じた森林整備を進めるものとする。

(1) 環境保全の森

森林の公益的機能の発揮を主目的とし、その機能を持続的に発揮する森林整備を行っていく。

・主として水源涵養、山地災害防止機能の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林については、高齢級の森林や複層林への誘導、針広混交林化、伐採に伴う裸地面積の縮小および分散等により、適正な整備、保全を図るものとする。

	森林区分	整備の方向	位置条件等
優先する森林	①育成複層林	・針葉樹単層林は、群状・帯状の伐採を基本に、状況に応じて択伐や天然力を活用した広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導	
	②天然生林	・主として天然力を活用し、状況に応じて更新補助などにより保全・管理	・天然力により機能が確保される森林
	③育成単層林	・針葉樹単層林は、保育・間伐と伐期の長期化を基本として育成・管理	・緩傾斜

・主として生活環境保全、保健文化機能の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林は、自然環境等の保全および創出を基本とし、適正な整備、保全を図るものとする。

	森林区分	整備の方向	位置条件等
優先する森林	①天然生林	・原始的な自然や貴重な野生生物の生育・生息地である森林、すぐれた自然を構成する森林は自然状態での維持を基本として保全・管理	
	②育成複層林	・広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導	・都市近郊林、里山林等
	③育成単層林	・針葉樹単層林は景観等への影響を配慮し、育成・管理	・里山等の緩傾斜

(2) 資源循環の森

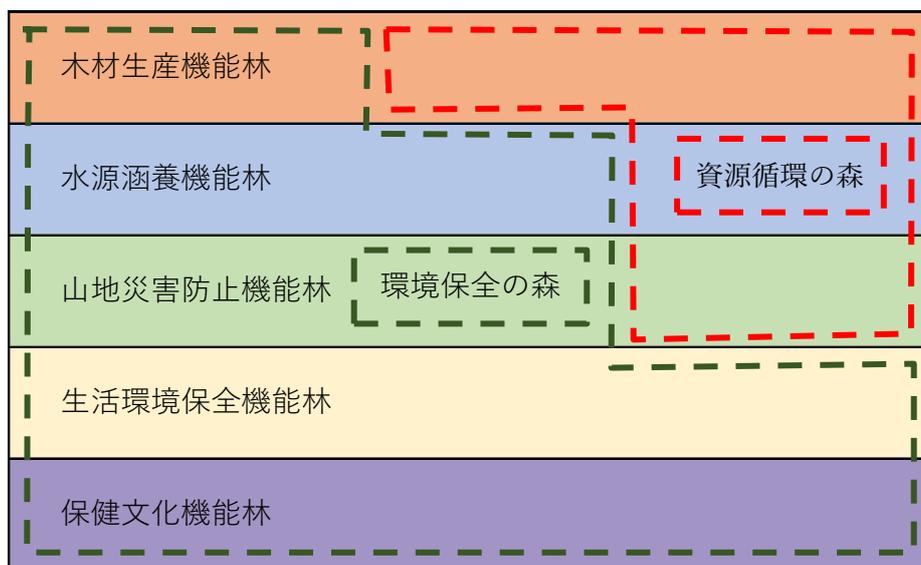
木材の持続的な生産を主目的とし、その機能を持続的に発揮する森林整備を必要に応じて公益的機能の確保に留意しながら行っていく。

・主として木材生産機能の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林は、効率的かつ安定的な木材資源の活用を基本とし、適正な整備、保全を図る。この場合、林道等の基盤整備、木材生産コスト、林業経営方針を十分に考慮するものとする。

なお、水源涵養、山地災害防止の公益的機能を発揮していく必要のある森林については、その機能が持続的に発揮されるよう留意するものとする。

	森林区分	整備の方向	位置条件等
優先する森林	①育成単層林	・高い成長量を有する針葉樹単層林は適切な保育・間伐および多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図り、単層状態の森林として育成・管理	・緩傾斜
	②育成複層林	・針葉樹単層林は群状・帯状の伐採や択伐等により多様な林齢・齢級の林木を有する複層状態の森林へ誘導 ・針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等は、更新補助などにより複層状態の森林へ誘導	
	③天然生林	・尾根筋や沢筋、原木生産等の資源利用に適した森林等については、主として天然力を活用し、必要に応じ更新補助などにより適切に保全・管理	・天然力により機能が確保される森林

目指すべき森林の区分と森林機能区分との関係（概念図）



(3) 森林整備の目標量

単位：h a

区 分	令和元年	計画期末 (令和12年)	指向する森林の状態
総森林面積	192,844	192,844	192,844
育成単層林	84,957	83,382	78,657
育成複層林	2,951	5,476	13,051
天然生林	104,936	103,986	101,136

(参考)

育成単層林

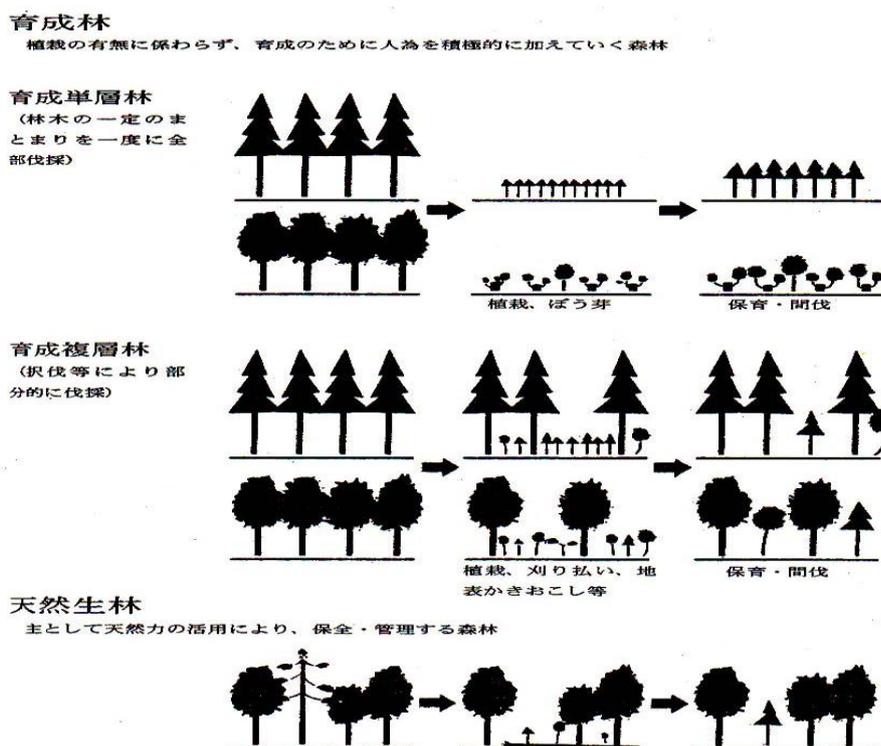
森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。従来の拡大造林、再造林、萌芽更新により単層状態の森林がこれに相当する。

育成複層林

森林を構成する林木を択伐（抜き伐り）等により部分的に伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持される森林。従来の複層林、育成天然林施業で複層状態の森林の他に、複層状態の針広混交林がこれに相当する。

天然生林

主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。従来の天然林、原生林の他に竹林、未立木地、更新困難地がこれに相当する。



II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町別面積

単位：ha

区 分	面 積	備 考
総 数	192,847	
越前森林計画区	福 井 市	31,846
	永 平 寺 町	6,824
	あ わ ら 市	4,382
	坂 井 市	7,316
	大 野 市	55,161
	勝 山 市	18,183
	越 前 市	14,131
	鯖 江 市	3,131
	池 田 町	15,582
	南 越 前 町	24,923
	越 前 町	11,368

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
- 2 本計画の対象森林は次の事項の対象となる。
- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可（保安林および保安施設地区の区域内の森林ならびに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）
 - (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届け出
 - (3) 森林法第10条の8第1項の伐採および伐採後の造林の届出（保安林および保安施設地区の区域内の森林を除く。）
- 3 森林計画図の縦覧場所は、県森づくり課、農林総合事務所、計画区内該当市町役場とする。
- 4 調査時点：市町森林面積は令和6年3月31日現在による。
- 5 総数と内訳の計が一致しないのは四捨五入によるものである。

第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備および保全の目標

発揮を期待する機能に応じた適正な森林整備および保全の確保に当たって、森林の有する7つの多面的機能を総合的かつ高度に発揮するうえで、望ましい森林の姿については次のとおりである。

なお、特に下記「木材等生産機能」の高い森林においては、花粉発生源となるスギ等の人工林の伐採・利用や花粉の少ない苗木等の導入を図るものとする。

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

② 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林など

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備および保全の基本方針

ア 森林の整備および保全の基本的な考え方

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全や近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源調査や森林の区域を明確にする森林GISの精度向上や効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の

有する各機能を高度に発揮するため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、発揮を期待する機能に応じた整備および保全を行う観点から、森林資源の状況、林道の整備状況、森林に関する自然的条件および社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている7つの多面的機能を重複する機能に応じて水源涵養機能林、山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林および木材生産機能林の5つの区域に区分する。

更に、森林の公益的機能の発揮を主目的とした「環境保全の森」と、木材の持続的な生産を主目的とした「資源循環の森」に大別することとし、

- a 育成単層林における保育・間伐および主伐・再造林の積極的な推進
- b 人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備
- c 天然生林の適正な保全・管理
- d 保安林制度の適切な運用と山地災害等の防止対策の推進
- e 森林病虫害・野生鳥獣被害の防止対策の推進

等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備および保全を図ることとする。

また、効率的な森林施業や森林の適正な管理・経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道等の整備を計画的に推進し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及および定着を図るとともに、施業の集約化に努めることとする。

イ 発揮を期待する機能に応じた森林区分ごとの整備および保全の方針

① 水源涵養機能林

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林および地域の用水源として重要なため池、湧水池および溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図る。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業も推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

② 山地災害防止機能林

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。

具体的には、災害に強い県土基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る施業を推進する。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業も推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要な治山施設の設置を推進することを基本とする。

③ 生活環境保全機能林

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する森林および森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

④ 保健文化機能林

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡・名勝等の存在する森林、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、保健機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。

具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民のニーズ等に応じた広葉樹の導入を図ることや、美的景観の維持・形成に配慮する等の多様な森林整備を推進する。

また、保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

⑤ 木材生産機能林

県民の生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を、持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(参考) 発揮を期待する機能に応じた森林区分ごとの整備推進方向

項目	水源涵養機能林 山地災害防止機能林	生活環境保全機能林 保健文化機能林	木材生産機能林
○基本方向	・高齢級の森林への誘導および伐採に伴う裸地面積の縮小 ・分散	・自然環境等の保全・創出	・効率的・効果的な木材資源の活用
○主な施業と誘導方向 (育成単層林)	・針葉樹単層林(緩傾斜、高生長量)は適切な保育・間伐と伐期の長期化を基本とした単層状態の森林として育成・管理	・針葉樹単層林(里山等の緩傾斜、高生長量)は景観等への影響を配慮した適切な保育・間伐を基本として単層状態の森林として育成・管理	・針葉樹単層林(緩傾斜、高生長量)は適切な保育・間伐と多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図り、単層状態の森林として育成・管理
(育成複層林)	・針葉樹単層林は、群状・帯状の伐採や択伐を基本に、状況に応じて択伐や天然力を活用した広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導 ・保安林等の天然生林は更新補助等により複層状態の森林として育成・管理	・都市近郊や里山林等は、広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導	・針葉樹単層林は、群状・帯状の伐採や択伐等により多様な林齢・齢級の林木を有する複層状態の森林へ誘導 ・針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等は、更新補助等により複層状態の森林へ誘導
(天然生林)	・主として天然力を活用し、状況に応じて更新補助などにより適切に保全・管理	・原生的な自然や貴重な野生生物の生育・生息地である森林をはじめ、すぐれた自然を構成する森林は必要に応じ植生の復元を図るなど適切に保全・管理	・尾根筋や沢筋、原木生産等の資源利用に適した森林等については、主として天然力を活用し、必要に応じ更新補助などにより適切に保全・管理

ウ 環境保全の森および資源循環の森と発揮を期待する機能に応じた森林との関係

① 環境保全の森

○発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、木材生産機能林、水源涵養機能林、山地災害防止機能林で、次の事項の資源循環の森を除いた森林

○発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、生活環境保全機能林、保健文化機能林

② 資源循環の森

木材の持続的な生産を主目的とする次の基準(目安)をすべて満たす人工林

- ・標高 800m未満(スギの場合、樹種により異なる。)
- ・傾斜 35度未満
- ・林道からの距離 500m未満
- ・普通林または禁伐・択伐の指定がない制限林

※但し、上記以外でも生育状況が良く、林道から近い森林などは「資源循環の森」としていく。

(参考) 各区分の区域の考え方

区分	発揮を期待する機能に応じた森林 (公益的機能等森林)	森林の有する機能
環境保全 の森	・木材生産機能林	・主として木材生産機能の維持発揮を図る森林
	・水源涵養機能林	・主として水源涵養機能の維持発揮を図る森林
	・山地災害防止機能林	・主として山地災害防止機能／土壤保全機能の維持発揮を図る森林
	・生活環境保全機能林	・主として快適環境形成機能の維持発揮を図る森林
	・保健文化機能林	・主として保健・レクリエーション機能の維持発揮を図る森林 ・主として文化機能の維持発揮を図る森林 ・主として生物多様性保全機能の維持発揮を図る森林
資源循環 の森	—	・主として木材生産機能の維持発揮を図る森林 (必要に応じ公益的機能の確保に留意する。)

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位：h a

区 分	現況 (令和元年)	計画期末 (令和12年)	指向する森林の状態
総森林面積	192,844	192,844	192,844
育成単層林	84,957	83,382	78,657
育成複層林	2,951	5,476	13,051
天然生林	104,936	103,986	101,136

(4) 災害に強い森づくりの基本方針

平成16年に発生した福井豪雨の教訓を生かし、県民生活の安全を確保する観点から「山間集落豪雨災害対策検討委員会」の提言を踏まえ、災害に強い森づくりのための森林施業を積極的に推進する。

具体的な森林整備の進め方として、

- ① 草地等未立木地における森林の造成促進
- ② 生育不良な林分における林相の改良
- ③ スギ等人工林における間伐等の実施を通じた根茎発達の促進や下層植生の充実等を推進する。

また、土石流に伴い発生する流木を防止するため、

- ① 溪畔部における立木の根張りの発達促進のための間伐
- ② 河川、溪流部の間伐の処理方法
- ③ 豪雨時の洪水水位以下への植栽の回避等を考慮した森林の管理に努める。

2 その他必要な事項

○ 多面的な機能の持続的発揮のための森林整備の推進

林業・木材産業は、近年国産材供給量が回復傾向にあるものの、木材需要の約7割は依然として輸入材により占められており、また長期にわたる林業産出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲や世代交代等に伴う管理意欲の減退等により、間伐等の手入れ不足の森林が増加しており、このままでは森林の有する多面的な機能の持続的発揮が危惧される状況にある。

このため、森林整備の推進に当たっては、森林計画制度の適切な運用を通じ、森林施業の効率化等による林業採算性の向上、林業・木材産業関係者の連携強化のもとでの県産材の需要拡大、さらに「森林は県民共有の財産である」という認識のもと、森林整備支援に対する県民意識の醸成を図っていくことが必要である。

(1) 林業採算性の向上

森林施業の効率化を図るため、森林施業に当たっては集落を単位として施業の集約化をさらに促進するとともに、施業の集約化に対応した林道等路網の整備、高性能林業機械の導入促進を通じ、林業採算性の向上を図るものとする。

このため、森林経営計画の樹立に当たっては基本的には集落を単位とした一定のまとまりをもった森林区域を対象とし、適切な制度の運用を通じ、保育・間伐等の森林整備を推進するものとする。

(2) 県産材の需要拡大

8万7千haに及ぶ人工林が順次利用可能な段階を迎えてきているが、十分に利用されている状況にはない。このような中、流域を単位として林業、木材産業関係者の連携を強化しつつ、県産材を低コストで安定的に供給し得る体制整備に加え、公共施設や商業施設等の非住宅での利用拡大や都市圏や海外での販路拡大、さらには県産材の利用に係る普及啓発活動等を通じ需要拡大を図り、循環利用を基軸とした計画的な伐採および造林を促進するものとする。

(3) 森林整備支援に対する県民意識の醸成

森林は山地災害の防止や人間に欠かすことのできない水や酸素を供給するなど、豊かな県民生活を実現するうえで必要不可欠であることから、県民全体で森林を支えていくことが必要であり、「森林は県民共有の財産である」との認識の下で、森林整備の必要性について広報に努め、県民の一層の理解の醸成を図るとともに、平成21年度に本県で開催された全国植樹祭を契機とした「緑と花の県民運動」等の推進を通じて県民の参画を促進していくものとする。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを基本としつつ、市町内の気候、地形、土壌等の自然的条件、既往の施業体系、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、動向等を踏まえ立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めるものとする。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものである。

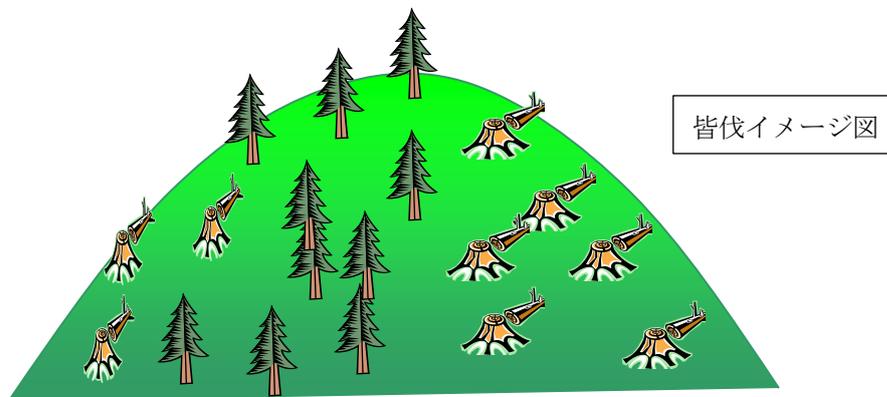
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

ア 立木竹伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐または択伐によるものとする。

【皆伐】

皆伐については、主伐のうち択伐以外とする。

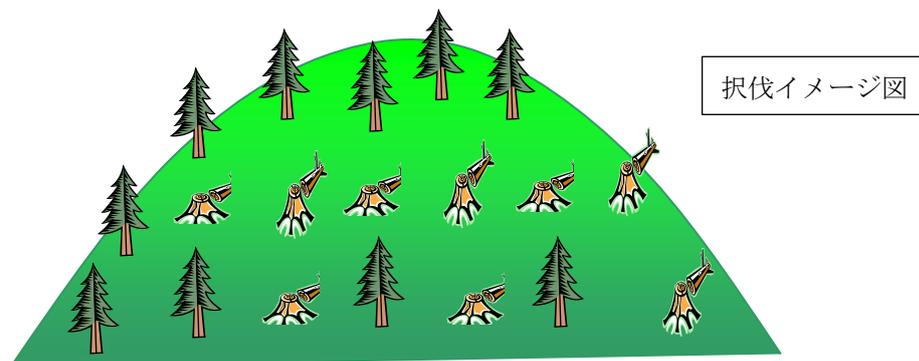
皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件および公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1 箇所当たりの伐採面積の規模および伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20 ヘクタールごとに保残帯を設けて適切な更新を図ることとする。



【択伐】

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、原則として材積伐採率を 30% 以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては 40% 以下）とし、適切な更新を図る。



イ 主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号）および「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」（令和元年5月28日付け県材第411号）を考慮しながら、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

なお、林地の保全、雪崩および落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持増進ならびに溪流周辺および尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のための必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

また、スギ等の人工林については、今後の花粉の飛散を抑制していくため、伐採後は花粉の少ない苗木等による植え替えや広葉樹の導入を図るものとする。

(参考) ① 育成単層林

気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林または萌芽更新により高い林地生産力が期待される森林および森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、次の事項に留意の上、実施するものとする。

(ア) 主伐に当たっては、自然的条件および公益的機能の発揮に対する影響度を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮し、適切な更新を図ることとする。

(イ) 主伐の時期については、高齢級の人工林が急増する等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮し、森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に応じた林齢で伐採するものとする。

② 育成複層林

間伐・択伐等により部分的に伐採し、複数の層を構成する森林

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、次の事項に留意の上実施するものとする。

(ア) 松くい虫被害林（アカマツ・クロマツ林）

松くい虫による被害林については、被害木の伐倒駆除等を実施し、下層に人工造林や天然更新により複層林へ誘導するものとする。

(イ) 天然生広葉樹林

ブナ、ミズナラ等を主体とした天然林において、過熟な林木を対象に伐採し、森

林の若返りを図り、活力ある森林へ誘導するものとする。

また、生育途上にある森林であっても、有用な樹木を主体に、生育条件の改善のために不用木を伐採し、複層林へ誘導するものとする。

(ウ) 短期二段林

水源涵養機能林などで、森林の諸機能の維持増進をより図らなければならないスギ、ヒノキを対象に、主伐の数年から数十年前に利用径級に達した立木を伐採し、下層に造林して短期二段林へ誘導するものとする。

なお、冠雪害等気象災害によって生じた被害木は伐採するとともに、生じた林孔へ造林し、モザイク的択伐林へと誘導するものとする。

(エ) 針広混交林

山地災害防止機能林などで、森林の諸機能の維持増進を継続的に図らなければならないスギ、ヒノキを対象に、段階的に立木を伐採し、下層に高木性広葉樹の植栽や天然更新で複層林へ誘導するものとする。

③ 天然生林

主として天然力の活用により、成立させ維持する森林

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新および森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、次のことに留意の上実施するものとする。

この場合の1箇所当たりの伐採面積および伐採箇所は、育成複層林に準じるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮するものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町の区域に生育する主要樹種ごとに、標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して、市町村森林整備計画で定めるものとする。また、成長等の特性に優れた特定苗木などが調達可能となった場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討していくものとする。

大野市の森林は、比較的標高が高く、温量指数も低いことから、基準となる林齢は他の地域に比べ高く定めるものとする。

なお、市町村森林整備計画において定める標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での伐採を義務付けるものではない。また、病虫害等の被害地等での伐採や目的とする材の用途により、標準伐期齢に満たない林齢で主伐する場合には、当該森林の自然条件や公益的機能の発揮の必要度、伐採の目的などを勘案して適否を判断することとする。

標準伐期齢の目安

地 区	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	ブナ・ミズナ	その他広葉樹
越前森林計画区 (大野市を除く)	40	45	40	65	25
大野市	45	50	40	65	30

- (3) その他必要な事項
該当なし

2 造林に関する事項

市町内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等地域の実情を勘案し、造林を行う際の樹種選択や方法等、造林に関する事項を定めるものとする。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められる。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材の持続的な生産を主目的とした資源循環の森において行うこととする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種の選定に当たっては、適地適木を基本として、市町の区域内の森林の自然条件、造林種苗の需給動向および木材の利用状況を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるとともに、本県の気候に適し、成長に優れかつ花粉の少ない特定苗木や無花粉・少花粉スギなど、各種花粉の少ない苗木の確保を図るため、その増加に努めるものとする。

また、健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。

市町村森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員または市町の林業担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いることとする。加えて、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

① 人工造林の植栽本数

主要樹種における1ha当たりの植栽本数は、下表の植栽本数を標準として、既往の植栽本数、生産目標および施業体系や社会的要請等を勘案して幅広く定めるものとする。

人工造林の植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)
スギ	中仕立て	2,500
ヒノキ	中仕立て	2,500

なお、植栽本数の決定に当たり、コンテナ苗の活用等により植栽・保育経費の低コスト化を図る場合等ここで示す植栽本数から大幅に異なる場合は、林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた適切な本数とするものとする。

② 人工造林の標準的な方法の指針

(ア) 地拵えの方法

地形に合わせ、全刈り筋置き地拵えまたは、雪害防止と地力維持を図るための地拵え(階段切等)を行うものとする。

(イ) 植付け方法

雪害防止と機械下刈りを目的とした長方形植えまたは三角植えとする。また、植付けに当たり、根の乾燥を防ぐとともに、細根を四方に広げたいねい植えとする。

なお、植付け時期は、10月～11月の秋植えまたは、4月の春植えとし、早春のフェーン現象時は、植付けを避けるものとする。

(ウ) その他

木材の持続的な生産を主目的とした資源循環の森については特にコンテナ苗等の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林によるものについては、次のとおりとする。

皆 伐	択 伐
伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までの期間	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間

※植栽によらなければ適確な更新が困難な森林についても同様とする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の樹種の選定に当たっては、福井県天然更新完了基準（令和4年9月改訂）に例示されている高木性の在来樹種とする。なお、福井県天然更新完了基準で定めた群状伐採および帯状伐採に該当する場合は、同完了基準で同様に例示されている一部の小高木等についても更新対象樹種に含めることができる。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

萌芽更新については、伐採後5年以内に福井県天然更新完了基準に基づき更新状況の確認を行うこととし、当該萌芽の優劣が明らかとなる5年目頃に、根または地際部から発生している萌芽を1株当たりの仕立て本数3本～5本を目安として、萌芽整理を行うことを定めるものとする。

笹や粗腐食の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは、かき起しを行うこと、発生した稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、更新の不十分な箇所には、植込みを行うことを定めるものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新によるものについては、原則として、伐採後おおむね5年を超えない期間を目安として定めるものとする。

エ 天然更新完了確認に関する指針

天然更新が完了した状態とは、5年生の天然更新対象樹種の期待成立本数 10,000 本/ha とし、その立木度 3 以上の状態（天然更新すべき立木の本数 3,000 本/ha 以上）を基準とする。

なお、更新が完了していない場合は、植栽または追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図るものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存しない森林や天然稚樹の生育が期待できない森林等、天然力による更新が期待されない森林、または周辺の伐採跡地の天然更新の状況から見て更新が図られていない地域については、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として特定するものとする。

また、未立木地が存在する場合や森林の早期回復に対する社会的要請の高い地域は、植栽による更新を積極的に進めるものとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定められるものとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

3 間伐および保育に関する事項

既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案し、計画事項を定めるものとする。

ただし、最終的に目標とする森林の姿やコストの低減などを考慮した施業を行う場合に差し障りがある場合は、林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた時期や回数とするものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進ならびに林分の健全化および利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を標準とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。また、施業の省力化・効率化の観点から、「環境保全の森」を中心に列状間伐の導入に努めるものとする。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定められる。

(スギ 2,500 本/h a 植栽)

地位	間伐回数	林齢 (年)	樹高 (m)	間伐率 (%)	伐採後の成立本数
上	(自然枯死)				(2,300)
	初 回	15	8	10	2,100
	2 回目	20	11	14	1,800
	3 回目	25	14	17	1,500
	4 回目	30	16	27	1,100
	5 回目	35	18	27	800
	6 回目	45	22	25	600
	(7 回目) (8 回目)	60 80	26 31	17 20	500 400
中	(自然枯死)				(2,000)
	(除伐)	12	5	20	1,650
	1 回目	28	11	27	1,200
	2 回目	43	16	36	770
	(3 回目) (4 回目)	60 80	21 24	30 26	540 400
下	(自然枯死)				(2,000)
	1 回目	28	6	23	1,650
	2 回目	43	12	36	1,050
	(3 回目)	60	13	30	750
	(4 回目)	80	26	26	550
間伐木の 選定方法	間伐木の選定は、林分構造の適性化を図るよう形質不良木等を主として、上記の間伐率を目標とする。				

※ () 書きは、大径材を生産する場合の高齢級間伐を示す。

※地位の上中下はそれぞれ特Ⅰ等地、Ⅱ等地、Ⅳ等地を示す。

※材積に係る伐採率は35%以下とする。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進および林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

なお、保育の基準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定められる。

【スギ】

作業種	林 齢	回 数	備 考
根 踏 み	2年生	1回	融雪直後に植栽木（根浮）の根もとに、土をかけてよく踏み固める。
下 刈 り	2年生から	7～ 8回	年1回を原則とするが、雑草繁茂の著しい所では、2回刈りを実施する。 2回刈りは1回目6月、2回目8月中を標準とする。 ※4回目以降の下刈りについては雑草木や植栽木の生育状況により必要性を検討した上で実施
雪 起 し	3年生から	8～ 10回	融雪後直ちに実施する。
つる切り	9年生から	2回	下刈り終了後、つる類の繁茂状況に応じ、除伐時に併せて行う等、適切に実施する。
除 伐	9年生から	2回	生育が阻害されている箇所および阻害されるおそれのある箇所を対象に実施する。
枝 打 ち	13、17、21 25、30年生	5回	13年生頃から実施し、伐採前10年までに完了する。

(注) この標準表は、主たる保育作業の一般的な目安を示したものであり実行に当たっては画一的に行うことなく植栽木の生育状況、現地の実態、自然条件等に即した効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討のうえ適切に実行する。

(3) その他必要な事項

除伐、間伐にあつては、山ぎわ地域を重点的に進め、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮および将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存し育成するものとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林等については、森林の有する公益的機能の別に応じて「公益的機能別施業森林」と「木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」に区分するものとする。

ただし、各機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障がないような施業方法とするとともに、その区域が分かるよう明示する。

なお、森林の有する機能別の森林の所在、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案し、公益的機能別施業森林等の区域および公益的機能別施業森林等における施業の方法を定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

森林の保全に関する基本的な事項に示された森林の有する機能のうち、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を設定する。

具体的には、「水源涵養機能林」「山地災害防止機能林」「生活環境保全機能林」「保健文化機能林」とする。

ア 区域の設定の基準

① 水源涵養機能林（水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

ダム集水区域や主要河川上流に位置する森林および地域の用水源等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の発揮を重視すべき森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

② 山地災害防止機能林（土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

土砂の流出・崩壊その他災害の防備のための森林で、山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

③ 生活環境保全機能林（快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等で、風、霧等の自然的要因の影響および騒音や粉じん等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する森林等の生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

④ 保健文化機能林（保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

優れた自然景観等を形成する県民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林または地域の生態系や生物多様性の保存に不可欠な森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

なお、森林の構成および配置状況、地域住民の意向等から判断して、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成することが適切な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として、その区域を定めるものとする。

イ 施業の方法に関する指針

① 水源涵養機能林（水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

良質な水の安定供給を確保する観点から、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小および分散を基本とする森林施業を推進する。

具体的には、自然条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積および期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小および分散ならびに伐採年齢の延長を図るものとする。

② 山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林

（土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

（快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

（保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

次の a から c の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、（ウ）の択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるものとし、それ以外の森林については、（イ）の複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、（ア）の長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図る。

なお、保健文化機能林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する場合は（エ）の特定広葉樹育成森林を推進すべき森林として定める。

a 傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所または山腹の凹曲部等地表流水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理または片理が著しく進んだ箇所、破碎帯または断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝縮力の極めて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林

b 都市近郊林等に存在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

c 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、広葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育目的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能および文化機能の発揮が特に求められる森林等

（ア）長伐期施業を推進すべき森林

長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とし、原則として伐採の時期はおおむね標準伐期齢の2倍の林齢以上の時期とすることを定めるものとする。林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を、防止して下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施することとするが、立木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を

防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐として伐採するものとする。

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

複層林の造成に当たっては、当該森林の林齢が標準伐期齢に達した森林について、伐採を実施して下層木の植栽、または天然更新により実施するものとする。

主伐後の伐採跡地については、早期更新を確保するため、伐採が終了した日を含む伐採年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、本計画において定める標準的な本数を基準とし、伐採に係る伐採材積の比率に応じて植栽する。なお、天然更新を選択した場合は、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新の完了を確認する。また、更新が未了と判断される場合にあっては7年を経過する日までに追加的な天然更新補助作業または植栽を実施することとする。

造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として定めるものとする。

また、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って林内相対照度が低下し、下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため、適時に間伐を実施することが必要であるが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるものとする。

(ウ) 択伐による複層林施業を推進すべき森林

(イ)の方法に加えて、択伐の程度については景観の維持や保健・文化・教育的利用、生活環境保全機能の特質を阻害しない範囲とするが、適切な伐区の形状・配置、保護樹林帯の設置により当該機能の確保ができる場合は帯状伐採等の小面積皆伐によるものとする。

ただし、材積伐採率についてはいずれも30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とする。

(エ) 特定広葉樹育成施業を推進すべき森林

特定広葉樹は、現存樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定するものとする。

特定広葉樹の立木の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。

特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、または、その状態を維持するため、伐採を促進するものとする。

天然更新に必要な母樹のない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適切な生育を確保することが困難な森林の伐採跡地には、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また、天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の適切な更新を図るため必要に応じ刈り出し、植込み等の更新補助作業を行うものとする。

特定広葉樹の適切な生育に必要な芽かき、下刈り、除伐等の保育を実施することとし、特にタケの侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的なタケの除去を行うものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材生産機能林

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林とする。

なお、この区域のうち、林地生産力や傾斜、標高等の自然条件ならびに林道からの距離等の社会的条件において施業が有利な区域については、「特に効率的な施業が可能な森林」として設定するものとする。

イ 施業の方法に関する指針

木材生産機能林

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期および方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育および間伐等を推進することを基本とし、特に山ぎわを中心とした森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は原則、植栽による更新を行う。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設および改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備および保全、木材の生産および流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

なお、林道等の整備に当たっては、山ぎわなどの将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送などへの対応の視点を踏まえて推進していくこととする。

○基幹路網の現状（令和元年度末）

単位 延長：k m

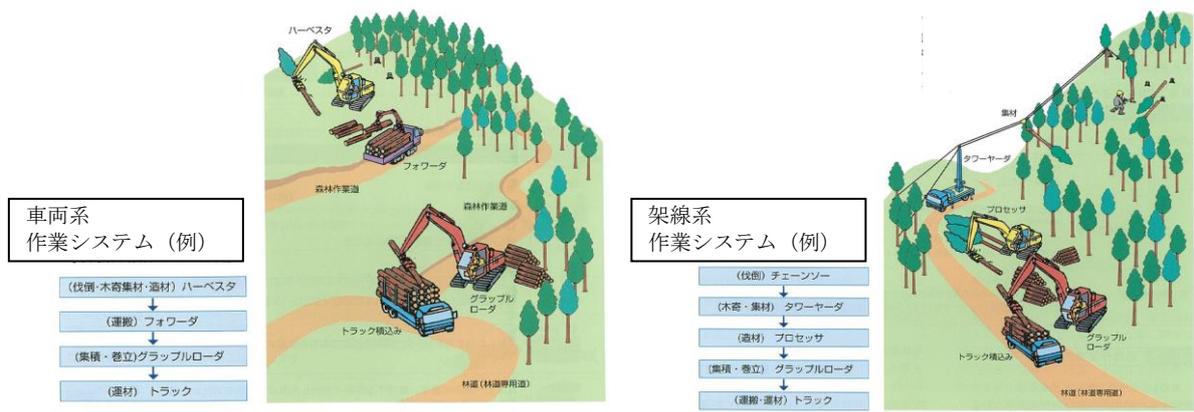
区 分	路線数	延長
基幹路網	1,036	1,639
うち林業専用道	5	4.3

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方

次表を目安として林道（林業専用道含む）および森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	基幹路網
			(林道・林業専用道)
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	110m以上	30~40m
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	85m以上	23~34m
	架線系 作業システム	25m以上	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60 (50) m以上	16~26m
	架線系 作業システム	20 (15) m以上	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5m以上	5~15m

注：「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。



(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方は、間伐等の森林施業を実施することが望ましいものの既設路網がなく基幹路網の開設が必要な区域を、路網整備等推進区域とし、路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

「林道規程」「林業専用道作設指針」「森林作業道作設指針」「福井県林業専用道作設指針」「福井県森林作業道作設指針」に則り開設する。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号）および「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」（令和元年5月28日付け県材第411号）を踏まえ、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせて実施する。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在およびその搬出方法
該当なし

(6) その他必要な事項

ア 路線の選定および施工

路線の選定に当たっては、風致の維持および文化財の保護等に十分考慮した選定を行うものとする。

また、溪流沿いの林道においては、溪流の洪水水位高を考慮した線形を選定するとともに、溪流等の横断箇所における土砂や流木等の流出による暗渠等の閉塞を回避するための土砂止工等を積極的に採用し、災害に強い路網整備を進めることとする。

イ 自然環境への配慮

路網の施工に当たっては、現地地形に即した線形を採用し切土盛土法面の縮小に努めるとともに、緑化が必要な場合は在来種を適用することとする。

また、間伐材等の利用促進を図るため、丸太伏工等の木製構造物を積極的に取り入れるなど環境に配慮した工法を採用していく。

ウ 林道の維持管理

路網の維持・管理に当たっては、管理主体が定期的にパトロールを行うなど適正な管理に努める

ものとする。なお、基幹となる林道など通行量が多い路線については特に留意することとする。

エ 林道の利用拡大

平成 21 年に本県で開催された全国植樹祭の開催を契機とした県民運動の一つである「自然を知り伝える運動」を推進するため、林道を活用して森林とのふれあいの場を県民に提供するなど、林道の役割や森林・林業に対する理解の増進に努めるものとする。

オ 森林作業道の整備

林道と施業対象地を機能的に連結し、保育・間伐等集約的な施業を確保するため、森林作業道の整備を促進するものとする。特に所有規模の小さい森林が多く、それらの森林について集落単位など一体的な施業の実施が期待される地域にあっては、森林作業道を開設し利用管理を行うなど、効率的な路網の整備に努めるものとする。

6 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

計画区内の森林所有者、森林組合、市町等の関係者の合意形成を図りつつ、森林施業の集約化、林業従事者の確保・育成、林業機械化の促進および県産材の流通・加工体制の整備などを以下により総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針

ア 森林組合等による森林施業受委託の促進

不在村森林所有者の増加および森林所有者の高齢化が進んでいる地域等にあつては、森林組合等による施業の受委託を促進し、当該所有者に対する普及・啓蒙活動を強化し、適正な森林施業の確保に努めるものとする。

イ 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

計画的・効率的に森林の整備や木材の生産を行うため、集落を単位として組織化を図るものとする。

特にコミュニティ林業で木材生産を進める組織「地域木材生産組合」については、県、市町の指導や森林組合等の協力を得て設立を進めるものとする。

ウ 森林施業共同化の指導體制の強化

森林施業共同化の促進に資するため、県（林業普及指導員）、市町、森林組合等が連携し森林所有者に対する指導活動を強化するものとする。

エ 境界の整備など森林管理の適正化

間伐等の適切な整備および保全を推進するための条件整備として、航空レーザ測量による情報の提供および開示等、ICT 技術を活用した森林境界明確化を推進するなど森林管理の適正化を図るものとする。

オ 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施等

森林の経営管理を森林所有者自らが、実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある森林経営者に再委託するとともに、再委託できない森林および再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林および再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針

ア 競争力のある林業事業体を育成

林業経営コンサルティングの活用により経営改善を推進するとともに、保有機械の

改良や設備強化等により作業効率化や生産拡大を促進する。

イ 若者や女性が活躍できる就労環境を整備

安全装備の支援や労働安全講習会の開催により、従事者が安心して働ける環境を整備するとともに、労務の流動化により通年雇用を確保する。

ウ ふくい林業カレッジ等による人材の確保

林業カレッジにおいて安全教育に対する強化や ICT 技術など研修内容の充実と短期コースの新設により、即戦力となる人材を確保・育成する。

また、林業 PR・就業ガイド作成など林業および林業事業体の情報発信により人材を確保する。

エ 技術力のある人材を育成

施業集約化の核となる森林施業プランナーおよび低コスト生産を行う林業従事者を育成するとともに、主伐の施業手法や ICT 技術など生産拡大や効率化につながる技術向上研修を開催する。

また、林業事業体同士での技術交流を推進する。

オ 地域に根差した経営意欲の高い自伐林家を育成

自伐林家（自伐型林業含む）が行う森林整備に必要な技術・知識の習得や労働安全に関する研修会を開催するとともに、木材利用や特用林産物の生産など森林資源を有効活用する取り組みを推進する。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

高性能林業機械の導入促進

林業生産性の向上および労働強度の軽減を図るため、地域に適した高性能林業機械を利用した機械作業システムの導入を推進するものとする。

このため、林業事業体への機械作業の普及啓発、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用化等機械作業システム化を推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な路網等の施設の整備に努めるものとする。

また、民間企業等と連携し、作業システムの構築などを進めるものとする。

区 分	機械作業システム	主 要 機 械
大規模專業型 緩傾斜地～ 急傾斜地	高性能大型車両系	ハーベスタ プロセッサ フォワーダ タイプ
大規模專業型 中傾斜地～ 急峻地	高性能大型架線系	タワーヤーダ スイングヤーダ プロセッサ タイプ

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

充実した森林資源を有効に活用し、適切な森林管理につなげるため、福井県木材トレーサビリティ認証制度を活用するなど、合法伐採木材の流通促進を図るとともに、大規模工場の誘致や小規模製材工場の連携による木材加工流通体制の強化を通じて県産材

の利用拡大を推進するものとする。

特に県内に B 材需要がないため、C 材として供給する比率が高い状況にあり、原木の質に応じたバランスの良い需要構造とすることが必要となっていることから、県産材の供給拡大の受け皿として、県内に B 材の大規模加工工場の誘致を進めるものとする。

また、林地残材等の有効利用や木質バイオマスの地域内利用を図るため、木質バイオマスボイラー等の導入による熱利用を推進するものとする。

(6) その他必要な事項

林業や木材産業での就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進するとともに、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。

また、自伐林家や地域住民、NPO 等の多様な主体による森林資源の利活用等を推進するものとする。

7 その他森林の整備に関する事項

(1) 針広混交林化に関する事項

ア 針広混交林化に関する基本的事項

ダム上流など奥山の水源地域等の環境林において、公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なスギ等針葉樹については、天然力を活用した広葉樹の導入等により針広混交林に誘導するものとする。

イ 針広混交林化の方法

針広混交林化に当たっては、針葉樹一斉林を列状、帯状、群状（モザイク状）に伐採し、天然更新を主体とし広葉樹の導入育成を図るものとする。

なお、急傾斜で伐採によりなだれが発生するおそれがある箇所については、帯状（横列）、群状（モザイク状）伐採を基本とする。

また、広葉樹の導入に当たっては更新が確実に図られるよう次の事項に留意する。

① 事前予測

伐採前に広葉樹の稚樹が侵入しているか、埋土種子があるか、周辺に広葉樹の母樹が存在するかを確認し更新が可能か判断すること。

② 更新補助作業

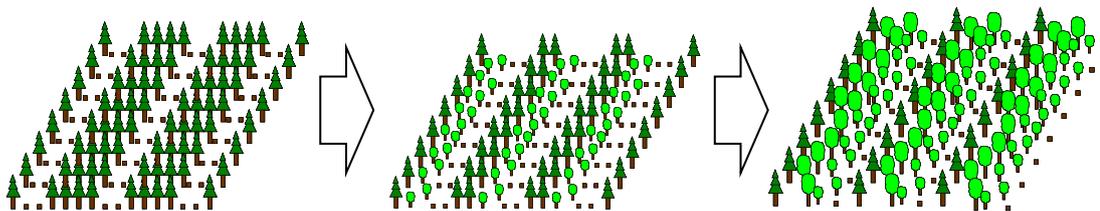
必要に応じ造林技術基準で定める地表処理を行うこと。

③ 更新完了基準

伐採後 5 年以内に福井県天然更新完了基準に基づく更新状況の確認を行い、更新が完了していない場合は、植栽または追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図ること。

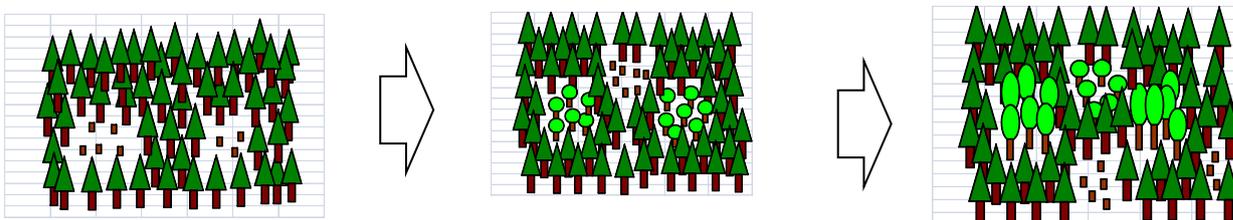
(参考)

①列状間伐

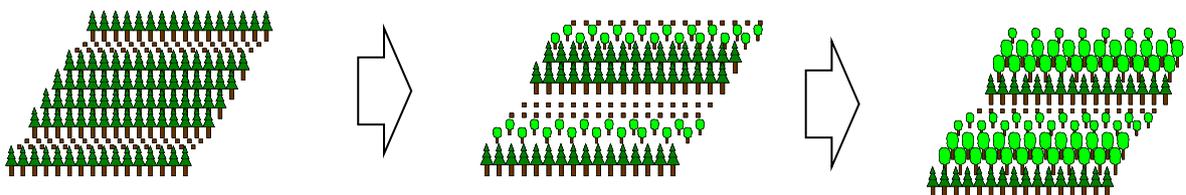


②群状（モザイク状）伐採、帯状伐採

(群状)



(帯状) : 横列、縦列



第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

所 在		面 積 (ha)	留 意 す べ き 事 項	備 考
市 町	地 区 (林班)			
総 数		72,744.86	<p>1 立木の伐採にあたっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう大面積の皆伐をさけること。</p> <p>2 土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあってもその目的態様に応じた必要最小限の規模にとどめ、土砂の流出、崩壊防止等の施設を設けるなど十分土地の保全に留意すること。</p>	<p>対象森林 次の保安林及び普通林で、山地災害防止機能等を高度に発揮させる必要のある森林。</p> <p>(1) 水源涵養 (2) 土砂流出防備 (3) 土砂崩壊防備 (4) 干害防備 (5) なだれ防止 (6) 魚つき</p>
福井市	7~9, 11, 12, 14~17, 19, 20, 32, 33, 38~41	5,113.90		
	52, 56~58, 60, 62, 82~89, 91, 97, 104, 109, 113			
	114, 137, 138, 146, 147, 150, 151, 154~167, 170, 172			
	176, 177, 187, 191~193, 196~199, 201~211, 213			
	215~218, 220, 222, 223, 225, 227~229, 239, 240			
	242, 244, 246~249, 251~265, 278, 282~284, 286~290			
	299, 300, 306~308, 313, 316~318, 320, 321			
	324~329, 331, 332, 335, 337, 338, 340~350			
	352~355, 357~364, 366, 368~375, 378~384			
	386, 388~392, 396, 397, 415, 420, 425, 427, 430, 435			
	437, 440~442, 446, 448, 450, 452, 456~459, 462			
	463, 466, 468, 471, 474~479, 481, 482, 485, 486, 489			
	492~494, 493, 494, 496, 498~502, 505~508, 510~514			
	516~519, 530, 532, 535~541, 545, 547~553, 555, 556, 558			
560, 562~565, 567, 568, 570~572, 574, 576, 578~580, 583				
596, 598, 604~611, 614~624, 626~630, 633~640				
649, 651~653, 661, 663, 664, 666				
永平寺町	13~16, 21, 22, 29~38, 44, 45, 66~81, 85~87 90, 95, 99~106, 108, 110, 111, 116~119, 123, 124	2,199.14		
あわら市	1, 2, 7, 11, 18, 24~26, 31, 32, 44, 49, 72, 73 80~90, 94~101, 104, 105	1,031.46		
坂井市	13, 14, 20, 21, 24~30, 32, 36, 38~71, 73~81 85, 87~93, 95~101, 103~105, 107, 109, 110 115~118, 124, 127~131	3,509.12		
大野市	1~3, 6~9, 11~14, 16~19, 21~23, 25~30, 32, 33, 35~46, 48~57, 59~75	35,459.65		
	78~112, 115~177, 179, 181, 183~208			
	210~216, 218, 220, 221, 224~229, 231~235			
	237~239, 242~244, 246~252, 254~257			
	259~262, 264~267, 269, 270, 272~274, 276, 277			
	279, 280, 283, 284, 286, 287, 289~292, 296~301			
	303~310, 312~314, 316, 319~332, 334, 337~339			
	342, 344, 346~356, 358, 362~366, 371~373			
	386~389, 391, 392, 403~408, 410~412, 414~424			
	426~432, 434~441, 443~458, 461~467, 469			
	471~477, 479~482, 484~498, 500~509, 511, 512			
	515~520, 527~531, 534~544, 546, 547, 553			
	556~573, 575~583, 585~636, 638, 689, 641, 643			
646~687, 689~710, 712~726				

所 在		面 積 (ha)	留 意 す べ き 事 項	備 考		
市 町	地 区 (林班)					
勝山市	1, 3, 13, 15, 16~29, 31~38, 42~45, 54, 63~66	5, 390. 54	1 立木の伐採にあたっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう大面積の皆伐をさけること。 2 土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合であってもその目的態様に応じた必要最小限の規模にとどめ、土砂の流出、崩壊防止等の施設を設けるなど十分土地の保全に留意すること。	対象森林 次の保安林及び普通林で、山地災害防止機能等を高度に発揮させる必要のある森林。 (1)水源涵養 (2)土砂流出防備 (3)土砂崩壊防備 (4)干害防備 (5)なだれ防止 (6)魚つき		
	69, 70~74, 76~78, 82~88, 90, 92, 93, 95~100					
	108, 109, 110, 112, 118~120, 122~128, 130, 132					
	133, 135, 137~140, 142, 144~147, 149~171					
	173~175, 177~180, 183, 185, 188, 190~196, 198					
	203, 204, 206~220, 232~236, 238~242, 250					
264, 265, 272~274, 276, 277, 304~308						
越前市	7, 8, 10, 11, 20~25, 27, 37, 40~43, 48, 58	1, 576. 08				
	68~71, 73, 79, 84~87, 89, 90, 97, 98, 108, 112					
	134, 146, 147, 149, 167, 171, 180, 187, 204~206, 214					
	225~228, 233, 242, 244, 247, 250, 252, 254, 255					
	257~265, 269, 276, 278, 279, 281~283, 286, 292					
	293, 294, 296, 297, 305, 306, 308, 310, 312					
鯖江市	14, 19, 39, 47~53, 55, 61	286. 74				
池田町	1~11, 14, 16~21, 23~46, 50~59, 61~64	7, 581. 36				
	66~75, 77~143, 145~148, 150~158, 160~169					
	171~179, 181, 187~206, 210~240, 242					
	245~253, 255~261, 263, 265, 266					
南越前町	1, 2, 5, 7, 8, 10~17, 20, 22, 23, 25, 27~34, 37	9, 125. 45				
	39, 42~45, 47~53, 58, 61, 63~67, 69, 70, 73~82					
	84~93, 95~100, 103~107, 109~123, 125, 126					
	130~132, 134~138, 140, 146, 150, 151, 154~161					
	163, 165~167, 169~173, 175~178, 180, 182					
	183, 185, 186, 188, 191~199, 201~211, 215~227					
	229, 230~258, 260~285, 288~299, 302~323					
	326, 328~331, 337~342, 345, 346, 349, 350					
	353, 354, 356~359, 361, 363~365, 367, 369~387					
	392, 393, 398, 402, 405, 408, 410, 413, 414, 418, 420					
	422, 423, 431, 436, 439, 440~443, 448, 452~455					
	457, 458, 461, 463~468, 471, 474, 476, 477, 479, 480					
越前町	12, 17, 33, 34, 43, 49, 62, 64, 67, 70, 72, 74, 80, 96	1, 471. 42				
	99, 100~104, 106~119, 121, 122, 124, 125, 127, 129					
	130~133, 136, 140, 143, 144, 146, 147, 150~155					
	157~163, 166~171, 175, 183, 184, 190, 193, 202					
	204, 205~211					

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林およびその搬出方法
該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切り取り、盛土等土地の形質の変更に当たっては、森林の保全に十分留意するとともに、必要に応じて法面緑化工、土留工、排水施設等土砂の崩壊、流出防止の施設を設けるなど、適切な保全措置を講ずるものとする。

なお、太陽光発電施設の設置にあたり、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取り組みの実施などに配慮するものとする。

加えて、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域内で盛土等を行う場合においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際

の技術的基準を順守させるなど、制度を適正に運用し災害の未然防止に努めるものとする。

- (4) その他必要な事項
該当なし

2 保安施設に関する事項

- (1) 保安林の整備に関する方針

水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の整備を計画的に推進するとともに、必要に応じて既に指定されている保安林の指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

- (2) 保安施設地区の指定に関する方針
該当なし

- (3) 治山事業の実施に関する方針

森林整備保全事業計画にも掲げられている、山地災害防止機能等が確保された集落の数を増加させるため、山地災害危険地区の着手率を高めることを目的に、人家、公共施設、幹線道路（国道、県道）を保全対象に抱える地区を優先し治山事業を進める。その際、流域治水の取り組みと連携し浸透・保水機能を維持・向上させる施策、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採などの施策を講じるよう努めるものとする。

- (4) 特定保安林の整備に関する事項
該当なし

- (5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、市町等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整等および標識の設置等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

- (1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータや福井県ニホンジカ保護管理計画モニタリング業務によるデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定する。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新および造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法

により、テープ巻き等の植栽木の保護措置または捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。

(2) その他必要な事項

森林経営計画の区域内の森林において人工植栽を計画する場合は、鳥獣害の被害防止対策が必須となっており、被害防止の方法の実施状況を市町において確認すること。確認方法は、実施事業体や森林組合、市町の鳥獣害対策協議会等への聞き取り調査や必要に応じて現地調査を実施するものとする。

4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害被害の防止については、被害の実態を的確に把握し適切な措置を講ずることとする。松くい虫被害やナラ集団枯損被害については、守るべき森林のエリアを限定して樹幹注入などの予防・駆除対策の集中的な実施を推進し、松くい虫被害地については、福井県で開発した抵抗性アカマツや抵抗性クロマツを活用し、松くい虫被害地の復旧やマツタケ林の再生などを進めることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アに定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域以外の対象鳥獣による森林被害については、被害対策、個体数管理、生息地対策を総合的に推進する。

具体的には、人工林における剥皮被害等の予防対策や間伐などの森林管理と、防除柵設置を兼ねた管理道の設置、奥山における針広混交林化を進めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

近年、森林レクリエーションや山菜採取等で森林への入り込み者が増加しており、これに伴って山火事の危険性が増大している。そこで山火事防止意識の普及啓蒙のため、標識類の設置やマスコミを通じた広報活動等を積極的に推進することとする。

なお、森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合は、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

(4) その他必要な事項

森林内における不法投棄や無許可伐採等の早期発見、春先の林野火災多発期における山火事予防のための巡視を重点的に行う。梅雨、台風、豪雨による森林被害や林道等の公共施設への被害を早期に発見し、適切な措置を講ずる。

また、森林の整備については、福井県環境基本計画（平成30年3月策定）における里山里海湖の保全・再生や生物多様性を重視した自然環境の保全再生、また福井県第二種特定鳥獣管理計画一

ニホンジカ（令和2年8月変更）、一ノシシ（令和2年8月変更）、ニホンザル（令和2年3月変更）や福井県第一種特定鳥獣保護計画ツキノワグマ（平成29年3月策定）における生息環境ごとの管理、被害防除対策との整合性を図りながら取り組むこととする。

5 その他森林の保全に関する事項

(1) 森林の土地売買の監視に関する事項

ア 森林売買の監視に係る基本的事項

森林を売買する場合、農地のような売買規制がなく自由な売買が可能となっている。

一方、森林については無秩序な開発等を防止するため、森林法のもとで、伐採規制や開発規制等が施されているが、森林を適切に管理する意志のない者が森林を所有した場合、無許可や無届の伐採、産業廃棄物不法投棄、地下水等の過剰取水など様々な問題が生じるおそれがある。

このため、特に、ダム上流や生活用水を供給する井戸などの公共用水源上流の森林については、山林売買を事前に把握して、不適正な利用を抑止するなど監視の強化を図るものとする。

イ 監視の強化を図るべき区域

○ダム上流の森林

- ・武周ヶ池ダム（福井市、越前町）
- ・滝波ダム（福井市、越前町）
- ・仏原ダム（大野市）
- ・真名川ダム（大野市）
- ・浄土寺川ダム（勝山市）
- ・小原ダム（勝山市）
- ・総ヶ谷ダム（越前市）
- ・龍ヶ鼻ダム（坂井市）
- ・永平寺ダム（永平寺町）
- ・柘谷ダム（南越前町）
- ・広野ダム（南越前町）
- ・開谷ダム（越前町）

○生活用水を供給する井戸などの公共用水源上流の森林

○水源かん養保安林

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業および公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の動向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

特に多様な広葉樹が現存し、多くの地域住民がレクリエーションの場として活用しており、今後、四阿等の施設整備が予定され、入込み数の増大が見込まれる区域の森林については、積極的に保健機能森林として整備するものとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、県土の保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全および森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土保全および文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあっては、その樹高）を定めるものとする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林および施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備ならびに利用者の安全および交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全、県土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：千 m³

区 分	総 数			主 伐			間伐	
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	
総 数	2,786	2,711	75	1,247	1,172	75	1,539	
前半5か年の計画量	1,392	1,358	34	565	531	34	827	
市町別内訳	福 井 市	650	642	8	356	348	8	294
	永 平 寺 町	111	108	3	64	61	3	47
	あ わ ら 市	88	86	2	48	46	2	40
	坂 井 市	120	118	2	53	51	2	67
	大 野 市	504	477	27	141	114	27	363
	勝 山 市	257	251	6	102	96	6	155
	越 前 市	261	258	3	130	127	3	131
	鯖 江 市	74	72	2	50	48	2	24
	池 田 町	254	248	6	112	106	6	142
	南 越 前 町	276	263	13	111	98	13	165
越 前 町	191	188	3	80	77	3	111	

2 間伐面積

単位：ha

区 分	間伐面積	
総 数	30,000	
前半5か年の計画量	16,100	
市町別内訳	福 井 市	5,500
	永 平 寺 町	800
	あ わ ら 市	900
	坂 井 市	1,300
	大 野 市	7,400
	勝 山 市	2,800
	越 前 市	2,500
	鯖 江 市	500
	池 田 町	2,700
	南 越 前 町	3,400
越 前 町	2,200	

3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区 分		人工造林	天然更新
総 数		2,892	1,154
前半5か年の計画量		1,341	522
市 町 別 内 訳	福井市	813	273
	永平寺町	129	48
	あわら市	111	72
	坂井市	106	50
	大野市	349	180
	勝山市	165	61
	越前市	344	134
	鯖江市	96	23
	池田町	196	51
	南越前町	284	147
越前町	299	115	

4 林道の開設および拡張に関する計画

単位 延長：m 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長 (箇所数)	利用区 域面積	うち前半5 か年分	対図 番号	備考
開設			福井市	越前西部四号線	160	824	○	①	
開設			福井市	北山第二支線	300	56		①	
開設			福井市	白浜線	1,501	50		①	
開設			福井市	下一光線	274	109		①	
開設			福井市	尾蛇羅線	188	51		①	
開設			福井市	三本松線	495	65		①	
開設			福井市	榎ノ尾線	2,000	55		①	
開設			福井市	畠中～奥山線	340	84		①	
開設			福井市	大矢線	207	37		①	
開設			福井市	別畑線	2,660	118		①	
開設			福井市	水谷線	1,060	87		①	
開設			福井市	宿堂線	80	21		①	
開設			福井市	別所(西別所)線	120	53		①	
開設			福井市	白滝線	900	77		①	
開設			福井市	滝の上線	20	60		①	
開設			福井市	本堂谷線	560	66		①	
開設			福井市	雲居谷線	600	31		①	
開設			福井市	矢の谷線	930	59		①	
開設			福井市	深谷線	575	201		①	
開設			福井市	花立線	402	1		①	
開設			福井市	田ノ谷線	150	53		①	
開設			福井市	八幡線	1,930	76		①	
開設			福井市	小屋谷線	816	35		①	
開設			福井市	江の谷線	450	30		①	
開設			福井市	大田向線	500	33		①	
開設			福井市	灯豊～田ノ頭線	2,105	84		①	
開設			福井市	金屋線	696	95		①	
開設			福井市	大日線	832	13		①	
開設		林業専用道	福井市	安居1号線	356	87	○	①	
開設			福井市	大谷(花野谷)線	66	53		①	
開設			福井市	篠尾第一支線	300	180		①	
開設			福井市	高尾線	180	14		①	
開設			福井市	鹿俣線	153	33		①	
開設			福井市	枳泉線	2,000	56		①	
開設			福井市	千岩線	150	40		①	
開設			福井市	鉾ヶ崎線	80	31		①	
開設			福井市	角原線	500	42		①	

開設			福井市	合 谷 線	250	33		①	
開設		林業専用道	福井市	東大味1号線	66	30	○	①	
開設			福井市	河内本線	690	290		①	
開設			福井市	上小谷線	410	17		①	
開設			福井市	大平線	200	52		①	
開設			福井市	中山線	50	29		①	
開設			福井市	腰前線	400	48		①	
開設			福井市	五六谷線	400	18		①	
開設			福井市	野波線	30	116		①	
開設			福井市	波小谷線	310	62		①	
開設			福井市	西中～仁位線	900	79		①	
開設			福井市	西奥線	180	94		①	
開設			福井市	石原～芦谷線	84	107		①	
開設			福井市	平岩線	20	3		①	
開設			福井市	梅ヶ岩線	2,878	158		①	
開設			福井市	寺尾線	500	27		①	
開設			福井市	瀬ヶ口～奥山線	3,600	140		①	
開設			福井市	西山(三万谷)線	1	63		①	
開設			福井市	浜北山線	889	186		①	
開設			福井市	黒谷線	1,400	61		①	
開設			福井市	荒谷(平尾)線	498	37		①	
開設			福井市	二上～西袋線	1,000	31		①	
開設			福井市	西荒井～猫瀬線	4,300	76		①	
開設			福井市	栃泉第2支線	850	12		①	
開設			福井市	別所線	1,450	51		①	
開設			福井市	瀬ヶ口鍋谷線	2,500	84		①	
開設			福井市	鞍懸線	900	19		①	
開設			福井市	在田線	800	38		①	
開設			福井市	坪谷線	500	46		①	
開設			福井市	柿木谷線	340	60		①	
福井市計				67路線	51,032		3箇所		
開設			永平寺町	柿谷支線	300	13		①	
開設			永平寺町	篠尾～上吉野線	1,400	41		①	
開設			永平寺町	堰谷線	200	22		①	
開設			永平寺町	平野山線	200	35		①	
開設			永平寺町	南熊谷支線	300	10		①	
開設			永平寺町	室線	300	21		①	
開設			永平寺町	後谷線	300	349		①	
開設			永平寺町	大杉谷線	300	56		①	
開設			永平寺町	上浄法寺線	300	788		①	
開設			永平寺町	幸当谷線	200	19		①	
開設			永平寺町	谷口大谷線	400	63		①	

開設			永平寺町	寺 本 線	200	19		①	
開設			永平寺町	轟 線	300	218		①	
開設			永平寺町	鳴 鹿 線	400	94		①	
開設			永平寺町	山 ~ 城 山 線	2,200	248		①	
開設			永平寺町	口 ク 口 谷 線	300	44		①	
開設			永平寺町	下 浄 法 寺 線	300	53		①	
開設			永平寺町	栃 原 本 線	300	215		①	
開設			永平寺町	愛 宕 山 線	1,700	67		①	
開設			永平寺町	大 谷 1 号 支 線	500	23		①	
開設			永平寺町	大 月 西 山 線	500	32		①	
開設			永平寺町	竹 原 2 号 線	1,000	114		①	
開設			永平寺町	竹 原 本 線	1,400	336		①	
永平寺町計				23路線	13,300		0箇所		
福井農林総合事務所計				90路線	64,332		3箇所		
開設			あわら市	青 谷 ~ 間 元 線	3,500	212		②	
開設			あわら市	牛 の 谷 線	700	128		②	
開設			あわら市	清 滝 線	500	284		②	
開設			あわら市	南 一 の 谷 線	500	41		②	
開設			あわら市	熊 坂 線	1,200	115		②	
あわら市計				5路線	6,400		0箇所		
開設			坂井市	木 波 線	1,350	87		②	
開設			坂井市	岩 ケ 谷 線	600	43		②	
開設			坂井市	大 滝 線	600	145		②	
開設			坂井市	豊 原 線	1,000	255		②	
開設			坂井市	中 の 谷 線	500	39		②	
開設			坂井市	万 徳 線	700	65		②	
坂井市計				6路線	4,750		0箇所		
坂井農林総合事務所計				11路線	11,150		0箇所		
開設			大野市	草 の 峰 線	2,900	56		③	
開設			大野市	上 野 線	67	394		③	
開設			大野市	小 畑 線	200	376		③	
開設			大野市	野 田 線	1,300	127		③	
開設			大野市	滝 ケ 谷 線	250	40		③	
開設			大野市	白 谷 線	300	284		③	
開設			大野市	宝慶寺・千本杉線	4,650	239		③	
開設			大野市	野々小屋線	2,100	1,110		③	
開設			大野市	朝 日 線	3,000	131		③	
大野市計				9路線	14,767		0箇所		

開設			勝山市	越前大仏線	3,300	1,216		③	
開設			勝山市	勝山北部1号線	3,100	1,768		③	
開設			勝山市	芦谷線	600	19		③	
開設			勝山市	一本松線	5,000	137		③	
開設			勝山市	亥振谷線	300	49		③	
開設			勝山市	牛ヶ谷線	200	288		③	
開設			勝山市	小暮見線	400	172		③	
開設			勝山市	新道横倉線	200	1,165		③	
開設			勝山市	新道横倉2号線	900	288		③	
開設			勝山市	取立山線	600	214		③	
開設			勝山市	中の平線	300	53		③	
開設			勝山市	中山線	100	88		③	
開設			勝山市	畑ヶ城線	700	238		③	
開設			勝山市	牛ヶ谷2号線	300	32		③	
開設			勝山市	保月山線	700	29		③	
開設			勝山市	杉山線	200	785		③	
開設			勝山市	明栃線	300	39		③	
開設			勝山市	松尾線	500	149		③	
開設			勝山市	大師山線	300	116		③	
開設			勝山市	栃神谷線	300	144		③	
開設			勝山市	水無線	700	153		③	
開設			勝山市	西ヶ平線	300	220		③	
開設			勝山市	金山線	400	199		③	
開設			勝山市	細野口線	300	97		③	
勝山市計				24路線	20,000		0箇所		
奥越農林総合事務所計				33路線	34,767		0箇所		
開設			越前市	三ツ木谷線	3,400	93		④	
開設			越前市	笹尾野支線	1,500	35		④	
開設			越前市	火与地線	1,000	56		④	
開設			越前市	芦谷支線	438	21		④	
開設			越前市	上月尾線	1,256	80		④	
越前市計				5路線	7,594		0箇所		
開設			鯖江市	三ツ峰線	150	108		④	
開設			鯖江市	城山線	1,750	44		④	
開設			鯖江市	砥山線	150	68		④	
開設			鯖江市	上河内間地線	150	57		④	
開設			鯖江市	佐々ヶ線	350	49		④	

開設			鯖江市	口 三 ツ 俣 線	350	35		④	
開設			鯖江市	東 谷 線	350	58		④	
開設			鯖江市	上 間 谷 線	350	34		④	
開設			鯖江市	巳 ノ 松 線	400	24		④	
鯖江市計				9路線	4,000		0箇所		
開設			池田町	赤 谷 ～ 清 水 谷 線	4,600	492		④	
開設			池田町	野 尻 ～ 千 代 谷 線	870	294	○	④	
開設			池田町	山 田 ～ 清 水 谷 線	600	339		④	
開設			池田町	阿 久 和 俣 線	1,000	269		④	
開設			池田町	滝 の 谷 線	534	187	○	④	
開設			池田町	角 間 谷 線	1,000	58		④	
開設			池田町	白 谷 線	1,000	72		④	
開設			池田町	下 荒 谷 線	1,000	219		④	
開設			池田町	尾 幸 谷 線	3,551	138		④	
開設			池田町	青 坂 線	1,000	39		④	
開設			池田町	小 西 線	1,000	88		④	
池田町計				11路線	16,155		2箇所		
開設			南越前町	越 前 南 部 線	664	1,444		④	
開設			南越前町	奥 野 々 寺 谷 線	400	170		④	
開設			南越前町	金 粕 奥 山 線	200	86		④	
開設			南越前町	大 畑 線	300	60		④	
開設			南越前町	大 道 谷 線	300	75		④	
開設			南越前町	中 小 屋 線	300	217		④	
開設			南越前町	広 野 ～ 榊 谷 線	3,450	344		④	
開設			南越前町	宅 良 ～ 堺 線	300	786		④	
開設			南越前町	合 波 ～ 二 ツ 屋 線	300	195		④	
開設			南越前町	荒 谷 線	300	114		④	
開設			南越前町	小 鶴 目 線	300	74		④	
開設			南越前町	瀬 戸 線	300	114		④	
開設			南越前町	久 喜 大 谷 線	300	148		④	
開設			南越前町	大 門 寺 谷 線	300	175		④	
開設			南越前町	菅 谷 ～ 湯 尾 線	300	198		④	
開設		林業専用道	南越前町	菅 谷 ～ 大 谷 線	2,040	145		④	
開設			南越前町	奥 山 線	300	220		④	
開設			南越前町	菅 谷 線	300	176		④	
開設			南越前町	河 野 線	1,500	67		④	
開設			南越前町	小 豆 谷 線	1,000	48		④	
南越前町計				20路線	13,154		0箇所		

開設			越前町	越前岬線	3,600	536		④	
開設			越前町	中畑支線	100	18		④	
開設			越前町	小川～越知山線	1,200	258		④	
開設			越前町	水無線	700	82		④	
開設			越前町	若須谷線	1,300	112		④	
開設			越前町	梨子ヶ平線	700	116		④	
越前町計				6路線	7,600			0箇所	
丹南農林総合事務所計				51路線	48,503			2箇所	
越前地域				185路線	158,752			5箇所	

単位 延長：m 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長 (箇所数)	利用区 域面積	うち前半5 か年分	対図 番号	備考
拡張		(改良)	福井市	赤岩線	(1)	204		①	
拡張		(改良)	福井市	上一光線	(1)	37		①	
拡張		(改良)	福井市	北山線	(1)	217		①	
拡張		(改良)	福井市	片倉線	(1)	19		①	
拡張		(改良)	福井市	二枚田幹線	(1)	1,377		①	
拡張		(改良)	福井市	越前西部四号線	(1)	824		①	
拡張		(改良)	福井市	美山線	(1)	1,857		①	
拡張		(改良)	福井市	大仏線	(1)	3,177		①	
拡張		(改良)	福井市	小当見向山線	(1)	125	○	①	
拡張		(改良)	福井市	蔵作本線	(1)	294		①	
拡張		(改良)	福井市	河原奥山線	(1)	197		①	
拡張		(改良)	福井市	皿谷線	(1)	145		①	
拡張		(改良)	福井市	梶谷本線	(1)	74		①	
拡張		(改良)	福井市	西炭線	(1)	119		①	
拡張		(改良)	福井市	松葉尻線	(1)	93		①	
拡張		(改良)	福井市	美山～大野線	(1)	504		①	
拡張		(改良)	福井市	梅ヶ岩線	(1)	158		①	
拡張		(改良)	福井市	清水線	(1)	87		①	
拡張		(改良)	福井市	朝谷本線	(1)	78		①	
拡張		(改良)	福井市	下薬師線	(1)	56		①	
拡張		(改良)	福井市	神当部本線	(1)	169		①	
拡張		(改良)	福井市	西中仁位線	(1)	79		①	
拡張		(改良)	福井市	間戸線	(1)	146		①	
拡張		(改良)	福井市	大谷西俣線	(1)	214		①	
拡張		(改良)	福井市	河内本線	(1)	290		①	
拡張		(改良)	福井市	中手線	(1)	189		①	
拡張		(改良)	福井市	村上線	(1)	108		①	

拡張		(改良)	福井市	上河内線	(1)	337		①	
拡張		(改良)	福井市	黒谷河内線	(1)	254		①	
拡張		(改良)	福井市	菅谷線	(1)	22		①	
拡張		(改良)	福井市	波小谷線	(1)	62		①	
拡張		(改良)	福井市	越前西部3号線	(1)	918		①	
拡張		(改良)	福井市	居倉線	(1)	68		①	
拡張		(改良)	福井市	浜北山線	(1)	186		①	
拡張		(改良)	福井市	荒谷線(平尾)線	(1)	37		①	
拡張		(改良)	福井市	瀬ヶ口西浦線	(1)	46		①	
拡張		(改良)	福井市	市布線	(1)	91		①	
拡張		(改良)	福井市	深之谷線	(1)	36	○	①	
拡張		(改良)	福井市	常森線	(1)	115	○	①	
拡張		(改良)	福井市	正ヶ谷線	(1)	32	○	①	
拡張		(舗装)	福井市	越前西部四号線	5,000	824		①	
拡張		(舗装)	福井市	赤岩線	1,400	204		①	
拡張		(舗装)	福井市	上一光線	2,700	37		①	
拡張		(舗装)	福井市	ジャバミ線	3,300	118		①	
拡張		(舗装)	福井市	常森～北山線	7,700	263		①	
拡張		(舗装)	福井市	常森線	1,200	122		①	
拡張		(舗装)	福井市	藤懸線	2,200	401		①	
拡張		(舗装)	福井市	美山線	4,172	307	○	①	
拡張		(舗装)	福井市	美山線	6,400	1,550	○	①	
拡張		(舗装)	福井市	大仏線	4,500	3,177	○	①	
拡張		(舗装)	福井市	河内本線	1,200	290		①	
拡張		(舗装)	福井市	下葉師線	250	56		①	
拡張		(舗装)	福井市	梅ヶ岩線	2,500	158		①	
拡張		(舗装)	福井市	清水線	350	87		①	
拡張		(舗装)	福井市	河原奥山線	800	197		①	
拡張		(舗装)	福井市	神当部本線	350	169		①	
拡張		(舗装)	福井市	西中仁位線	1,500	79		①	
拡張		(舗装)	福井市	間戸線	200	146		①	
拡張		(舗装)	福井市	大谷西俣線	500	214		①	
拡張		(舗装)	福井市	中手線	250	189		①	
拡張		(舗装)	福井市	村上線	800	108		①	
拡張		(舗装)	福井市	小当見向山線	350	125		①	
拡張		(舗装)	福井市	梶谷本線	300	74		①	
拡張		(舗装)	福井市	折立線	600	72		①	
拡張		(舗装)	福井市	地々谷線	400	56		①	
拡張		(舗装)	福井市	市布谷線	500	73		①	
拡張		(舗装)	福井市	所谷吉峰線	450	118		①	
拡張		(舗装)	福井市	波小谷線	850	62		①	
拡張		(舗装)	福井市	福谷線	500	86		①	

拡張		(舗装)	福井市	瀬ヶ口西浦線	500	46		①	
拡張		(舗装)	福井市	南山線	935	9	○	①	
福井市計		(改良)		40路線	(40)		4箇所		
		(舗装)		31路線	52,657		4箇所		
拡張		(改良)	永平寺町	大仏線	(1)	975		①	
拡張		(改良)	永平寺町	片山線	(1)	45		①	
拡張		(改良)	永平寺町	篠尾～上吉野線	(1)	41		①	
拡張		(改良)	永平寺町	志比堺線	(1)	47		①	
拡張		(改良)	永平寺町	下吉野線	(1)	10		①	
拡張		(改良)	永平寺町	平野山線	(1)	35		①	
拡張		(改良)	永平寺町	南熊谷線	(1)	43		①	
拡張		(改良)	永平寺町	堰谷線	(1)	22		①	
拡張		(改良)	永平寺町	後谷線	(1)	349		①	
拡張		(改良)	永平寺町	上浄法寺線	(1)	788		①	
拡張		(改良)	永平寺町	幸当谷千線	(1)	19		①	
拡張		(改良)	永平寺町	諏訪間大谷線	(1)	38		①	
拡張		(改良)	永平寺町	谷口大谷線	(1)	63		①	
拡張		(改良)	永平寺町	寺本線	(1)	19		①	
拡張		(改良)	永平寺町	栃原本線	(1)	215		①	
拡張		(改良)	永平寺町	轟線	(1)	218		①	
拡張		(改良)	永平寺町	鳴鹿線	(1)	94		①	
拡張		(改良)	永平寺町	水谷線	(1)	20		①	
拡張		(改良)	永平寺町	山～城山線	(1)	248		①	
拡張		(改良)	永平寺町	大杉谷線	(1)	56		①	
拡張		(改良)	永平寺町	法寺岡線	(1)	14		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	市野々大谷線	500	175		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	下浄法寺線	500	53		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	竹原本線	600	336		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	竹原2号線	500	114		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	市野々大谷線	1,000	175		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	後谷線	1,800	349		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	大杉谷線	500	56		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	釜ヶ淵線	1,000	45		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	上浄法寺線	1,500	788		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	幸当谷線	500	19		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	諏訪間大谷線	600	38		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	谷口大谷線	500	63		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	寺本線	800	19		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	栃原本線	1,250	215		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	轟線	1,000	218		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	鳴鹿線	1,500	94		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	水谷線	400	20		①	

拡張		(舗装)	永平寺町	山 ~ 城 山 線	5,000	248		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	吉 波 線	500	87		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	口 ク 口 谷 線	500	44		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	光 明 寺 線	700	74		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	法 寺 岡 線	500	14		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	下 浄 法 寺 線	500	53		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	浅 見 本 線	1,500	196		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	大 谷 1 号 線	700	7		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	大 谷 1 号 支 線	300	23		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	大 谷 2 号 線	1,000	100		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	山 王 本 線	3,500	377		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	竹 原 本 線	1,500	336		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	平 野 山 線	600	35		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	浅 見 2 号 線	450	164		①	
永平寺町計		(改良)		21路線	(21)		0箇所		
		(舗装)		31路線	31,700		0箇所		
福井農林総合事務所計		(改良)		61路線	(61)		4箇所		
		(舗装)		62路線	84,357		4箇所		
拡張		(改良)	あわら市	清 滝 線	(5)	284		②	
拡張		(改良)	あわら市	間 元 線	(2)	81		②	
拡張		(改良)	あわら市	風 谷 線	(2)	134		②	
拡張		(改良)	あわら市	五 ノ 谷 線	(2)	153		②	
拡張		(改良)	あわら市	市野々刈安線	(10)	539	○	②	
拡張		(改良)	あわら市	青 谷 線	(1)	98		②	
拡張		(改良)	あわら市	劔 ケ 岳 線	(1)	1,074		②	
拡張		(改良)	あわら市	熊 坂 線	(2)	115		②	
拡張		(改良)	あわら市	奥 の 谷 線	(2)	43		②	
拡張		(改良)	あわら市	具 者 谷 線	(2)	31		②	
拡張		(改良)	あわら市	間 元 支 線	(3)	34		②	
拡張		(舗装)	あわら市	劔 ケ 岳 線	13,186	1,074	○	②	
拡張		(舗装)	あわら市	清 滝 線	2,000	284		②	
あわら市計		(改良)		11路線	(32)		1箇所		
		(舗装)		2路線	15,186		1箇所		
拡張		(改良)	坂井市	河 内 ~ 南 谷 線	(4)	2,002	○	②	
拡張		(改良)	坂井市	豊 原 ~ 近 庄 線	(4)	271		②	
拡張		(改良)	坂井市	檀 ノ 木 線	(1)	551		②	
拡張		(改良)	坂井市	禅 師 谷 線	(4)	194		②	
拡張		(改良)	坂井市	小 野 谷 線	(1)	168	○	②	
拡張		(改良)	坂井市	岩 ケ 谷 線	(3)	43		②	
拡張		(改良)	坂井市	ヒ ナ 谷 線	(4)	68		②	

拡張		(改良)	坂井市	寺 谷 線	(3)	78		②	
拡張		(改良)	坂井市	曾 谷 ~ 豊 原 線	(5)	100	○	②	
拡張		(改良)	坂井市	万 徳 線	(1)	65		②	
拡張		(改良)	坂井市	岩 屋 線	(4)	32	○	②	
拡張		(改良)	坂井市	腰 開 線	(1)	158	○	②	
拡張		(改良)	坂井市	木 波 線	(1)	87	○	②	
拡張		(舗装)	坂井市	劔 ケ 岳 線	5,000	361	○	②	
坂井市計		(改良)		13路線	(36)			6箇所	
		(舗装)		1路線	5,000			1箇所	
坂井農林総合事務所計		(改良)		24路線	(68)			7箇所	
		(舗装)		3路線	20,186			2箇所	
拡張		(改良)	大野市	亥 向 谷 線	(1)	1,485	○	③	
拡張		(改良)	大野市	鍋 ケ 平 線	(1)	88	○	③	
拡張		(改良)	大野市	下 打 波 線	(1)	76		③	
拡張		(改良)	大野市	黒 谷 河 内 線	(1)	211	○	③	
拡張		(改良)	大野市	佐 開 蕨 生 線	(1)	136	○	③	
拡張		(改良)	大野市	白 谷 線	(1)	284		③	
拡張		(改良)	大野市	深 井 ・ 神 当 部 線	(1)	210		③	
拡張		(改良)	大野市	上 若 生 子 ・ 中 島 線	(1)	523	○	③	
拡張		(改良)	大野市	川 浦 線	(1)	623		③	
拡張		(改良)	大野市	久 沢 本 線	(1)	1,019		③	
拡張		(改良)	大野市	三 面 線	(1)	422		③	
拡張		(改良)	大野市	多 母 谷 線	(1)	915	○	③	
拡張		(改良)	大野市	徳 平 線	(1)	323	○	③	
拡張		(改良)	大野市	根 倉 線	(1)	893	○	③	
拡張		(改良)	大野市	水 谷 線	(1)	98	○	③	
拡張		(改良)	大野市	林 谷 線	(1)	1,444	○	③	
拡張		(改良)	大野市	春 木 谷 線	(1)	250	○	③	
拡張		(改良)	大野市	奥 越 線	(1)	2,227	○	③	
拡張		(改良)	大野市	法 恩 寺 線	(1)	969	○	③	
拡張		(改良)	大野市	金 山 ・ 桃 木 線	(1)	790	○	③	
拡張		(改良)	大野市	細 ケ 谷 線	(1)	2,713	○	③	
拡張		(改良)	大野市	西 山 線	(1)	133	○	③	
拡張		(改良)	大野市	荒 島 線	(1)	486	○	③	
拡張		(改良)	大野市	下 谷 線	(1)	985	○	③	
拡張		(改良)	大野市	上 野 線	(1)	394		③	
拡張		(改良)	大野市	大 野 ・ 池 田 線	(1)	723	○	③	
拡張		(改良)	大野市	鬼 谷 線	(1)	708		③	
拡張		(改良)	大野市	藤 倉 線	(1)	246	○	③	
拡張		(改良)	大野市	仙 翁 谷 ・ モ ッ カ 平 線	(1)	608	○	③	
拡張		(改良)	大野市	宝 慶 寺 ・ 千 本 杉 線	(1)	239	○	③	

拡張		(改良)	大野市	ミ ノ 又 線	(2)	1,974	○	③	
拡張		(改良)	大野市	三 坂 谷 線	(1)	589		③	
拡張		(改良)	大野市	阿 難 祖 原 線	(1)	1,974		③	
拡張		(改良)	大野市	入 谷 線	(1)	349		③	
拡張		(改良)	大野市	野 々 小 屋 線	(2)	1,260	○	③	
拡張		(改良)	大野市	志 目 木 谷 線	(1)	390		③	
拡張		(改良)	大野市	知 奈 洞 線	(1)	1,609	○	③	
拡張		(改良)	大野市	谷 山 線	(1)	315	○	③	
拡張		(改良)	大野市	羽 見 谷 線	(1)	458	○	③	
拡張		(改良)	大野市	下 若 生 子 線	(1)	41	○	③	
拡張		(改良)	大野市	湯 の 谷 線	(1)	421	○	③	
拡張		(改良)	大野市	美 山 ~ 大 野 線	(1)	129	○	③	
拡張		(改良)	大野市	紐 谷 線	(1)	641	○	③	
拡張		(改良)	大野市	久 沢 支 線	(1)	251	○	③	
拡張		(改良)	大野市	和 佐 谷 線	(1)	232	○	③	
拡張		(改良)	大野市	此 の 木 谷 線	(1)	360	○	③	
拡張		(改良)	大野市	鮭 ケ 洞 線	(1)	312	○	③	
拡張		(改良)	大野市	妙 林 線	(1)	63	○	③	
拡張		(改良)	大野市	明 谷 線	(1)	153	○	③	
拡張		(改良)	大野市	蛇 鏡 線	(1)	493	○	③	
拡張		(改良)	大野市	仏 谷 線	(1)	34	○	③	
拡張		(舗装)	大野市	亥 向 谷 線	1,550	783		③	
拡張		(舗装)	大野市	嵐 谷 線	150	430		③	
拡張		(舗装)	大野市	鬼 谷 線	300	329	○	③	
拡張		(舗装)	大野市	細 ケ 谷 線	850	1,116		③	
拡張		(舗装)	大野市	白 谷 線	430	284		③	
拡張		(舗装)	大野市	真 の 谷 線	500	136	○	③	
拡張		(舗装)	大野市	鎌 塚 2 号 線	500	88		③	
拡張		(舗装)	大野市	上 野 線	2,000	394	○	③	
拡張		(舗装)	大野市	金 山 ・ 桃 木 線	2,000	790	○	③	
拡張		(舗装)	大野市	奥 越 線	4,000	313	○	③	
拡張		(舗装)	大野市	野 々 小 屋 線	4,000	1,110		③	
拡張		(舗装)	大野市	春 木 谷 線	2,000	250	○	③	
拡張		(舗装)	大野市	和 佐 谷 線	1,000	232		③	
拡張		(舗装)	大野市	草 の 峰 線	300	56		③	
拡張		(舗装)	大野市	此 の 木 谷 線	1,000	360	○	③	
拡張		(舗装)	大野市	大 野 ・ 池 田 線	2,000	723	○	③	
大野市計		(改良)		51路線	(53)		39箇所		
		(舗装)		16路線	22,580		8箇所		
拡張		(改良)	勝山市	岩 屋 線	(1)	1,045	○	④	
拡張		(改良)	勝山市	小 原 線	(1)	2,124	○	④	
拡張		(改良)	勝山市	法 恩 寺 線	(1)	2,857	○	④	

拡張		(改良)	勝山市	芦谷線	(1)	19		④	
拡張		(改良)	勝山市	板谷線	(1)	369		④	
拡張		(改良)	勝山市	伊知地線	(1)	627		④	
拡張		(改良)	勝山市	一本松線	(1)	137		④	
拡張		(改良)	勝山市	牛ヶ谷線	(1)	288	○	④	
拡張		(改良)	勝山市	奥山線	(1)	499		④	
拡張		(改良)	勝山市	河合線	(1)	93		④	
拡張		(改良)	勝山市	暮見谷線	(1)	190		④	
拡張		(改良)	勝山市	小暮見線	(1)	172		④	
拡張		(改良)	勝山市	新道横倉線	(1)	1,165		④	
拡張		(改良)	勝山市	杉山線	(1)	785		④	
拡張		(改良)	勝山市	谷線	(1)	50		④	
拡張		(改良)	勝山市	大師山線	(1)	116	○	④	
拡張		(改良)	勝山市	中山線	(1)	88	○	④	
拡張		(改良)	勝山市	畑ヶ城線	(1)	238	○	④	
拡張		(改良)	勝山市	坂東島線	(1)	125	○	④	
拡張		(改良)	勝山市	保月山線	(1)	29		④	
拡張		(改良)	勝山市	水呑谷線	(1)	142		④	
拡張		(改良)	勝山市	山田線	(1)	79		④	
拡張		(改良)	勝山市	明柄線	(1)	39		④	
拡張		(改良)	勝山市	陰山線	(1)	174	○	④	
拡張		(改良)	勝山市	細野口線	(1)	97		④	
拡張		(舗装)	勝山市	岩屋線	5,403	1,045	○	④	
拡張		(舗装)	勝山市	小原線	100	2,124	○	④	
拡張		(舗装)	勝山市	板谷線	1,373	369	○	④	
拡張		(舗装)	勝山市	一本松線	2,400	137		④	
拡張		(舗装)	勝山市	牛ヶ谷線	1,000	288	○	④	
拡張		(舗装)	勝山市	奥山線	1,243	499	○	④	
拡張		(舗装)	勝山市	暮見谷線	1,100	190		④	
拡張		(舗装)	勝山市	小暮見線	2,330	172	○	④	
拡張		(舗装)	勝山市	新道横倉線	4,100	1,165		④	
拡張		(舗装)	勝山市	杉山線	200	785		④	
拡張		(舗装)	勝山市	大師山線	1,900	116	○	④	
拡張		(舗装)	勝山市	中山線	1,022	88	○	④	
拡張		(舗装)	勝山市	水呑谷線	1,000	142		④	
拡張		(舗装)	勝山市	明柄線	1,500	39	○	④	
拡張		(舗装)	勝山市	牛ヶ谷2号線	500	32		④	
拡張		(舗装)	勝山市	高平線	500	59		④	
拡張		(舗装)	勝山市	畑ヶ城線	1,000	238	○	④	
拡張		(舗装)	勝山市	杉山恐竜道線	300	185		④	
拡張		(舗装)	勝山市	陰山線	2,000	174		④	
勝山市計		(改良)		25路線	(25)		9箇所		
		(舗装)		19路線	28,971		10箇所		

奥越農林総合事務所計		(改良)		76路線	(78)		48箇所		
		(舗装)		35路線	51,551		18箇所		
拡張		(改良)	越前市	三ッ木谷線	(1)	93		④	
拡張		(改良)	越前市	囟名線	(1)	27		④	
拡張		(改良)	越前市	東山線	(1)	50		④	
拡張		(改良)	越前市	長谷赤谷線	(1)	113		④	
拡張		(改良)	越前市	高尾山清根線	(4)	70	○	④	
拡張		(改良)	越前市	尾畑線	(1)	16		④	
拡張		(改良)	越前市	東日野線	(1)	141	○	④	
拡張		(改良)	越前市	高岸線	(1)	54	○	④	
拡張		(舗装)	越前市	越前南部線	3,240	468	○	④	
拡張		(舗装)	越前市	鴨谷線	1,495	50		④	
拡張		(舗装)	越前市	総ヶ谷線	3,390	141		④	
拡張		(舗装)	越前市	天城線	2,000	64		④	
拡張		(舗装)	越前市	深山線	1,080	78		④	
越前市計		(改良)		8路線	(11)		3箇所		
		(舗装)		5路線	11,205		1箇所		
拡張		(改良)	鯖江市	上河内尾花線	(1)	125		④	
拡張		(改良)	鯖江市	荒谷線	(1)	109		④	
拡張		(改良)	鯖江市	城山線	(1)	44		④	
拡張		(改良)	鯖江市	別司線	(1)	28		④	
拡張		(改良)	鯖江市	尾花2号線	(1)	22		④	
拡張		(改良)	鯖江市	砥山線	(1)	68		④	
拡張		(改良)	鯖江市	尾花線	(1)	56	○	④	
拡張		(舗装)	鯖江市	荒谷線	1,400	109		④	
拡張		(舗装)	鯖江市	尾花2号線	200	22		④	
拡張		(舗装)	鯖江市	上河内尾花線	610	125		④	
拡張		(舗装)	鯖江市	沢線	1,500	57		④	
拡張		(舗装)	鯖江市	城山線	1,714	44		④	
拡張		(舗装)	鯖江市	三ッ峰線	2,145	108		④	
拡張		(舗装)	鯖江市	上戸口線	680	16		④	
拡張		(舗装)	鯖江市	巳ノ松線	665	24		④	
拡張		(舗装)	鯖江市	上河内間地線	400	57		④	
鯖江市計		(改良)		7路線	(7)		1箇所		
		(舗装)		9路線	9,314		0箇所		
拡張		(改良)	池田町	冠山線	(1)	816		④	
拡張		(改良)	池田町	高野線	(1)	129		④	
拡張		(改良)	池田町	荒谷線	(1)	187		④	
拡張		(改良)	池田町	西青線	(1)	252		④	
拡張		(改良)	池田町	平双線	(1)	14		④	

拡張		(改良)	池田町	唐 木 谷 線	(1)	66		④	
拡張		(改良)	池田町	岩ツボ谷・小山平線	(1)	35		④	
拡張		(改良)	池田町	寺 谷 線	(1)	75		④	
拡張		(改良)	池田町	金 見 谷 線	(1)	165		④	
拡張		(改良)	池田町	小 部 子 線	(1)	54		④	
拡張		(改良)	池田町	フ ジ 黒 線	(1)	59		④	
拡張		(改良)	池田町	大 口 谷 線	(1)	54		④	
拡張		(改良)	池田町	蔵 谷 線	(1)	59		④	
拡張		(改良)	池田町	桑 の 谷 線	(1)	94		④	
拡張		(改良)	池田町	野 尻 ～ 千 代 谷 線	(2)	262		④	
拡張		(改良)	池田町	常 安 ・ 皿 尾 線	(1)	42		④	
拡張		(舗装)	池田町	辻 ・ 中 出 線	780	14		④	
拡張		(舗装)	池田町	大 市 波 線	3,334	482		④	
拡張		(舗装)	池田町	角 間 谷 線	812	58		④	
拡張		(舗装)	池田町	下 荒 谷 線	1,500	219		④	
拡張		(舗装)	池田町	白 谷 線	1,150	72		④	
拡張		(舗装)	池田町	柚 木 俣 線	1,580	469		④	
拡張		(舗装)	池田町	曲 谷 線	500	27		④	
拡張		(舗装)	池田町	水 呑 谷 線	770	52		④	
拡張		(舗装)	池田町	山 田 ～ 清 水 谷 線	9,051	339		④	
拡張		(舗装)	池田町	大 野 ・ 池 田 線	5,879	1,079	○	④	
池田町計		(改良)		16路線	(17)		0箇所		
		(舗装)		10路線	25,356		1箇所		
拡張		(改良)	南越前町	枍ノ木～山中線	(1)	519		④	
拡張		(改良)	南越前町	塚 線	(1)	180		④	
拡張		(改良)	南越前町	菅谷～湯尾線	(1)	198		④	
拡張		(改良)	南越前町	小 倉 谷 線	(1)	710		④	
拡張		(改良)	南越前町	目 舞 谷 線	(1)	344		④	
拡張		(改良)	南越前町	大 門 線	(1)	76		④	
拡張		(改良)	南越前町	北 谷 線	(1)	80		④	
拡張		(改良)	南越前町	中 小 屋 寺 谷 線	(1)	103		④	
拡張		(改良)	南越前町	法 建 線	(1)	39		④	
拡張		(改良)	南越前町	清 水 線	(1)	91		④	
拡張		(改良)	南越前町	越 前 西 部 1 号 線	(1)	653		④	
拡張		(改良)	南越前町	今 泉 線	(1)	128		④	
拡張		(改良)	南越前町	山 王 線	(1)	126		④	
拡張		(改良)	南越前町	荒 倉 谷 線	(1)	71		④	
拡張		(改良)	南越前町	赤 萩 谷 線	(1)	75		④	
拡張		(改良)	南越前町	阿 寺 山 線	(1)	185		④	
拡張		(改良)	南越前町	野 田 谷 線	(1)	48		④	
拡張		(舗装)	南越前町	越 前 南 部 線	7,300	1,444		④	

拡張		(舗装)	南越前町	今庄・池田線	2,600	497		④	
拡張		(舗装)	南越前町	菅谷～湯尾線	5,000	198		④	
拡張		(舗装)	南越前町	赤萩谷線	2,300	75		④	
拡張		(舗装)	南越前町	阿寺山線	500	185		④	
拡張		(舗装)	南越前町	具谷線	1,892	50		④	
南越前町計		(改良)		17路線	(17)		0箇所		
		(舗装)		6路線	19,592		0箇所		
拡張		(改良)	越前町	越前西部1号線	(1)	125		④	
拡張		(改良)	越前町	越前西部2号線	(1)	951	○	④	
拡張		(改良)	越前町	越前西部3号線	(1)	1,152	○	④	
拡張		(改良)	越前町	中畑線	(1)	21		④	
拡張		(改良)	越前町	座ヶ岳線	(1)	63		④	
拡張		(改良)	越前町	林河内線	(1)	77		④	
拡張		(改良)	越前町	厨～小曾原線	(1)	527		④	
拡張		(改良)	越前町	梅浦線	(1)	175		④	
拡張		(改良)	越前町	小川～越知山線	(1)	258		④	
拡張		(舗装)	越前町	脇谷線	100	46		④	
越前町計		(改良)		9路線	(9)		2箇所		
		(舗装)		1路線	100		0箇所		
丹南農林総合事務所計		(改良)		57路線	(61)		6箇所		
		(舗装)		31路線	65,567		2箇所		
越前地域		(改良)		218路線	(268)		65箇所		
		(舗装)		131路線	221,661		26箇所		

5 保安林の整備および治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積、計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在および面積等ならびに指定施業要件の整備を相当とする森林の面積については、次のとおり定める。

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：h a

保安林の種類	面積		備考
		うち前半 5年分	
総数（実面積）	80,589	79,789	保安林率 41.8%
水源涵養のための保安林	69,087	68,487	1号
災害防備のための保安林	10,125	9,950	2～7号
保健、風致の保存等のための保安林	7,696	7,671	8～11号

(注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

② 計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在および面積等

単位 面積：h a

種別		面積	前半5か年の計画面積
指 定	水源涵養のための保安林	1,200	600
	災害防備のための保安林	353	178
	保健、風致の保存等のための保安林	53	28
解 除	水源涵養のための保安林	1	1
	災害防備のための保安林	2	2

単位 面積：h a

指定 ／ 解除	種類	森林の所在		面積	前半5か年 の計画数量	指定または 解除を必要 とする事由	備考
		市町	区域				
指定	水源涵養 のため の保安林	福井市		77	39	水資源の確保 のため	
		永平寺町		41	20		
		あわら市		19	9		
		坂井市		65	32		
		大野市		573	287		
		勝山市		95	47		
		越前市		24	12		
		鯖江市		4	2		
		池田町		123	62		
		南越前町		153	77		
		越前町		26	13		
		小計		1,200	600		
	災害防備 のため の保安林	福井市		36	18	土砂流出・土砂 崩壊防備のため	
		永平寺町		1	0		
		あわら市		3	1		
		坂井市		5	3		
		大野市		197	100		
		勝山市		24	12		
		越前市		10	5		
		鯖江市		2	1		
		池田町		37	19		
		南越前町		34	17		
		越前町		4	2		
	小計		353	178			
	保健、風致 のため の保安林	福井市		3	1	保健休養に 資するため	
		永平寺町		7	4		
		あわら市		6	3		
		坂井市		3	1		
		大野市		23	12		
		勝山市		1	1		
		越前市		1	1		
		鯖江市		0	0		
		池田町		4	2		
南越前町			2	1			
越前町			3	2			
小計		53	28				
解除	水源涵養 のため の保安林	池田町		1	1	公益上の理由	
		小計		1	1		
		福井市		1	1		
		越前町		1	1		
		小計		2	2		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植 栽 の 変更面積
水源涵養のための保安林			12,800	12,800	6,400
災害防備のための保安林			2,100	2,100	1,050
保健、風致の保存等のための保安林			1,500	1,500	750
合 計			16,400	16,400	8,200

- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

(前期)

単位：地区

森林の所在		区	域	治山事業施行地区数	主な工種	備考		
市町村	旧市町村							
福井市	福井市	国	見	4	溪間工、山腹工、森林整備			
		大	安	寺	1	溪間工		
		鷹		巢	2	溪間工、森林整備		
		殿		下	2	溪間工、森林整備		
		西	安	居	4	溪間工、森林整備		
		福		井	1	森林整備		
		本		郷	4	溪間工、森林整備		
		上	文	殊	1	溪間工		
	清水町	天	津	1	森林整備			
		志	津	2	溪間工			
	美山町	芦	見	1	森林整備			
		上	味	見	3	溪間工、森林整備		
		下	味	見	2	溪間工、森林整備		
		上	宇	坂	3	溪間工、森林整備		
		下	宇	坂	3	溪間工、山腹工、森林整備		
		羽		生	1	溪間工		
	越廼村	下		岬	9	溪間工、山腹工、森林整備		
		越		廼	2	溪間工、山腹工		
	永平寺町	永平寺町	志	比	谷	2	山腹工、森林整備	
			下	志	比	1	森林整備	
			浄	法	寺	2	地すべり防止、森林整備	
松岡町		吉		野	1	森林整備		
上志比村	上	志	比	5	溪間工、山腹工、森林整備			
あわら市	芦原町	北		潟	3	突堤工、森林整備		
	金津町	劔		岳	5	溪間工、山腹工		
		坪		江	1	溪間工		
坂井市	丸岡町	竹		田	3	溪間工		
		鳴		鹿	2	溪間工		
大野市	大野市	上		庄	10	溪間工、森林整備		
		西		谷	10	溪間工、森林整備		
		小		山	7	溪間工、森林整備		
		阪		谷	3	森林整備		
		五		箇	15	溪間工、山腹工、森林整備		
		下		庄	2	森林整備		
	和泉村	上	穴	馬	5	森林整備		
		下	穴	馬	12	溪間工、森林整備		
勝山市	勝山市	野		向	7	溪間工、山腹工、森林整備		
		北		郷	1	森林整備		
		鹿		谷	3	森林整備		
		平	泉	寺	3	森林整備		

越前市	武生市	王 子 保	1	溪間工	
		味 真 野	2	溪間工	
	今立町	服 間	1	溪間工	
鯖江市	鯖江市	河 和 田	1	森林整備	
池田町	池田町	下 池 田	3	溪間工、森林整備	
		上 池 田	13	溪間工、森林整備	
南越前町	南条町	北 杣 山	1	溪間工	
	今庄町	今 庄	2	溪間工、森林整備	
		堺	7	溪間工、森林整備	
		宅 良	5	溪間工、森林整備	
		鹿 蒜	2	溪間工、森林整備	
		湯 尾	1	森林整備	
	河野村	河 野	3	山腹工	
越前町	朝日町	糸 生	8	溪間工、山腹工、森林整備	
	織田町	菰 野	3	溪間工、森林整備	
		織 田	1	森林整備	
	越前町	四 ケ 浦	2	山腹工、森林整備	
		城 崎	9	山腹工、森林整備	
合 計			214		

(後期)

単位：地区

森林の所在		治山事業施行 地区数	主な工種	備考
市町村	区域			
福井市		25	溪間工、山腹工、森林整備	
永平寺町		7	森林整備、地すべり防止	
あわら市		3	溪間工、突堤工、森林整備	
坂井市		3	溪間工、突堤工、森林整備	
大野市		43	溪間工、山腹工、森林整備	
勝山市		9	溪間工、山腹工、森林整備	
越前市		3	溪間工、山腹工、森林整備	
鯖江市		3	溪間工、山腹工、森林整備	
池田町		14	溪間工、山腹工、森林整備	
南越前町		15	溪間工、山腹工、森林整備	
越前町		9	溪間工、山腹工、森林整備	
合 計		134		

前期、後期総計・・・348 地区

6 要整備森林の所在および面積ならびに要整備森林について実施すべき森林施業の方法および時期

該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域 林 班		伐 採 方 法	そ の 他	
1 水源かん養保安林 (11)	福井市	7, 8, 11, 12, 15~17, 38~40, 150, 151 154, 161~167, 202, 203, 208, 209, 210 217, 218, 227, 229, 239, 240, 246~249 252~255, 260, 262~264, 278, 283, 284 286~290, 306, 307, 316~318, 326, 327 335, 337, 338, 341~344, 347~349, 352 353, 357, 360, 362~364, 366, 368~370 372~374, 384, 390, 456~459, 477~489 496, 500, 502, 506~508, 510~513 516~518, 539, 540, 545, 547~553 562~568, 570~572, 576, 620, 621 623, 626, 629, 636, 664	21,790.90	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊しまたは流出するおそれがあると認められるものおよびその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては択伐 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めぬ。 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 4 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は20ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を越えないものとする。 択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 5 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。)		
	永平寺町	13~15, 22, 29~32, 36~38, 44, 45, 66 72~74, 76, 77, 80, 81, 85~87, 95 99, 99~106, 108, 110, 111, 116~119 123, 124	4,216.90			
	あわら市	72, 73, 80, 104, 105	109.68			
	坂井市	25~30, 36, 38, 39~53, 60~71, 73~81 85, 87~91, 97~101, 103~105, 107 109, 115, 116, 124, 127~131	3,080.30			
	大野市	8, 9, 17~19, 22, 27, 28, 48, 50~57 62~64, 66, 67, 70~75, 78, 79, 81~83 85, 130~133, 137, 138, 140~143 145~148, 153~168, 171, 172, 174~176 179, 180, 187~201, 205, 224, 225, 266 291, 296, 297, 300, 301, 303~310 313, 314, 319, 324~326, 328~330 337, 342, 346~356, 358, 362~365 371~373, 379, 386, 387, 406~408 412, 416, 424, 431, 432, 435~441, 443 444, 448~452, 454~458, 461~467 469, 484, 488, 490~494, 500, 508, 509 527~530, 534~539, 543, 544, 546, 547 556~559, 562~571, 573, 575, 579, 582 587, 588, 594~619, 630, 652~661 668~673, 696~700, 702~710, 713 715, 716	16,134.97			
	勝山市	13, 15~28, 32~36, 44, 64, 70~72 76, 78, 88, 98, 99, 118, 124, 125, 128 175, 190~193, 203, 239, 242, 305	918.61			
	越前市	8, 21, 22, 24, 27, 37, 40~43, 48, 58 68~71, 73, 84~87, 89, 90, 98, 108, 187 214, 225~228, 244, 258~261, 263 274, 278, 281~283, 293, 294, 305	1,125.45			
	鯖江市	47~53, 61	221.14			
	池田町	1, 3~5, 7~9, 14, 18, 19, 21, 23, 25~32 34~43, 45, 46, 50~53, 56~58, 71 73~75, 77~89, 93~98, 102~112, 118 119, 121~125, 127, 129, 130~132 134, 135, 138, 139~142, 145, 148, 150 151, 153~158, 161, 162, 166~169 171, 172, 176, 181, 187~194, 197~200 202~206, 211~214, 216~224 226~235, 247~250, 255~261, 265 266	5,955.12			
	南越前町	1, 2, 5, 10, 12~17, 20, 29, 30, 32, 33 39, 42, 45, 48, 49, 64, 75~82, 84~92 95~100, 103~107, 111~123, 137 150, 160, 161, 165~167, 171, 172 191~199, 201~211, 215, 221, 230~235 238~240, 244~247, 255~258 265~267, 271, 273~280, 282, 288~299 303, 306~315, 318, 319, 321, 323 339, 345, 346, 350, 353, 354, 357, 359 361, 363~365, 371, 372, 374, 378~385 405, 413, 414, 440, 441, 443, 452, 453 457, 463, 468, 474, 476, 477, 479, 480	6,882.16			
	越前町	43, 62, 106, 107, 117~119, 121, 122 125, 157, 160, 183, 193, 202 204~211	479.57			
	計		39,485.23			

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
2 水源かん養保安林と土砂流出防備保安林の重複するもの (11, 12)	永平寺町	36	1.19	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐 2 地盤が比較的安定している森林にあっては伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては択伐 4 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 5 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は20ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終了日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。)伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。		
	あわら市	72.73	1.97			
	大野市	172,301,406,408,582,655,659,709	304.35			
	池田町	5	0.94			
	南越前町	12,88,171	1.69			
	越前町	183	1.83			
	計		311.97			
3 水源かん養保安林と土砂流出防備保安林と保健保安林の重複するもの (11, 12, 26)	大野市	350	2.39	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐 2 地盤が比較的安定している森林にあっては伐採種を定めない。 3 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐 4 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち主要な利用施設、または眺望点からの視界外にあるものにあつては伐採種を定めない。 5 その他の森林にあっては択伐 6 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 7 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は20ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終了日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 8 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。)伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。		
	池田町	175,176	8.13			
		計				

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域			伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班					
4 水源かん養保安林と土砂流出防備保安林と砂防指定地の重複するもの (11, 12, 31)	大野市	154, 172, 659, 661, 709		26.77	種類2と同じ。	砂防指定地、県立公園第Ⅱ種特別地域、県立公園第Ⅲ種特別地域、県立公園普通地域と重複するものにあたっては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
	南越前町	88, 276		1.49			
	計			28.26			
5 水源かん養保安林と土砂流出防備保安林と砂防指定地と県立公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (11, 12, 31, 62)	大野市	661		2.94	種類2と同じ。		
6 水源かん養保安林と土砂流出防備保安林と砂防指定地と県立公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (11, 12, 31, 63)	大野市	622		0.25	種類2と同じ。		
7 水源かん養保安林と土砂流出防備保安林と県立公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (11, 12, 62)	大野市	661		2.44	種類2と同じ。		
8 水源かん養保安林と土砂流出防備保安林と県立公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (11, 12, 63)	大野市	662, 692, 717		39.90	種類2と同じ。		
9 水源かん養保安林と干害防備保安林と砂防指定地と県立公園普通地域の重複するもの (11, 18, 31, 65)	大野市	27		9.34	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊しまたは流出するおそれがあると認められるものおよびその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては択伐 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならない。 4 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は20ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終った日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 5 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。) 伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止する。		
10 水源かん養保安林と干害防備保安林と県立公園普通地域の重複するもの (11, 18, 65)	大野市	26, 27		71.22	種類9と同じ。		

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域			伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班					
11 水源かん養保安林と なだれ防止保安林の重 複するもの (11, 21)	福井市	357		0.30	1 緩傾斜地の森林その他なだれによる 被害を生ずるおそれが比較的少ないと 認められる森林にあっては択伐 2 その他の森林にあっては禁伐 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなけ ればならない。 4 伐採の限度 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の 初日におけるその森林の立木の材積に 相当する数に省令で定めるところによ り算出される択伐率を乗じて得た数に 相当する材積を超えないものとする。 択伐率は当該森林の年成長率に前回の 択伐の終わった日を含む伐採年度から伐 採しようとする前伐採年度までの年度 数を乗じて算出するものとする。ただ し、算出された率が10分の3を超える ときは10分の3とする。(伐採跡地に つき植栽によらなければ的確な更新が 困難と認められる森林については10分 の4とする。) 5 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森 林で伐採をすることができる箇所は、 樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、 伐採材積は伐採年度当初の10分の2以 内とする。(指定施業要件変更後は、 10分の3.5以内とする。) 伐採の禁止 を受ける森林にあっては、原則として 伐採を禁止する。		
	永平寺町	101,119		3.75			
	大野市	205,415,471		83.90			
	勝山市	43,44,64		6.98			
	池田町	43		24.64			
	計			119.57			
12 水源かん養保安林と なだれ防止保安林と保健 保安林の重複するもの (11, 21, 26)	大野市	481		3.57	種類11と同じ。		
	勝山市	308		20.50			
	池田町	97,98		27.70			
	計			51.77			
13 水源かん養保安林と なだれ防止保安林と保健 保安林と県立公園第Ⅱ 種特別地域の重複する もの (11, 21, 26, 62)	大野市	206,721,724		59.46	種類11と同じ。	県立公園第Ⅱ種特別 地域、県立公園第Ⅲ 種特別地域、砂防指 定地、県立公園普通 地域と重複するもの にあっては左記による ほかそれぞれの関係 法令による。	
14 水源かん養保安林と なだれ防止保安林と保健 保安林と県立公園第Ⅲ 種特別地域の重複する もの (11, 21, 26, 63)	大野市	213,214		84.74	種類11と同じ。		
15 水源かん養保安林と なだれ防止保安林と砂 防指定地の重複するも の (11, 21, 31)	大野市	465,471		5.20	種類11と同じ。		
16 水源かん養保安林と なだれ防止保安林と砂 防指定地と県立公園第 Ⅲ種特別地域の重複す るもの (11, 21, 31, 63)	勝山市	206,207,214,215		11.05	種類11と同じ。		
17 水源かん養保安林と なだれ防止保安林と砂 防指定地と県立公園普 通地域の重複するもの (11, 21, 31, 65)	勝山市	219,220		3.26	種類11と同じ。		
18 水源かん養保安林と なだれ防止保安林と県 立公園普通地域の重複 するもの (11, 21, 65)	勝山市	219,220		46.84	種類11と同じ。		

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域			伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班					
19 水源かん養保安林と なだれ防止保安林と県 立公園第Ⅱ種特別地域 の重複するもの (11, 21, 62)	大野市	205, 415		1. 52	種類11と同じ。		
20 水源かん養保安林と なだれ防止保安林と県 立公園第Ⅲ種特別地域 の重複するもの (11, 21, 63)	大野市	214, 690, 694		27. 63	種類11と同じ。		
	勝山市	203, 204, 206~208, 214, 215, 219		257. 79			
	計			285. 42			
21 水源かん養保安林と 保健保安林の重複する もの (11, 26)	福井市	38, 91, 347, 348		85. 37	1 伐採すればその伐採跡地における成 林が著しく困難になるおそれがあると 認められる森林にあっては禁伐 2 地域の景観の維持を主たる目的とす る森林のうち主要な利用施設、または 眺望点からの視界外にあるものにあっ ては伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては択伐 4 主伐は標準伐期齢以上のものでなけ ればならない。 5 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面 積の限度は20ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の 初日におけるその森林の立木の材積に 相当する数に省令で定めるところによ り算出される択伐率を乗じて得た数に 相当する材積を超えないものとする。 択伐率は当該森林の年成長率に前回 の択伐の終わった日を含む伐採年度から 伐採しようとする前伐採年度までの年 度数を乗じて算出するものとする。た だし、算出された率が10分の3を超え るときは10分の3とする。(伐採跡地 につき植栽によらなければ確な更新 が困難と認められる森林については10 分の4とする。) 6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森 林で伐採をすることができる箇所は、 樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、 伐採材積は伐採年度当初の10分の2以 内とする。(指定施業要件変更後は、 10分の3.5以内とする。) 伐採の禁止 を受ける森林にあっては、原則として 伐採を禁止する。		
	永平寺町	31~36, 66, 68~79, 101, 102, 103 104		940. 14			
	あわら市	81~88, 94~101		872. 29			
	坂井市	54~59		346. 71			
	大野市	207, 350, 410, 481, 482, 485, 654 660		665. 78			
	勝山市	304, 305, 308		68. 04			
	越前市	79, 204~206, 294		154. 52			
	池田町	87, 89, 90~92, 97~102, 175, 176		496. 66			
	南越前町	405, 408		11. 84			
	越前町	107, 117, 117, 119, 158, 159, 163 193		197. 73			
計			3839. 08				

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
22 水源かん養保安林と保健保安林と風致保安林の重複するもの (11, 26, 27)	永平寺町	67	38.88	1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては禁伐 2 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐 3 その他の森林にあつては択伐 4 伐採の限度 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 5 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。) 伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止する。		
23 水源かん養保安林と保健保安林と砂防指定地の重複するもの (11, 26, 31)	福井市	348	0.18	種類21と同じ。	砂防指定地、国立公園特別保護地区、国立公園第I種特別地域、国立公園第II種特別地域、国立公園第III種特別地域、県立公園第II種特別地域、県立公園第III種特別地域、県立公園普通地域、県設鳥獣保護区特別保護地区、史跡天然記念物と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
	永平寺町	33,69,72~76,78	11.49			
	あわら市	81~83,87,88,94~96,98,101	12.83			
	大野市	652,654	31.87			
	勝山市	304,305	1.72			
	越前市	79	2.17			
	越前町	118	0.79			
	計		61.05			
24 水源かん養保安林と保健保安林と砂防指定地と国立公園特別保護地区の重複するもの (11, 26, 31, 41)	大野市	115,116,118,119,120	23.47	種類21と同じ。		
25 水源かん養保安林と保健保安林と砂防指定地と国立公園特別保護地区と県設鳥獣保護の重複するもの (11, 26, 31, 41, 71)	大野市	118~120	37.67	種類21と同じ。		
26 水源かん養保安林と保健保安林と砂防指定地と国立公園第I種特別地域と県設鳥獣保護区特別保護地区の重複するもの (11, 26, 31, 42, 71)	大野市	126	20.48	種類21と同じ。		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
27 水源かん養保安林と保健保安林と砂防指定地と国立公園第Ⅱ種特別地域と県設鳥獣保護区特別保護地区の重複するもの (11, 26, 31, 43, 71)	大野市	117, 118, 123	4.95	種類21と同じ。		
28 水源かん養保安林と保健保安林と砂防指定地と国立公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (11, 26, 31, 43)	大野市	106~108, 115, 116, 118, 120, 121, 122, 124	63.77	種類21と同じ。		
29 水源かん養保安林と保健保安林と砂防指定地と国立公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (11, 26, 31, 53)	福井市	83, 84	8.30	種類21と同じ。		
30 水源かん養保安林と保健保安林と砂防指定地と国立公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (11, 26, 31, 54)	越前町	150	0.62	種類21と同じ。		
31 水源かん養保安林と保健保安林と砂防指定地と県立公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (11, 26, 31, 62)	大野市	211, 231, 652, 654	72.41	種類21と同じ。		
32 水源かん養保安林と保健保安林と砂防指定地と県立公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (11, 26, 31, 63)	大野市	208, 210~212, 233~235	232.63	種類21と同じ。		
33 水源かん養保安林と保健保安林と砂防指定地と県設鳥獣保護区特別保護地区と史跡名勝天然記念物の重複するもの (11, 26, 31, 71, 74)	南越前町	34	9.00	種類21と同じ。		
34 水源かん養保安林と保健保安林と国立公園特別保護地区の重複するもの (11, 26, 41)	大野市	107~109, 116, 117, 120~124	254.69	種類21と同じ。		
35 水源かん養保安林と保健保安林と国立公園特別地域と県設鳥獣保護区特別保護地区の重複するもの (11, 26, 41, 71)	大野市	107~109, 116, 117, 120~124	119.23	種類21と同じ。		
36 水源かん養保安林と保健保安林と国立公園第Ⅰ種特別地域の重複するもの (11, 26, 42)	大野市	124	1.50	種類21と同じ。		
37 水源かん養保安林と保健保安林と国立公園第Ⅰ種特別地域と県設鳥獣保護区特別保護地区の重複するもの (11, 26, 42, 71)	大野市	126	132.52	種類21と同じ。		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
38 水源かん養保安林と保健保安林と国立公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (11, 26, 43)	大野市	106, 107, 109, 116, 117, 120~122 124	345.58	種類21と同じ。		
39 水源かん養保安林と保健保安林と国立公園第Ⅱ種特別地域と県設鳥獣保護区特別保護地区の重複するもの (11, 26, 43, 71)	大野市	107, 108, 116, 117, 120, 122, 123	46.91	種類21と同じ。		
40 水源かん養保安林と保健保安林と国立公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (11, 26, 44)	勝山市	236	0.40	種類21と同じ。		
41 水源かん養保安林と保健保安林と国定公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (11, 26, 53)	福井市	82, 83, 84	104.35	種類21と同じ。		
	越前町	110, 146, 150, 205	44.84			
	計		149.19			
42 水源かん養保安林と保健保安林と国定公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (11, 26, 54)	福井市	620	40.77	種類21と同じ。		
	越前町	108, 110, 113, 117, 146, 150, 159	107.05			
	計		147.82			
43 水源かん養保安林と保健保安林と県立公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (11, 26, 62)	大野市	210, 238, 239, 481, 482, 486, 654	163.87	種類21と同じ。		
44 水源かん養保安林と保健保安林と県立公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (11, 26, 63)	大野市	208, 210, 238, 239, 496, 497	322.20	種類21と同じ。		
45 水源かん養保安林と保健保安林と県立公園普通地域の重複するもの (11, 26, 65)	大野市	212	6.26	種類21と同じ。		
	勝山市	130	41.73			
	計		47.99			
46 水源かん養保安林と保健保安林と県設鳥獣保護区特別保護地区と史跡名勝天然記念物の重複するもの (11, 26, 71, 74)	南越前町	34	17.76	種類21と同じ。		
47 水源かん養保安林と保健保安林と史跡名称天然記念物の重複するもの (11, 26, 74)	南越前町	34	112.72	種類21と同じ。		

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域			伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班					
48 水源かん養保安林と砂防指定地の重複するもの (11, 31)	福井市	15, 109, 164, 202, 210, 216, 217, 306 307, 327, 347~329, 353, 456, 459 496, 511, 516, 517, 552, 553, 562~565 567, 568, 570~572, 664		85.05	種類1と同じ。	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険地区、国立公園第I種特別地域、国立公園第II種特別地域、国立公園第III種特別地域、国定公園、第I種特別地域国定公園第II種特別地域、国定公園第III種特別地域、県立公園第I種特別地域、県立公園第II種特別地域、県立公園普通地域、史跡名勝天然記念物と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
	永平寺町	36~38, 45, 72, 85, 86, 103, 104, 108 119		45.62			
	あわら市	80, 83		0.32			
	坂井市	42, 44, 68~70, 73, 74, 77, 78, 130 131		18.83			
	大野市	19, 22, 57, 63~75, 79, 100, 130, 140 142, 144, 145, 149, 150~152 154~157, 171, 179, 188, 190, 191 307~310, 313, 319, 338, 339, 355 362, 372, 373, 379, 408, 435, 443, 444 446, 455, 464, 465, 500~508, 527 528, 535~538, 607, 608, 613, 616~618 652~656, 658, 660		2,541.21			
	勝山市	18~25, 36, 44		11.09			
	越前市	37, 43, 85, 86, 225, 226~228, 259 263		14.50			
	鯖江市	49~52		3.10			
	池田町	5, 23, 27~29, 38, 71, 73, 74, 77, 79 110~112, 119, 120, 125, 130, 139 150, 151, 158, 167, 168, 190~194 198~200, 202, 204, 206, 212, 218~220 226, 228~234, 248, 249, 255, 258, 260		52.95			
	南越前町	13, 14, 16, 29, 30, 42, 45, 49, 75~82 84, 88, 89, 103~107, 113, 117~122 130~135, 137, 160, 161, 166, 167 169, 170, 194, 196, 199, 201, 205~209 211, 219~227, 230~238, 240~245 247, 248, 255, 257, 258, 265, 271 273~278, 280, 282, 288, 290~295 297~299, 306~310, 312, 314, 315, 318 321, 337, 380, 382, 384, 385, 476		1,061.74			
	越前町	118, 119, 121, 122		1.80			
	計			3,836.21			
	49 水源かん養保安林と砂防指定地と国立公園第I種特別地域の重複するもの (11, 31, 42)	大野市	127				68.14
50 水源かん養保安林と砂防指定地と国立公園第II種特別地域の重複するもの (11, 31, 43)	大野市	94, 93, 99, 100, 104, 128, 135, 136		104.47	種類1と同じ。		
51 水源かん養保安林と砂防指定地と国立公園第III種特別地域の重複するもの (11, 31, 44)	大野市	85, 86, 92, 93, 94, 98, 99, 100, 103 104		28.57	種類1と同じ。		
	勝山市	235		10.55			
	計			39.12			
52 水源かん養保安林と砂防指定地と国定公園第I種特別地域の重複するもの (11, 31, 52)	福井市	217		0.16	種類1と同じ。		
53 水源かん養保安林と砂防指定地と国定公園第II種特別地域の重複するもの (11, 31, 53)	福井市	621		1.73	種類1と同じ。		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
54 水源かん養保安林と砂防指定地と国定公園第三種特別地域の重複するもの (11, 31, 54)	福井市	215~217, 620, 621	3. 21	種類1と同じ。		
55 水源かん養保安林と砂防指定地と県立公園第二種特別地域の重複するもの (11, 31, 62)	大野市	475, 476, 651, 655, 721, 724	3. 39	種類1と同じ。		
	勝山市	171	13. 13			
	計		16. 52			
56 水源かん養保安林と砂防指定地と県立公園第三種特別地域の重複するもの (11, 31, 63)	大野市	11, 13, 203, 229, 248, 475, 476, 622~624, 649, 694, 718	118. 69	種類1と同じ。		
	勝山市	171, 192~194, 207~209	88. 01			
	計		206. 70			
57 水源かん養保安林と砂防指定地と県立公園普通地域の重複するもの (11, 31, 65)	大野市	19, 21, 272, 273, 625, 694, 695, 721, 725	119. 62	種類1と同じ。		
	勝山市	235	8. 37			
	計		127. 99			
58 水源かん養保安林と急傾斜地崩壊危険区域の重複するもの (11, 32)	大野市	652, 701	56. 28	種類1と同じ。		
	越前市	274	0. 22			
	計		56. 50			
59 水源かん養保安林と急傾斜地崩壊危険区域、国定公園第二種特別地域の重複するもの (11, 32, 53)	福井市	621	0. 10	種類1と同じ。		
	越前町	110	0. 50			
	計		0. 60			
60 水源かん養保安林と国立公園第二種特別地域の重複するもの (11, 43)	大野市	85, 87~90, 94, 96, 97, 99~101, 104, 129, 130, 132, 134, 136~138	578. 88	種類1と同じ。		
61 水源かん養保安林と国立公園第三種特別地域の重複するもの (11, 44)	大野市	85~101, 103, 104	715. 44	種類1と同じ。		
	勝山市	147, 149, 150, 153, 154, 156, 157, 163, 232, 233, 235, 236, 239, 240	718. 06			
	計		1, 433. 50			
62 水源かん養保安林と国定公園第一種特別地域の重複するもの (11, 52)	福井市	216, 217	10. 68	種類1と同じ。		
63 水源かん養保安林と国定公園第二種特別地域の重複するもの (11, 53)	福井市	206~208, 216, 263, 620~623, 626, 628, 629	85. 34	種類1と同じ。		
	越前町	205~208	194. 50			
	計		279. 84			
64 水源かん養保安林と国定公園第三種特別地域の重複するもの (11, 54)	福井市	203, 204, 206, 208, 215~217, 257, 620~624, 626~630	360. 15	種類1と同じ。		
	南越前町	467, 468	46. 49			
	越前町	106, 143, 205~208	333. 16			
	計		739. 80			
65 水源かん養保安林と県立公園第一種特別地域の重複するもの (11, 61)	大野市	270, 272, 274, 279, 280, 476	54. 03	種類1と同じ。		
66 水源かん養保安林と県立公園第二種特別地域の重複するもの (11, 62)	大野市	1, 205, 208, 247, 248, 283, 412, 416~419, 423, 424, 475, 479, 486, 488, 489, 511, 512, 630, 639, 648, 651, 654, 655, 685~687, 694, 717, 721~726	673. 73	種類1と同じ。		
	勝山市	120, 124, 127, 137~139, 217, 218	121. 66			
	計		795. 39			

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考	
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他		
		林 班					
67 水源かん養保安林 と県立公園第三種特別 地域の重複するもの (11, 63)	大野市	6, 7~9, 11~13, 202, 205, 207, 216 237, 242, 246~252, 276, 277, 279 280, 290, 417~419, 475, 476, 479~490 495, 496, 511, 621~624, 639, 641 643, 646, 648~651, 664, 665, 673 690, 692, 694, 717~720	2, 488. 45	種類1と同じ。			
		勝山市					120, 123~127, 154, 155, 159, 164, 166 175, 191~196, 198, 207~214 216~219
	計		3, 357. 37				
68 水源かん養保安林 と県立公園普通地域 の重複するもの (11, 65)	大野市	1, 8, 14, 19, 25, 220, 260~262 264~266, 267, 269, 270, 272~274 515~520, 576, 585, 586, 588, 590~596 604, 606, 624~627, 630, 634~636 638, 664, 665, 675, 677, 679~687 694~696, 721, 725	3, 186. 81	種類1と同じ。			
		勝山市					88, 92, 93, 97~99, 118, 128, 130 137~140, 144, 145, 218, 219, 241 242
	計		3, 685. 71				
69 水源かん養保安林 と史跡名勝天然記念物 の重複するもの (11, 74)	福井市	278	0. 34	種類1と同じ。			
70 土砂流出防備保安林 (12)	福井市	14, 19, 32, 33, 40, 52, 56~58, 113 114, 155~160, 162~167, 172, 186 187, 196, 197, 199, 202, 209, 211, 220 222, 225, 227, 229, 244, 247, 251, 261 262, 282, 300, 313, 331, 332, 341, 345 350, 354, 355, 358, 361, 374, 378, 380 382, 390~392, 396, 397, 442, 476 477, 481, 482, 500, 505, 513, 514, 516 518, 519, 532, 535~540, 550, 551 553, 555, 560, 562, 563, 567, 576 580, 583, 623, 628, 633, 649, 652 663, 664, 666	582. 84	種類2と同じ。			
	あわら市	72, 73					
	坂井市	41, 92, 93, 96, 115	43. 92				
	大野市	7, 8, 18, 30, 32, 35, 40~46, 48, 49 51~53, 57, 59~62, 64, 72, 74, 75 79, 80, 94, 139, 141, 142, 153, 159 163, 164, 168~170, 173, 176, 177 183~186, 193~199, 221, 226, 228 284, 296, 298, 300, 312, 316, 320~323 326~328, 331, 332, 334, 342, 346 358, 389, 407, 408, 411, 420, 422, 430 434, 447, 455, 457, 463, 464, 472, 530 531, 538, 542, 553, 560, 570, 572, 575 577~583, 589, 667, 670, 677, 700, 704 710, 712~715	2, 448. 44				
		勝山市					
	越前市	10, 11, 20, 23, 25, 97, 108, 134, 146 147, 250, 254, 257~259, 261, 262~265 269, 276, 278, 279, 281~283, 286 292, 293, 296, 297, 306, 308, 310, 312	210. 40				
	鯖江市	19, 39, 47, 48, 51, 55	41. 61				
	池田町	2, 3, 6, 7, 8, 11, 16, 23, 24, 26, 30 36~40, 43, 44, 50, 52~54, 56, 58 59, 63, 64, 77, 83, 85, 95, 96, 99 105~107, 110, 111, 114, 116, 119~121 124, 126, 128, 130, 133, 136, 138, 142 146, 152, 162~165, 173, 176, 177~179 194, 196, 201, 210, 214, 215, 217, 218 230, 235~238, 240, 244~247, 249 250, 251, 253, 256, 261, 266	540. 50				
		南越前町					
	越前町	17, 33, 34, 70, 74, 104, 110, 114, 115 124, 127, 129, 154, 160, 161, 167~169 184, 190, 209	29. 46				
	計		4, 482. 18				

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域			伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班					
71 土砂流出防備保安林と土砂崩壊防備保安林と国定公園Ⅱ種特別の重複するもの。 (12, 13, 53)	越前町	112		0.18	種類2と同じ。	国定公園Ⅱ種特別地域、国定公園Ⅲ種特別地域と重複するものについては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
72 土砂流出防備保安林と土砂崩壊防備保安林と国定公園Ⅲ種特別の重複するもの。 (12, 13, 54)	越前町	153		0.09	種類2と同じ。		
73 土砂流出防備保安林となだれ防止保安林の重複するもの。 (12, 21)	福井市	537		1.28	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐 2 緩傾斜地の森林その他なだれによる被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては禁伐 3 その他の森林にあっては択伐 4 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならない。 5 伐採の限度 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければならない確かな新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。) 伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。		
	大野市	199		7.44			
	勝山市	45		46.62			
	池田町	39,120		3.47			
	計			58.81			
74 土砂流出防備保安林となだれ防止保安林と砂防指定地の重複するもの。 (12, 21, 31)	池田町	39,120		1.33	種類73と同じ。	砂防指定地、県立公園普通地域と重複するものについては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
75 土砂流出防備保安林となだれ防止保安林と県立公園普通地域の重複するもの。 (12, 21, 65)	大野市	35		3.61	種類73と同じ。		
	勝山市	86,90		1.62			
	計			5.23			

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
76 土砂流出防備保安林と魚つき保安林と砂防指定地と急傾斜地崩壊危険区域と国定公園第三種特別地域の重複するもの (12, 24, 31, 32, 54)	越前町	155	0.01	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐 2 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐 3 その他の森林にあっては択伐 4 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 5 伐採の限度 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。)伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険地区、国定公園第二種特別地域、国定公園第三種特別地域と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
77 土砂流出防備保安林と魚つき保安林と砂防指定地と国定公園第三種特別地域の重複するもの (12, 24, 31, 54)	越前町	160	0.05	種類2と同じ。		
78 土砂流出防備保安林と魚つき保安林と急傾斜地崩壊危険地区と国定公園第三種特別地域の重複するもの (12, 24, 32, 54)	越前町	155	0.22	種類2と同じ。		
79 土砂流出防備保安林と魚つき保安林と国定公園第二種特別地域の重複するもの (12, 24, 53)	越前町	166	0.23	種類2と同じ。		
80 土砂流出防備保安林と魚つき保安林と国定公園第三種特別地域の重複するもの (12, 24, 54)	越前町	160	0.17	種類2と同じ。		

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域			伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班					
81 土砂流出防備保安林と保健保安林の重複するもの (12, 26)	大野市	481, 561		48.39	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐 2 地盤が比較的安定している森林にあつては伐採種を定めない。 3 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐 4 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち主要な利用施設、または眺望点からの視界外にあるものにあつては伐採種を定めない。 5 その他の森林にあつては択伐 6 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 7 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は10ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 8 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。) 伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止する。		
	池田町	99		11.47			
	計			59.86			
82 土砂流出防備保安林と保健保安林と県立公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (12, 26, 62)	大野市	481		2.07	種類81と同じ。	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険地区、国立公園第Ⅱ種特別地域、国立公園第Ⅲ種特別地域、国立公園第Ⅲ種特別地域、国立公園第Ⅱ種特別地域、国立公園第Ⅲ種特別地域、県立公園第Ⅱ種特別地域、県立公園第Ⅲ種特別地域、史跡名勝天然記念物と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
83 土砂流出防備保安林と砂防指定地の重複するもの (12, 31)	福井市	56, 163, 164, 225, 350, 537~540, 553 562, 563, 567, 664		22.90	種類2と同じ。		
	大野市	41~45, 51, 52, 57, 59, 60, 61, 63, 72 140, 142, 143, 169, 170, 173, 183~186 193~195, 226~228, 320, 327, 407 463, 464, 530, 531, 704		128.21			
	勝山市	234		1.62			
	越前市	259, 279, 281, 282, 306, 310		13.55			
	池田町	6, 11, 23, 38, 50, 83, 106, 110, 119 120, 130, 139, 146, 147, 162, 165, 179 194, 210, 218, 244, 245, 247, 249		32.97			
	南越前町	8, 14, 29, 31, 50, 65, 78, 81, 86, 93 111, 123, 130, 136~138, 160, 161 170, 180, 182, 183, 206, 218, 249 251~255, 261, 263, 264, 268, 269 271, 272, 280, 281, 282, 284, 295 296, 298, 299, 304, 305, 310, 316 320, 321, 326, 342, 349, 371, 385		92.12			
	越前町	167		0.03			
	計			291.40			
84 土砂流出防備保安林と砂防指定地と急傾斜地崩壊危険区域の重複するもの (12, 31, 32)	南越前町	393		1.90	種類2と同じ。		
	越前町	129		0.06			
	計			1.96			

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
85 土砂流出防備保安林と砂防指定地と国立公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (12, 31, 43)	大野市	94, 105, 110~112	6. 72	種類2と同じ。		
86 土砂流出防備保安林と砂防指定地と国立公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (12, 31, 44)	勝山市	234, 238	18. 54	種類2と同じ。		
87 土砂流出防備保安林と砂防指定地と国定公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (12, 31, 53)	福井市	85, 621	0. 14	種類2と同じ。		
88 土砂流出防備保安林と砂防指定地と国定公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (12, 31, 54)	福井市	85, 620	0. 31	種類2と同じ。		
	越前町	96, 154	0. 13			
	計		0. 44			
89 土砂流出防備保安林と砂防指定地と国立公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (12, 31, 63)	大野市	227, 228, 621	18. 83	種類2と同じ。		
	勝山市	174	1. 36			
	計		20. 19			
90 土砂流出防備保安林と砂防指定地と国立公園普通地域の重複するもの (12, 31, 65)	大野市	218, 625	0. 20	種類2と同じ。		
	勝山市	132, 133	1. 01			
	計		1. 21			
91 土砂流出防備保安林と急傾斜地崩壊危険区域の重複するもの (12, 32)	大野市	710	5. 69	種類2と同じ。		
	越前市	262, 265, 308	1. 46			
	池田町	64, 114, 242	0. 46			
	南越前町	64, 82, 90, 398, 410	0. 90			
	越前町	114, 115, 129, 130	1. 88			
計		10. 39				
92 土砂流出防備保安林と急傾斜地崩壊危険区域と国定公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (12, 32, 53)	福井市	610	0. 24	種類2と同じ。		
	越前町	166	0. 04			
	計		0. 28			
93 土砂流出防備保安林と急傾斜地崩壊危険区域と国定公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (12, 32, 54)	越前町	136, 144, 161	1. 28	種類2と同じ。		
94 土砂流出防備保安林と急傾斜地崩壊危険区域と国定公園普通地域の重複するもの (12, 32, 56)	南越前町	458	0. 03	種類2と同じ。		
95 土砂流出防備保安林と国立公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (12, 43)	大野市	84, 94, 97, 105, 110, 112, 132, 137, 139	58. 71	種類2と同じ。		
96 土砂流出防備保安林と国立公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (12, 44)	大野市	85, 86	69. 44	種類2と同じ。		
	勝山市	234	38. 32			
	計		107. 76			
97 土砂流出防備保安林と国定公園第Ⅰ種特別地域の重複するもの (12, 52)	越前町	100, 101	3. 38	種類2と同じ。		
98 土砂流出防備保安林と国定公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (12, 53)	福井市	85, 86, 198, 259, 605~611, 614, 615, 618, 623, 628	25. 69	種類2と同じ。		
	南越前町	386, 454, 455, 464, 466	10. 18			
	越前町	99, 104, 110, 112, 166, 171	9. 62			
	計		45. 49			

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域 林 班		伐 採 方 法	そ の 他	
99 土砂流出防備保安林と国定公園第三種特別地域の重複するもの (12, 54)	福井市	85, 208, 244, 256, 617, 619, 620, 624 628	18.51	種類2と同じ。		
	南越前町	466	1.64			
	越前町	96, 99, 100, 132, 133, 136, 140, 147 152~154, 160, 161	15.81			
	計		35.96			
100 土砂流出防備保安林と国定公園普通地域の重複するもの (12, 56)	福井市	86	0.38	種類2と同じ。		
	南越前町	458	0.07			
	計		0.45			
101 土砂流出防備保安林と県立公園第二種特別地域の重複するもの (12, 62)	大野市	234, 244, 256, 405, 412, 414, 418~420 422, 423, 428, 429, 451, 453, 472, 474 481, 639, 646, 661~663, 674, 693 726	266.54	種類2と同じ。		
102 土砂流出防備保安林と県立公園第三種特別地域の重複するもの (12, 63)	大野市	7, 8, 203, 215, 216, 228, 243, 254, 256 419, 420, 428, 429, 480, 621, 641, 646 689, 693, 719	301.40	種類2と同じ。		
	勝山市	122, 154, 169, 173, 174, 195	20.23			
	計		321.63			
103 土砂流出防備保安林と県立公園普通地域の重複するもの (12, 65)	大野市	2, 3, 32, 33, 35, 212, 218, 256, 257 259, 583, 589, 625, 632, 639, 662, 674 677, 678, 687	212.77	種類2と同じ。		
	勝山市	86, 87, 90, 95, 93, 100, 132, 133, 142 250	29.23			
	計		242.00			
104 土砂流出防備保安林と史跡名勝天然記念物の重複するもの (12, 74)	南越前町	66	37.91	種類2と同じ。		
105 土砂崩壊防備保安林 (13)	福井市	19, 41, 52, 60, 62, 91, 97, 146, 147 158, 162, 176, 177, 191, 192, 196, 197 223, 225, 228, 229, 251, 253, 324, 328 354, 380, 478, 479, 481, 628~630 633, 634, 636~639, 649, 651, 661	34.98	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐 2 その他の森林にあつては択伐 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 4 伐採の限度 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 5 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。)伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止する。		
	永平寺町	21	0.50			
	あわら市	1, 2, 7, 11, 18, 24~26, 31, 44, 49, 89	10.37			
	坂井市	24, 32, 95, 110	10.36			
	大野市	16, 19, 22, 30, 221, 344, 403, 404 424, 710	12.54			
	勝山市	1, 3, 31, 64, 69, 82, 83, 108, 112, 118 119, 185, 190, 274, 276	17.91			
	越前市	7, 23, 108, 149, 167, 171, 180, 233 242, 247, 252, 255, 257, 261, 269 305, 306	30.60			
	鯖江市	55	0.92			
	池田町	9, 16, 17, 21, 26, 45, 50, 52, 103, 135 139, 146, 151, 189, 195, 206, 240 260	41.78			
	南越前町	69, 70, 82, 150, 216, 250, 260, 302 310, 326, 328, 393, 410, 418, 436, 442 448	54.74			
	越前町	12, 17, 33, 49, 64, 80, 109, 114, 116 131, 162, 166, 170, 175	9.10			
	計		223.80			
	106 土砂崩壊防備保安林と魚つき保安林と急傾斜地崩壊危険地区と国立公園第三種特別地域の重複するもの (13, 24, 32, 54)	越前町	155			
107 土砂崩壊防備保安林と魚つき保安林と国立公園第二種特別地域の重複するもの (13, 24, 53)	越前町	132	0.33	種類76と同じ。		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
108 土砂崩壊防備保安林と保健保安林の重複するもの (13, 26)	永平寺町	90	0.77	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐 2 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐 3 その他の森林にあっては択伐 4 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 5 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は10ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の伐採の終った日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。)伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。		
109 土砂崩壊防備保安林と砂防指定地の重複するもの (13, 31)	福井市	91, 191, 354	2.86	種類105と同じ。	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険地区、国定公園第1種特別地域、国定公園第2種特別地域、国定公園第3種特別地域、国定公園普通地域、県立公園第2種特別地域、県立公園第3種特別地域、県立公園普通地域、県設鳥獣保護区特別保護地区、都市計画区域風致地区、史跡名勝天然記念園普通地域、史跡名勝天然記念物と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
	大野市	22, 23	1.17			
	勝山市	112	0.26			
	越前市	112	0.32			
	池田町	21, 26, 139, 151, 206	3.21			
	南越前町	217, 310, 326, 448	0.85			
計		8.67				
110 土砂崩壊防備保安林と砂防指定地と国定公園第II種特別地域の重複するもの (13, 31, 53)	福井市	621	0.16	種類105と同じ。		
	越前町	102, 109	0.47			
	計		0.63			
111 土砂崩壊防備保安林と砂防指定地と国定公園第III種特別地域の重複するもの (13, 31, 54)	福井市	620	0.29	種類105と同じ。		
	越前町	144	0.24			
	計		0.53			
112 土砂崩壊防備保安林と急傾斜地崩壊危険区域の重複するもの (13, 32)	福井市	210, 638	0.39	種類105と同じ。		
	あわら市	7	0.28			
	池田町	114, 206	0.77			
	南越前町	328, 392, 410	0.25			
	越前町	116, 161, 166	3.13			
計		4.82				
113 土砂崩壊防備保安林と急傾斜地崩壊危険区域と国定公園第II種特別地域の重複するもの (13, 32, 53)	南越前町	392	0.04	種類105と同じ。		
114 土砂崩壊防備保安林と急傾斜地崩壊危険区域と国定公園第III種特別地域の重複するもの (13, 32, 54)	越前町	136, 153, 155, 161, 162	2.50	種類105と同じ。		
115 土砂崩壊防備保安林と急傾斜地崩壊危険区域と国定公園普通地域の重複するもの (13, 32, 56)	南越前町	455	0.10	種類105と同じ。		
116 土砂崩壊防備保安林と国定公園第I種特別地域の重複するもの (13, 52)	福井市	91	0.44	種類105と同じ。		
	越前町	101, 111	1.06			
	計		1.50			

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域			伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班					
117 土砂崩壊防備保安林と国定公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (13, 53)	福井市	81, 91, 206, 242, 258, 259, 265, 604	606, 611, 618, 624, 628, 630	14. 71	種類105と同じ。		
	南越前町	386, 387, 392, 454, 455, 458, 465		12. 68			
	越前町	102, 132, 166, 171		3. 22			
	計			30. 61			
118 土砂崩壊防備保安林と国定公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (13, 54)	福井市	205, 242, 616, 617, 619, 620, 629		3. 45	種類105と同じ。		
	南越前町	458		5. 77			
	越前町	132, 144, 151~154, 160		5. 75			
	計			14. 97			
119 土砂崩壊防備保安林と国定公園普通地域の重複するもの (13, 56)	福井市	87		0. 31	種類105と同じ。		
	南越前町	455, 458		0. 80			
	計			1. 11			
120 土砂崩壊防備保安林と県立公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (13, 62)	大野市	424, 427		4. 23	種類105と同じ。		
121 土砂崩壊防備保安林と県立公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (13, 63)	勝山市	196, 198		11. 21	種類105と同じ。		
				11. 21			
122 土砂崩壊防備保安林と県立公園普通地域の重複するもの (13, 65)	勝山市	118, 119		6. 21	種類105と同じ。		
123 土砂崩壊防備保安林と県設鳥獣保護区特別保護地区と都市計画区域風致地区の重複するもの (13, 71, 72)	福井市	138		0. 35	種類105と同じ。		
124 土砂崩壊防備保安林と史跡名勝天然記念物の重複するもの (13, 74)	福井市	299		0. 50	種類105と同じ。		
125 潮害防備保安林 (17)	福井市	98, 100, 103		22. 59	1 林況が粗悪な森林および伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐 2 その他の森林にあつては択伐 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 4 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は10ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 5 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。) 伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止する。		
	あわら市	8, 9		2. 92			
	坂井市	1, 3, 4, 7, 10, 12, 13, 14, 16, 21		1. 30			
	計			26. 81			
126 潮害防備保安林と魚つき保安林と国定公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (17, 24, 53)	坂井市	13		0. 91	種類76と同じ。		

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域			伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班					
127 潮害防備保安林と保健保安林の重複するもの (17, 26)	坂井市	1, 3, 4, 5, 7		59.85	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になると認められる森林にあっては禁伐 2 林況が粗悪な森林および伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐 3 その他の森林にあっては択伐 4 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 5 伐採の限度 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。) 伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。		
128 潮害防備保安林と保健保安林と国定公園特別保護地区の重複するもの (17, 26, 51)	坂井市	10, 14		0.28	種類127と同じ。	国定公園特別保護地区と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
129 潮害防備保安林と保健保安林と国定公園第I種特別地域の重複するもの (17, 26, 52)	あわら市	14		2.62	種類127と同じ。	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、国定公園第I種特別地域、国定公園第II種特別地域、国定公園第III種特別地域と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
	坂井市	13, 14, 2, 21		3.28			
130 潮害防備保安林と保健保安林と国定公園第II種特別地域の重複するもの (17, 26, 53)	坂井市	14		1.38	種類127と同じ。		
131 潮害防備保安林と砂防指定地と国定公園第III種特別地域の重複するもの (17, 31, 54)	越前町	141		0.03	種類125と同じ。		
132 潮害防備保安林と急傾斜地崩壊危険区域の重複するもの (17, 32)	越前町	162		0.13	種類125と同じ。		
133 潮害防備保安林と急傾斜地崩壊危険区域と国定公園第III種特別地域の重複するもの (17, 32, 54)	越前町	154, 162		1.95	種類125と同じ。		
134 潮害防備保安林と国定公園特別保護地区の重複するもの (17, 51)	坂井市	10, 12, 13, 14		5.02	種類125と同じ。		

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域			伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班					
135 潮害防備保安林と 国定公園第Ⅰ種特別地 域の重複するもの (17, 52)	福井市	91, 98		19.78	種類125と同じ。		
	あわら市	4, 5, 8, 9, 14		48.89			
	坂井市	13, 14, 16, 20, 21		10.88			
	計			79.55			
136 潮害防備保安林と 国定公園第Ⅱ種特別地 域の重複するもの (17, 53)	福井市	93, 98		5.47	種類125と同じ。		
	あわら市	14		0.06			
	坂井市	10, 12, 13, 14, 16, 20		8.52			
	越前町	132		1.66			
	計			15.71			
137 潮害防備保安林と 国定公園第Ⅲ種特別地 域の重複するもの (17, 54)	越前町	132, 141, 154		2.06	種類125と同じ。		
138 干害防備保安林 (18)	福井市	20, 518, 635, 640		12.05	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊しまたは流出するおそれがあると認められるものおよびその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐 2 その他の森林にあっては伐採種を定める。 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならない。 4 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は20ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 5 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。) 伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。		
	永平寺町	16		2.66			
	あわら市	32		18.90			
	大野市	30, 348, 351		41.75			
	越前市	252		0.51			
	鯖江市	49		6.03			
	池田町	46, 66, 69, 72, 246, 247		34.94			
	南越前町	27, 28, 250, 285, 423		40.00			
	越前町	67, 72, 108		1.91			
	計			158.75			

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
139 干害防備保安林と なだれ防止保安林と 砂防指定地と県立公園 普通地域の重複するもの (18, 21, 31, 65)	大野市	27	4.88	1 緩傾斜地の森林その他なだれまたは 落石による被害を生ずるおそれが比較 的少ないと認められる森林にあって禁 伐 2 その他の森林にあっては禁伐 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなけ ればならない。 4 伐採の限度 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の 初日におけるその森林の立木の材積に 相当する数に省令で定めるところによ り算出される択伐率を乗じて得た数に 相当する材積を超えないものとする。 択伐率は当該森林の年成長率に前回の 択伐の終わった日を含む伐採年度から 伐採しようとする前伐採年度までの年 度数を乗じて算出するものとする。た だし、算出された率が10分の3を超え るときは10分の3とする。(伐採跡地 につき植栽によらなければ的確な更新 が困難と認められる森林については10 分の4とする。) 5 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森 林で伐採をすることができる箇所は、 樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、 伐採材積は伐採年度当初の10分の2以 内とする。(指定施業要件変更後は、 10分の3.5以内とする。) 伐採の禁止 を受ける森林にあっては、原則とし て伐採を禁止する。	砂防指定地、県立 公園普通地域と重 複する地域にあっ ては左記によるほ かそれぞれの関係 法令による。	
140 干害防備保安林と なだれ防止保安林と 県立公園普通地域の 重複するもの (18, 21, 65)	大野市	26	8.09	種類139と同じ。		
141 干害防備保安林と 保健保安林の重複す るもの (18, 26)	越前町	67	0.08	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法 を制限しなければ急傾斜地等の森林で 土砂が流出するおそれがあると認めら れる、または流出するおそれがあると 認められるもの及び用水源の保全又は その伐採跡地における成林が困難にな るおそれがあると認められる森林にあ っては択伐 2 伐採すればその伐採跡地における成 林が著しく困難になるおそれがあると 認められる森林にあっては禁伐 3 地域の景観の維持を主たる目的とす る森林のうち主要な利用施設、または 眺望点からの視界外にあるものにあっ ては伐採種を定めない。 4 その他の森林にあっては択伐 5 主伐は標準伐期齢以上のものでなけ ればならない。 6 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面 積の限度は20ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の 初日におけるその森林の立木の材積に 相当する数に省令で定めるところによ り算出される択伐率を乗じて得た数に 相当する材積を超えないものとする。 択伐率は当該森林の年成長率に前回の 択伐の終わった日を含む伐採年度から 伐採しようとする前伐採年度までの年 度数を乗じて算出するものとする。た だし、算出された率が10分の3を超え るときは10分の3とする。(伐採跡地 につき植栽によらなければ的確な更新 が困難と認められる森林については10 分の4とする。) 7 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森 林で伐採をすることができる箇所は、 樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、 伐採材積は伐採年度当初の10分の2以 内とする。(指定施業要件変更後は、 10分の3.5以内とする。) 伐採の禁止 を受ける森林にあっては、原則として 伐採を禁止する。		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
142 干害防備保安林と保健保安林の県設鳥獣保護区特別保護地区の重複するもの (18, 26, 71)	越前町	67	4.35	種類141と同じ。	国定公園第三種特別地域、砂防指定地、県立公園普通地域、県設鳥獣保護区特別保護地区と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
143 干害防備保安林と砂防指定地の重複するもの (18, 31)	越前町	72	0.95	種類138と同じ。		
144 干害防備保安林と国立公園第三種特別地域の重複するもの (18, 54)	福井市	89	12.73	種類138と同じ。		
	越前町	108	0.06			
	計		12.79			
145 干害防備保安林と県立公園普通地域の重複するもの (18, 65)	大野市	25, 26, 27	84.26	種類138と同じ。		
146 なだれ防止保安林 (21)	福井市	9, 104, 170, 193, 201, 202, 203, 213 222, 246, 307, 308, 316, 320, 321, 325 329, 335, 340, 346, 355, 357, 359, 362 371, 375, 378~381, 383, 384, 386 388, 389, 391, 392, 396, 397, 415, 420 425, 427, 430, 435, 437, 440~442 446, 448, 450, 452, 462, 463, 466, 468 471, 474, 475, 479, 485, 486, 492~494 498, 499, 501, 530, 532, 537, 538, 541 553, 556, 558, 562, 574, 578, 579, 583 596, 598, 653	224.47	1 緩傾斜地の森林その他なだれによる被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては択伐 2 その他の森林にあつては禁伐 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 4 伐採の限度 5 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定実施要件変更後は、10分の3.5以内とする。) 伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止する。		
	永平寺町	99, 101, 104~106, 119	20.46			
	あわら市	90	3.02			
	坂井市	107, 117, 118	7.26			
	大野市	32, 35~39, 45, 59, 168, 177, 199, 212 286, 292, 305, 358, 365, 366, 388, 391 392, 414, 416, 421, 426, 445, 448, 454 469, 474, 481, 484, 540, 542, 573, 583 597, 607, 705, 710, 716	451.91			
	勝山市	1, 29, 37, 38, 42, 44, 63~65, 77, 78 83, 84, 108, 110, 112, 119, 180, 188 264, 265, 272~274, 276, 277, 307	87.86			
	越前市	23, 24, 134, 259	22.07			
	鯖江市	15, 52	13.47			
	池田町	1, 2, 9, 10, 16~18, 20, 21, 25, 26, 29 33~37, 39, 40, 42~44, 50, 54, 61~64 67, 68, 70, 73, 79, 95, 96, 103, 107 112~116, 118, 119, 121, 124, 128, 130 133, 135~137, 139~142, 146, 152 153, 160, 164, 173~175, 177, 179 196, 199, 201, 202, 224, 225, 227, 228 231, 238~240, 242, 249, 251~253 261, 263, 265, 266	320.02			
	南越前町	50~52, 70, 74, 75, 87, 90, 109, 123 188, 216, 262, 271, 303, 304, 308, 309 311, 317, 318, 322, 323, 326, 328, 329 331, 340~342, 365, 367, 369~371 375, 376, 398, 431, 471, 474	116.72			
	計		1,267.26			
	147 なだれ防止保安林と保健保安林の重複するもの (21, 26)	福井市	347		22.10	種類108と同じ。
池田町		97, 103	10.76			
南越前町		53, 74	70.76			
計			103.62			

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
148 なだれ防止保安林と保健保安林と砂防指定地の重複するもの (21, 26, 31)	福井市	347	0.03	種類108と同じ。	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、県立公園第I種特別地域、県立公園第II種特別地域、	
149 なだれ防止保安林と保健保安林と県立公園第II種特別地域の重複するもの (21, 26, 62)	大野市	724	23.57	種類108と同じ。	県立公園第III種特別地域、県立公園普通地域、史跡名称天然記念物と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
150 なだれ防止保安林と保健保安林と県立公園第III種特別地域の重複するもの (21, 26, 63)	大野市	497,498	66.25	種類108と同じ。		
151 なだれ防止保安林と保健保安林と史跡名称天然記念物の重複するもの (21, 26, 74)	福井市	300	2.42	種類108と同じ。		
152 なだれ防止保安林と砂防指定地の重複するもの (21, 31)	福井市	354,556	0.54	種類146と同じ。		
	永平寺町	119	0.62			
	大野市	45,59,177,464,469,705,710,716	22.69			
	勝山市	63,188	0.41			
	越前市	24	0.31			
	鯖江市	52	0.47			
	池田町	20,21,26,33,39,67,133,136,142 143,152,160,179,196,199,225	12.90			
	南越前町	227,262,304,308,310,311,326,328 340,471	2.54			
計		40.48				
153 なだれ防止保安林と砂防指定地と県立公園第II種特別地域の重複するもの (21, 31, 62)	大野市	451	0.84	種類146と同じ。		
154 なだれ防止保安林と砂防指定地と県立公園第II種特別地域と県立公園普通地域の重複するもの (21, 31, 62, 65)	大野市	206	6.00	種類146と同じ。		
155 なだれ防止保安林と砂防指定地と県立公園第III種特別地域の重複するもの (21, 31, 63)	大野市	694	1.50	種類146と同じ。		
156 なだれ防止保安林と砂防指定地と県立公園普通地域の重複するもの (21, 31, 65)	大野市	36	7.25	種類146と同じ。		
	勝山市	132,135	0.47			
	計		7.72			
157 なだれ防止保安林と急傾斜地崩壊危険区域の重複するもの (21, 32)	福井市	653	0.44	種類146と同じ。		
	池田町	2,242,251,263	0.61			
	南越前町	328,398	0.79			
	計		1.84			

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域			伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班					
158 なだれ防止保安林と県立公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (21, 62)	大野市	204~206, 255, 286, 287, 414, 421, 428 448, 473, 474, 477, 480, 487, 489, 511 620, 628~630, 639, 648, 654, 666		169.33	種類146と同じ。		
	勝山市	119		0.61			
	計			169.94			
159 なだれ防止保安林と県立公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (21, 63)	大野市	212, 255, 276, 289, 292, 427, 428 474, 477, 480, 487, 489, 511, 620 648, 666, 667, 690, 691, 694		214.64	種類146と同じ。		
	勝山市	207		0.02			
	計			214.66			
160 なだれ防止保安林と県立公園第Ⅲ種特別地域と県立公園普通地域の重複するもの (21, 63, 65)	大野市	212		11.76	種類146と同じ。		
161 なだれ防止保安林と県立公園普通地域の重複するもの (21, 65)	大野市	35~37, 206, 209, 212, 583, 592, 593, 605 630~634, 638, 639, 665, 675, 676 678		107.01	種類146と同じ。		
	勝山市	85, 86, 87, 90, 96, 119, 132, 135, 142		5.26			
	計			112.27			
162 落石防止保安林 (22)	越前町	114		0.11	1 緩傾斜地の森林その他なだれまたは落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあって択伐 2 その他の森林にあっては禁伐 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならない。 4 伐採の限度 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 5 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。) 伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。		
163 落石防止保安林と国定公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (22, 53)	南越前町	387		0.06	種類162と同じ。		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
164 魚つき保安林 (24)	福井市	607, 630	0. 07	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になると認められる森林にあつては禁伐 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては択伐 4 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならない。 5 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は10ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。) 伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止する。		
	南越前町	420	2. 85			
	計		2. 92			
165 魚つき保安林と保健保安林と国定公園第I種特別地域の重複するもの (24, 26, 52)	坂井市	20	0. 16	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になると認められる森林にあつては禁伐 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林でかつ、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち主要な利用施設または眺望点から視界外にあるものにあつては、伐採を定めない。 3 その他の森林にあつては択伐 4 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならない。 5 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は10ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。) 伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止する。	急傾斜地崩壊危険区域、国定公園特別保護地区、国定公園第I種特別地域、国定公園第II種特別地域、国定公園第III種特別地域、砂防指定地と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
166 魚つき保安林と保健保安林と国定公園第II種特別地域の重複するもの (24, 26, 53)	坂井市	14	0. 05	種類141と同じ。		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
167 魚つき保安林と砂防指定地と国定公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (24, 31, 54)	越前町	160	0.02	種類164と同じ。		
168 魚つき保安林と急傾斜地崩壊危険地域と国定公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (24, 32, 53)	福井市	265	0.16	種類164と同じ。		
169 魚つき保安林と急傾斜地崩壊危険地域と国定公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (24, 32, 54)	越前町	155	3.23	種類164と同じ。		
170 魚つき保安林と国定公園第Ⅰ種特別地域の重複するもの (24, 52)	坂井市	20, 21	0.37	種類164と同じ。		
	越前町	96, 103, 111, 112	4.50			
	計		4.87			
171 魚つき保安林と国定公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (24, 53)	福井市	265, 607~609, 622, 630	9.75	種類164と同じ。		
	坂井市	14	0.06			
	南越前町	402	1.34			
	越前町	96, 132, 170, 171	3.78			
	計		14.93			
172 魚つき保安林と国定公園第Ⅲ種特別地域と重複するもの (24, 54)	越前町	155, 160	1.22	種類164と同じ。		
173 保健保安林 (26)	福井市	300	15.45	1 伐採すればその伐採地における成林が著しく困難になると認められる森林にあっては禁伐 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち主要な利用施設、または眺望点からの視界外にあるものにあつては伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては択伐 4 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 5 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は20ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。) 伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。		
	永平寺町	31, 72, 76	4.35			
	あわら市	86	13.20			
	大野市	349, 462, 482, 561	26.22			
	勝山市	305, 307	2.03			
	池田町	101	16.76			
	南越前町	408	15.41			
	越前町	157, 164	26.60			
計		120.02				

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
174 保健保安林と風致保安林の重複するもの (26, 27)	永平寺町	83	0.10	1 伐採すればその伐採地における成林が著しく困難になると認められる森林にあっては禁伐 2 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあっては禁伐 3 その他の森林にあっては択伐 4 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならない。 5 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は20ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。) 伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。		
175 保健保安林と砂防指定地と史跡名勝天然記念物の重複するもの (26, 31, 74)	福井市	300	2.00	種類173と同じ。	砂防指定地、国定公園第I種特別地域、国定公園第II種特別地域、国定公園第III種特別地域、県立公園第II種特別地域、県立公園第III種特別地域、県設鳥獣保護区特別保護地区、史跡名勝天然記念物と重複するもの	
176 保健保安林と国定公園第I種特別地域の重複するもの (26, 52)	坂井市	20	0.20	種類173と同じ。	国定公園第II種特別地域、国定公園第III種特別地域、県立公園第II種特別地域、県立公園第III種特別地域、県設鳥獣保護区特別保護地区、史跡名勝天然記念物と重複するもの	
177 保健保安林と国定公園第II種特別地域の重複するもの (26, 53)	福井市	606,624	5.38	種類173と同じ。	史跡名勝天然記念物と重複するもの	にあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。
	越前町	205	2.56			
	計		7.94			
178 保健保安林と国定公園第III種特別地域の重複するもの (26, 54)	福井市	617,624	37.82	種類173と同じ。		
	越前町	113,114	12.85			
	計		50.67			
179 保健保安林と県立公園第II種特別地域の重複するもの (26, 62)	大野市	486	5.04	種類173と同じ。		
180 保健保安林と県立公園第III種特別地域の重複するもの (26, 63)	大野市	497,498	73.63	種類173と同じ。		
181 保健保安林と県設鳥獣保護区特別保護地区の重複するもの (26, 71)	大野市	459~461	144.79	種類173と同じ。		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
182 保健保安林と史跡 名称天然記念物の重複 するもの (26, 74)	福井市	300	29.26	種類173と同じ。		
183 風致保安林 (27)	永平寺町	71	8.00	1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては禁伐 2 その他の森林にあつては択伐 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 4 伐採の限度 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終った日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 5 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。) 伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止する。		
	池田町	114	3.76			
	計		11.76			
184 風致保安林と急傾 斜地崩壊危険区域と国 立公園第三種特別地 域の重複するもの (27, 32, 44)	勝山市	230	0.27	種類183と同じ。	急傾斜地崩壊危険区域、国立公園第三種特別地域、国立公園特別保護地区、国立公園第一種特別地域、都市計画区域風致地区と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
185 風致保安林と国立 公園第三種特別地 域の重複するもの (27, 44)	勝山市	230	0.42	種類183と同じ。		
186 風致保安林と国定 公園特別保護地区と 史跡名勝天然記念物の 重複するもの (27, 51, 74)	坂井市	13	3.26	種類183と同じ。		
187 風致保安林と国定 公園第一種特別地 域の重複するもの (27, 52)	越前町	43	20.14	種類183と同じ。		
188 風致保安林と都市 計画区域風致地区の 重複するもの (27, 72)	福井市	139	0.01	種類183と同じ。		

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域			伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班					
189 保安施設地区 (30)	福井市	37, 39, 178, 193, 196, 198, 199, 244 247, 254, 264, 265, 283, 285, 289 300, 378, 398, 399, 442, 484, 501 502, 513, 514		3.49	1 原則として伐採を禁止する。		
	坂井市	97		0.06			
	大野市	36, 40, 47, 62, 63, 77, 80, 84, 140 163, 174, 181~183, 194, 226, 286 294, 295, 298, 304, 305, 308, 411 435, 445, 447, 535, 574, 575, 669 703, 711		33.45			
	勝山市	91, 96, 177, 183, 187, 188, 190, 306		3.33			
	越前市	22, 38, 55, 110, 243, 266		0.81			
	鯖江市	53		0.34			
	池田町	3, 6, 42, 43, 79, 103, 104, 141, 146 164, 180, 181, 235		1.99			
	南越前町	21, 32, 35, 43, 52, 64, 67, 81, 90 102, 141, 147, 183, 289, 290, 330 369, 409		12.17			
	計			55.64			
	190 保安施設地区と 砂防指定地の重複する もの (30, 31)	福井市	37				
大野市		47, 49, 140, 163, 435, 442, 447		0.67			
池田町		119		0.18			
南越前町		35, 169, 170, 179, 180, 181		1.28			
計			2.21				
191 保安施設地区と 砂防指定地と国立公園 第Ⅱ種特別地域の重複 するもの (30, 31, 43)	大野市	134		0.13	種類189と同じ。		
192 保安施設地区と 砂防指定地と県立公園 第Ⅲ種特別地域の重複 するもの (30, 31, 63)	大野市	230		0.69	種類189と同じ。		
	勝山市	195		0.06			
	計			0.75			
193 保安施設地区と 砂防指定地と県立公園 普通地域の重複するもの (30, 31, 65)	大野市	36, 632		0.11	種類189と同じ。		
194 保安施設地区と 急傾斜地崩壊危険区域 と県立公園普通地域の 重複するもの (30, 32, 65)	大野市	632		0.03	種類189と同じ。		
195 保安施設地区と 国定公園第Ⅱ種特別 地域の重複するもの (30, 53)	福井市	242		0.28	種類189と同じ。		
196 保安施設地区と 国定公園第Ⅲ種特別 地域の重複するもの (30, 54)	福井市	85, 256		0.40	種類189と同じ。		
	南越前町	464		0.19			
	越前町	131, 134, 152		0.33			
	計			0.92			
197 保安施設地区と 県立公園第Ⅱ種特別 地域の重複するもの (30, 62)	大野市	285, 429, 646		1.23	種類189と同じ。		
	勝山市	119, 120		0.12			
	計			1.35			
198 保安施設地区と 県立公園第Ⅲ種特別 地域の重複するもの (30, 63)	大野市	622, 624, 642, 644, 690, 691		2.06	種類189と同じ。		
199 保安施設地区と 県立公園普通地域の 重複するもの (30, 65)	大野市	3, 35, 263, 274, 626, 631, 633, 634 638, 679		3.37	種類189と同じ。		
	勝山市	86, 89, 132, 134		0.44			
	計			3.81			

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
200 砂防指定地 (31)	福井市	9, 15~18, 20~25, 27~30, 35~43 48~52, 54~57, 65~69, 74~79 81, 83, 84, 91, 95, 96, 98, 99, 109 152, 154, 163~165, 168, 169 174~176, 182, 184~187, 189~191 197, 199, 200, 210~215, 218~223 225~232, 234~241, 244, 279~286 289~295, 297, 299, 306~310, 327 332, 334, 336, 336, 339, 349~351 354, 361, 362, 365, 386~389, 395~399 416~420, 422, 439, 440, 445~447 453~462, 464, 465, 468~471, 479~485 491~497, 499, 501~505, 508~511 515~519, 522~524, 534, 536~558 560, 562~565, 567, 568, 571, 572 573, 575~578, 584~591, 593~599 609, 641, 644, 645, 647, 648, 650 651, 654, 656~658, 661, 662, 664 665	2, 676. 20	福井県砂防指定地管理規則による。		
	永平寺町	4~6, 13, 23~28, 36~44, 46, 48, 49 51~53, 55~57, 62, 63, 69, 72, 75 78, 82, 84~101, 103, 105, 107~109 112, 114, 115, 119, 120, 122, 126 127, 128	390. 76			
	あわら市	62, 66, 68, 69, 71~73, 89, 91~93 102, 106	85. 28			
	坂井市	24, 37, 41, 70, 71, 73, 79, 80, 88 106~108, 110, 111, 124~126, 129 130, 132~134	56. 00			
	大野市	7, 10, 16, 18, 19, 22, 23, 24, 41, 42, 44 47, 49, 50, 51, 58~65, 74, 75, 77, 79 80, 84, 130, 140, 144, 152, 161, 163 164, 169~173, 177, 179~182, 184 186, 196, 226, 228, 236, 286, 298 307~309, 311~313, 306~319, 321 333, 335, 338~340, 340, 342, 347 352, 353, 358, 359, 361~363, 368~371 374~376, 379~381, 386, 392~396 400, 401, 405, 406, 409, 430, 433 435~438, 441, 442, 447, 448, 451 454, 455, 457, 463, 464, 465, 467, 469 470, 471, 500, 525, 526, 531~535 537, 606, 607, 616, 705, 721	786. 91			
	勝山市	1~3, 5~8, 10~12, 16~18, 25~27 29~31, 35, 39, 43, 47~54, 59~63 66, 67, 69, 74, 76~81, 109, 110, 112 113, 130, 135, 169, 175~180, 186 188~190, 195, 199, 221, 222, 224 230, 231, 246, 247, 249, 252, 256~258 263, 266~281, 285~291, 298, 299 301, 302, 304, 306, 309	465. 77			
	越前市	9, 10, 12~16, 18~26, 28, 30, 33, 34 36, 38, 39, 43~47, 49~51, 53, 54, 56 59, 60, 62, 68, 71, 72, 78~82, 84, 85 87, 88, 92~96, 101, 105, 106, 109 111, 112, 115, 116, 120, 121, 123, 124 127, 128, 134, 136, 151, 156, 160~162 170, 178, 179, 180~183, 201, 203, 204 206, 212~215, 217, 223~225, 228 229, 233, 242~244, 252, 253 255~277, 279~286, 289~293 295, 296, 298, 299, 301~304 306~313	741. 58			
	鯖江市	12~17, 22~24, 27~31, 34~55, 57 58, 6, 61, 63, 64	357. 44			
	池田町	2, 5, 6, 11, 12, 13, 14, 11, 19~24 26, 27, 29, 30, 33, 35, 37~39, 44 50, 62, 63, 67, 68, 71~74, 76, 78, 79 110~112, 114, 115, 117, 119, 120, 126 127, 130, 132, 135~139, 141~143 146, 147, 149, 150, 151, 152, 154, 157 159, 160, 162, 165~172, 174, 177~185 188, 190, 191, 196, 197, 199, 205, 206 209~211, 215, 217, 224~234, 238 240~245, 247~249, 251~255, 258 260~264	637. 94			

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
	南越前町	1, 3, 6~11, 13~17, 21~24, 26, 27 29, 31, 32, 35, 37, 42, 44, 46~48, 50 51, 53~55, 58, 59, 64, 65, 71, 72, 75 76, 81~87, 89~94, 96, 100~102 108, 111, 123, 127~131, 133~139 141~150, 154, 155, 158~160, 163~165 167~171, 173, 174, 179~184, 199 200, 205, 206, 208, 212, 213, 217 218, 220, 221, 223, 226, 227, 228 230, 237, 238, 241~245, 248, 249 251~255, 259~265, 267~273, 278 280~284, 286~290, 292, 293 295~297, 299, 303~305, 307, 308 310, 311, 316~318, 320~323, 325 326, 328, 329, 335, 337~342, 349 351~355, 361, 365~367, 371, 373 374, 378, 380, 382, 383~385, 393~398 400, 402~404, 406, 407, 409, 434, 435 437, 446~451, 459, 469, 470, 471 474~478, 480	1,709.05			
	越前町	6, 13, 15, 17, 19, 21, 34, 39~41 43~46, 62, 63, 65, 67, 68, 71~79 81~83, 85, 88~90, 93, 116, 118, 119 121, 122, 125~130, 155, 157, 166~169 181~183, 194, 197~199, 204 212~214	209.58			
	計		8,116.51			
201 砂防指定地と急傾斜地崩壊危険区域の重複するもの (31, 32)	福井市	15, 212, 229	0.67	種類200と同じ。		
	勝山市	112, 186	0.23			
	越前市	14, 115, 270	0.82			
	鯖江市	14, 15, 36, 47, 49	0.20			
	池田町	249	0.59			
	南越前町	64, 184, 326, 393, 403	0.93			
	越前町	39, 40, 115, 116, 129	1.43			
計		4.87				
202 砂防指定地と急傾斜地崩壊危険区域と国定公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (31, 32, 53)	福井市	621	0.11	種類200と同じ。	国立公園第Ⅰ種特別地域、国立公園第Ⅱ種特別地域、国立公園第Ⅲ種特別地域、国定公園第Ⅰ種特別地域、	
	越前町	110	0.21			
	計		0.32			
203 砂防指定地と急傾斜地崩壊危険区域と国定公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (31, 32, 54)	越前町	108, 136, 137, 141, 153, 155	0.83	種類200と同じ。	国定公園第Ⅱ種特別地域、国定公園第Ⅲ種特別地域、県立公園第Ⅱ種特別地域、県立公園第Ⅲ種特別地域、	
204 砂防指定地と国立公園第Ⅰ種特別地域の重複するもの (31, 42)	大野市	126	26.20	種類200と同じ。	県立公園普通地域、県設鳥獣保護区特別保護区、急傾斜地崩壊危険区域史跡名勝天然記念物	
205 砂防指定地と国立公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (31, 43)	大野市	85, 96, 104, 110, 112~114, 128, 130 132, 134, 135	66.74	種類200と同じ。	と重複するものにあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
	勝山市	143	0.56			
	計		67.30			
206 砂防指定地と国立公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (31, 44)	勝山市	143, 148, 229, 230, 231, 234~236 238	70.30	種類200と同じ。		
207 砂防指定地と国定公園第Ⅰ種特別地域の重複するもの (31, 52)	福井市	217	0.07	種類200と同じ。		
	越前町	96, 102, 109	1.01			
	計		1.08			
208 砂防指定地と国定公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (31, 53)	福井市	244, 608, 609, 610, 621	10.08	種類200と同じ。		
	あわら市	28	0.10			
	越前町	102, 109, 110, 149, 171	3.29			
	計		13.47			
209 砂防指定地と国定公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (31, 54)	福井市	84, 85, 90, 215, 217, 257, 258, 619 620	38.44	種類200と同じ。		
	南越前町	400, 402	1.24			
	越前町	96, 97, 98, 104, 108, 109, 135~141 143~145, 151, 153, 155, 160	28.09			
	計		67.77			

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
210 砂防指定地と県立公園第Ⅱ種特別地域の重複するもの (31, 62)	大野市	206, 207, 209, 233, 286, 288, 430, 448 451, 475, 477, 621, 648, 724	28.96	種類200と同じ。		
211 砂防指定地と県立公園第Ⅲ種特別地域の重複するもの (31, 63)	大野市	5~7, 10, 11, 207, 209, 212, 228~230 233, 235, 236, 240, 241, 245, 246, 248 252, 621, 691, 692, 694, 718	285.77	種類200と同じ。		
	勝山市	123, 126, 148, 154, 169~171 173~175, 191, 192, 194~198, 207 213, 215, 223, 245, 246	54.47			
	計		340.24			
212 砂防指定地と県立公園普通地域の重複するもの (31, 65)	大野市	3~5, 10, 14~16, 19, 24, 33, 34, 36 212, 218, 258, 263, 271, 273, 524, 533 625~627, 632	190.38	種類200と同じ。		
	勝山市	113~118, 121, 122, 126, 129~135 142, 143, 191, 199, 200, 220, 223 224, 228, 238, 244~246, 249, 250 258~260	146.26			
	計		336.64			
213 砂防指定地と県設鳥獣保護区特別保護地区の重複するもの (31, 71)	福井市	189, 190	2.72	種類200と同じ。		
214 砂防指定地と史跡名称天然記念物の重複するもの (31, 74)	福井市	278, 279, 300	76.00	種類200と同じ。		
215 急傾斜地崩壊危険区域 (32)	福井市	8, 15, 17, 32, 44, 55, 59, 66, 107, 112 112, 120, 124, 127, 129, 131, 135, 136 178, 179, 187, 189, 191, 192, 197, 210 212, 213, 219, 221, 224, 229, 234, 256 264, 265, 267, 280, 282, 295, 297, 299 302, 304, 305, 307, 308, 310~313 332, 336, 345, 359, 361, 401, 478, 555 573, 631~634, 637, 638, 640, 643 648, 653, 660, 666, 669, 671, 672	80.08	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による。		
	永平寺町	3, 12, 17, 50, 60	4.33			
	あわら市	1, 7, 11, 23, 28, 32	4.59			
	坂井市	14, 16	0.37			
	大野市	35, 702, 710	21.57			
	勝山市	3, 5, 60, 74, 112, 186, 272	5.94			
	越前市	8, 10, 14, 115, 119, 142, 167, 171, 172 180, 242~245, 247~250, 262, 265 269, 270, 272~274, 276, 277, 280 283, 284, 287, 289, 291, 292, 308 312, 313	43.53			
	鯖江市	1, 5~8, 10, 11, 13~15, 17, 19, 20 29~31, 34, 36, 40~42, 46, 47, 49, 55 57, 60, 65, 66	30.75			
	池田町	1, 2, 17, 20, 39, 64, 66, 71, 72, 114, 177 178, 224, 230, 231, 237, 242, 249 250, 251, 262, 263	11.30			
	南越前町	1, 55, 64, 65, 81, 82, 90, 141, 271, 290 326, 328, 330, 371, 373, 385, 393, 398 403, 410, 425	16.11			
	越前町	10, 13, 14, 16, 32, 33, 38~40, 46~48 90, 91, 103, 114~116, 129~131 162, 166, 171, 177, 181, 192, 203 212, 213	28.08			
	計		246.65			

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域			伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班					
216 急傾斜地崩壊危険区域と国定公園特別保護地区の重複するもの (32, 51)	坂井市	14		0.09	種類215と同じ。	国立公園特別保護地区、国定公園第I種特別地域、国定公園第II種特別地域、国定公園第III種特別地域、国定公園普通地域、県立公園普通地域、県設鳥獣保護区特別保護地区、都市計画区域風致地区、史跡名勝天然記念物と重複するもの にあつては左記によるほかそれぞれの関係法令による。	
217 急傾斜地崩壊危険区域と国定公園第I種特別地域の重複するもの (32, 52)	福井市	91		0.26	種類215と同じ。		
	越前町	100, 103		0.30			
	計			0.56			
218 急傾斜地崩壊危険区域と国定公園第II種特別地域の重複するもの (32, 53)	福井市	87, 88, 259, 265, 610, 618, 619		4.73	種類215と同じ。		
	あわら市	28		0.17			
	南越前町	392, 398~400, 416, 458		3.20			
	越前町	99, 104, 110, 166, 171		4.39			
計			12.49				
219 急傾斜地崩壊危険区域と国定公園第III種特別地域の重複するもの (32, 54)	福井市	89, 256, 619		0.80	種類215と同じ。		
	越前町	96, 100, 104, 108, 114, 131, 132, 136, 137, 141, 144, 153, 155, 161, 162		21.84			
	計			22.64			
220 急傾斜地崩壊危険区域と国定公園普通地域の重複するもの (32, 56)	福井市	88		0.63	種類215と同じ。		
	南越前町	400, 455, 458		0.92			
	計			1.55			
221 急傾斜地崩壊危険区域と県立公園普通地域の重複するもの (32, 65)	大野市	35, 632, 639		14.47	種類215と同じ。		
	勝山市	142, 201		3.77			
	計			18.24			
222 急傾斜地崩壊危険区域と県設鳥獣保護区特別保護地区と都市計画区域風致地区の重複するもの (32, 71, 72)	福井市	138		5.13	種類215と同じ。		
223 急傾斜地崩壊危険区域と都市計画区域風致地区の重複するもの (32, 72)	福井市	156~138, 140		11.56	種類215と同じ。		
224 急傾斜地崩壊危険区域と史跡名勝天然記念物の重複するもの (32, 74)	鯖江市	65		0.71	種類215と同じ。		
225 国立公園第I種特別地域 (42)	大野市	128		1.12	1 次の各号に定める要件に該当しないものは禁伐 A 単木択伐法によるものであること。 B 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の10%以内であること。 C 当該伐採の対象となる木竹の樹齡が、標準伐期齡に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。		
226 国立公園第II種特別地域 (43)	大野市	84, 85, 94, 96, 97, 104, 110~114, 128, 134, 137~139		255.40	1 次の各号に定める要件に該当しないものは禁伐 (1) 択伐法 A 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。 B 当該伐採の対象となる木竹の樹齡が標準伐期齡に見合う年齢以上であること。 (2) 皆伐法 A 当該伐採の対象となる木竹の樹齡が、標準伐期齡に見合う年齢以上であること。 B 1伐区の面積が2ha以内であること。ただし、疎密度3より多く保存木を残すものまたは、車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は伐区面積はこの限りではない。 C 伐区が更新して5年を経過していない皆伐法によつた伐区に隣接していないこと。		
	勝山市	142		4.01			
	計			259.41			

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域		伐 採 方 法	そ の 他	
		林 班				
227 国立公園Ⅲ種特別地域 (44)	大野市	84, 87, 93, 97, 98	40.08	1 伐採種は定めない。ただし、全般的な風致の維持を考慮して施業を行うものとする。		
	勝山市	142~144, 148, 149, 153, 165, 225 229~232, 234~238, 240	334.28			
	計		374.36			
228 国立公園特別保護地区 (51)	坂井市	10~14, 16	9.67	1 伐採を禁止する。		
229 国立公園Ⅰ種特別地域 (52)	福井市	88, 9, 91, 98, 216, 217, 609, 610, 630	19.05	種類225と同じ。		
	あわら市	4, 5, 8, 9, 14	11.85			
	坂井市	13, 14, 16, 20, 21	13.84			
	越前町	43, 96, 99~103, 110~112, 114	134.66			
計		179.40				
230 国立公園Ⅱ種特別地域 (53)	福井市	83, 85~91, 98, 198, 205~208, 216 242, 244, 245, 257~259, 263~266 604~615, 618~624, 626, 628	819.08	種類226と同じ。		
	あわら市	13, 14, 27, 28	68.62			
	坂井市	10~14	135.85			
	南越前町	386~389, 391~393, 398~400, 402 415~420, 454, 455, 458, 464~466	393.17			
	越前町	96~104, 109~112, 114, 132, 147~160 166, 170, 171, 206, 207	295.39			
	計		1,712.11			
231 国立公園Ⅲ種特別地域 (54)	福井市	84~91, 201, 203, 205, 206, 207, 214~216 242~244, 256~259, 613, 615~625 627~630	747.31	種類227と同じ。		
	南越前町	399, 400, 402, 423, 454, 455, 458 464~468	246.63			
	越前町	96~100, 104~106, 108~110, 112~114 131~145, 151~155, 159~162, 205~207	859.92			
	計		1,853.86			
232 国立公園普通地域 (56)	福井市	86, 87	0.49	1 伐採種は定めない。ただし、全般的な風致の維持を考慮して施業を行うものとする。		
	南越前町	399, 400, 455, 458	2.85			
	計		3.34			
233 県立公園Ⅰ種特別地域 (61)	大野市	269, 271, 278	23.54	1 次の各号に定める要件に該当しないものは禁伐 A 単木択伐法によるものであること。 B 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の20%以内であること。 C 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、標準伐期齢に見合う年齢以上であること。		
234 県立公園Ⅱ種特別地域 (62)	大野市	1~3, 197, 204~207, 244, 245, 254~256 277, 281~283, 285~288, 405 411~416, 418~421, 423~430 447, 448, 451~453, 472~480 486~489, 495, 496, 510~512, 519 521, 522, 584, 620, 628~630, 634 639, 645~648, 651, 655, 662, 663, 666 667, 674, 688, 694, 725, 726	962.37	1 次の各号に定める要件に該当しないものは禁伐 (1) 択伐法 A 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあっては当該区分の現在蓄積の50%以下、薪炭林にあっては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。 B 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 (2) 皆伐法 A 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 B 1伐区の面積が5ha以内であること。 ただし、疎密度3より多く保存木を残すものまたは、車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は伐区面積はこの限りではない。		
	勝山市	117, 119, 120, 170, 261, 262	69.96			
	計		1,032.33			
235 県立公園Ⅲ種特別地域 (63)	大野市	5~11, 14, 205~207, 212~215, 227 228, 236, 245, 246, 248, 251~256 276~281, 289, 290, 292, 418, 420 427~430, 473~475, 477, 480, 487 489, 490, 495~498, 510, 511, 520~522 575, 584, 585, 620, 621, 639~649 651, 663~667, 673, 689~692, 694, 718	1,833.34	種類227と同じ。		
	勝山市	120~123, 125, 126, 128, 148, 154 169, 170, 172, 173~175, 191~198 200, 204, 206, 207, 210, 212, 213, 215 216, 220, 223, 226~229, 243~246 259	814.51			
	計		2,647.85			

種 類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町	区 域			伐 採 方 法	そ の 他	
		林	班				
236 県立公園普通地域 (65)	大野市	1~5, 7, 8, 10, 14~16, 19, 24, 26, 32 33, 35~37, 197, 212, 215, 217~221 225, 257, 258, 263, 264, 268~271 273~275, 513~525, 532, 533, 540 548~551, 575~577, 583, 585~595 604~606, 624~627, 630~639, 645 646, 663~666, 673~688, 692, 695 696, 718, 726		3, 410. 89	種類232と同じ。		
		勝山市	80, 81, 84~101, 113~119, 121, 122 126, 128~136, 141~144, 147, 191 199~201, 223~230, 235, 244~246 249~251, 258~262				
	計						
237 県設鳥獣保護区特別 保護地区 (71)	福井市	189, 190		6. 11	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に 関する法律による。		
	大野市	384, 459, 460, 462		114. 88			
	計			120. 99			
238 県設鳥獣保護区特別 保護地区と都市計画区 域風致の重複するもの (71, 72)	福井市	138, 139		26. 65	種類237と同じ。	都市計画区域風致 地区と重複するも のにあつては左記 によるほかそれぞ れの関係法令によ る。	
239 都市計画区域風致 地区 (72)	福井市	135~140		111. 21	都市計画法による。		
240 史跡名勝天然記念 物 (74)	福井市	278, 279, 280, 299, 300		109. 16	文化財保護法による。		
	あわら市	110		0. 53			
	坂井市	119		4. 19			
	鯖江市	65		5. 86			
	計			119. 74			

2 その他必要な事項

該当なし

(附)参考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町別土地面積および森林面積

単位 面積:ha 比率:%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100	
		総 数 ②	国 有 林	民 有 林		
総 数	309,058	224,636	31,792	192,844	72.7	
市 町 別 内 訳	福 井 市	53,641	31,943	109	31,834	59.5
	永 平 寺 町	9,443	6,865	42	6,824	72.7
	あ わ ら 市	11,698	4,441	44	4,397	38.0
	坂 井 市	20,967	7,362	46	7,316	35.1
	大 野 市	87,243	75,825	20,664	55,161	86.9
	勝 山 市	25,388	20,181	2,002	18,178	79.5
	越 前 市	23,070	14,186	55	14,131	61.5
	鯖 江 市	8,459	3,148	17	3,131	37.2
	池 田 町	19,465	17,847	2,265	15,582	91.7
	南 越 前 町	34,369	31,453	6,531	24,922	91.5
越 前 町	15,315	11,385	17	11,368	74.3	

- 注 1 区域面積:県統計情報課「令和元年度市町勢要覧」(令和元年10月1日現在)
 国有林面積:(林野庁所管、官行造林):福井森林管理署(令和2年3月31日現在)
 (林野庁所管外):県森づくり課(令和2年3月31日現在)
 民有林面積:県森づくり課(令和2年3月31日現在)
 2 総数と内訳の計が一致しないのは四捨五入による。

(2) 地 況 ア 気 候

観 測 地	気 温 (° C)			年 間 降 水 量 (mm)	最 高 積 雪 量 (cm)	主 風 の 方 向	備 考
	最 高	最 低	年 平 均				
三 国	36.9	-3.3	14.7	2,040	-	SSE	
越 廼	36.8	-1.6	15.8	2,195	-	SE	
福 井	36.9	-3.5	15.3	2,263	58	SSW	
勝 山	35.7	-6.5	13.8	2,371	-	E	
大 野	35.4	-8.3	13.8	2,267	87	WNW	
今 庄	35.4	-5.1	13.5	2,448	85	SSW	

- 注 各数値は、福井地方気象台発行「福井県気象年報」による。
 (平成27年から令和元年の5ヶ年の平均)
 三国、越廼、勝山観測地の積雪情報なし

イ 地質、土壤等

土 壤 の 種 類		福 井 市	永 平 寺 町	あ わ ら 市	坂 井 市	大 野 市	勝 山 市	越 前 市	鯖 江 市	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町	
土 壤 群	土 壤 型												
ポドゾル	乾性ポドゾル化 土壌 PdI型	-	-	-	4	100	12	-	-	3	58	-	
	乾性ポドゾル化 土壌 PDII型	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	
	乾性弱ポドゾル化 土壌 PDIII型	1	14	-	27	1,581	224	5	-	21	-	-	
	湿性鉄型ポドゾル化 土壌 PW(i)型	-	-	-	-	66	36	-	-	7	-	-	
褐色森林土	乾性褐色森林土 BA型	14	-	4	-	1	1	-	-	12	45	7	
	乾性褐色森林土 BB型	11,710	2,906	2,800	2,842	10,883	4,198	5,444	919	4,597	6,102	3,757	
	弱乾性褐色森林土 BC型	6	6	-	-	10	5	24	9	32	30	151	
	適潤性褐色森林土 (偏乾亜型) BD(d)型	12,470	2,785	1,027	2,790	25,580	7,618	5,376	1,313	5,815	8,831	4,399	
	適潤性褐色森林土 BD型	7,679	1,157	225	1,411	15,683	4,507	2,526	1,055	4,851	9,862	2,957	
	弱湿性褐色森林土 BE型	-	-	-	-	77	-	-	-	-	-	-	-
	赤色系乾性褐色 森林土 rBB型	177	44	20	26	6	-	-	-	-	-	-	-
	暗色系褐色森林土 dB型	-	-	-	-	263	-	-	-	-	-	-	-
黒 色 土	黒 色 土 B1 型	85	-	184	263	1,072	1,552	23	-	4	-	-	
黄 赤 色 土	赤 色 土 R 型	126	-	-	2	-	-	3	-	-	2	-	
暗 赤 色 土	暗 赤 色 土 eDR型	10	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	
未 熟 土	砂丘未熟土 Im(s)型	39	-	62	200	-	-	-	-	-	-	-	
	崩積性未熟土 Im(g)型	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	-	
グ ラ イ	グ ラ イ G 型	-	-	-	-	10	10	-	-	-	-	-	
そ の 他	崩落地及び岩石地等	24	8	4	13	616	44	15	-	21	128	-	
合 計		32,341	6,920	4,326	7,578	55,958	18,207	13,416	3,296	15,378	25,058	11,271	

注 1 数値は、「福井県民有林適地適木調査説明書」(昭和49～53年度)による。

2 面積の数値は、他表と一致しない。

(3) 土地利用の現況

単位 面積:ha

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他		備 考	
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地		
総 数	309,058	224,636	33,680	30,789	2,891	50,742	14,320		
別 内 訳	福 井 市	53,641	31,943	7,860	7,460	400	13,838	4,854	
	永平寺町	9,443	6,865	1,000	938	62	1,578	402	
	あわら市	11,698	4,441	3,420	2,600	820	3,837	869	
	坂井市	20,967	7,362	6,630	5,890	740	6,975	2,367	
	大野市	87,243	75,825	4,200	4,060	140	7,218	990	
	勝山市	25,388	20,181	1,930	1,780	150	3,277	600	
	越前市	23,070	14,186	3,640	3,460	180	5,244	1,911	
	鯖江市	8,459	3,148	2,060	1,990	70	3,251	1,463	
	池田町	19,465	17,847	470	415	55	1,148	97	
	南越前町	34,369	31,453	1,060	956	104	1,856	280	
	越前町	15,315	11,385	1,410	1,240	170	2,520	488	

注 1 農地の数値は、北陸農政局「平成30年～31年福井県農林水産統計年表」による。

注 2 宅地・森林の数値は、県統計情報課「令和元年度福井県市町勢要覧」による。

注 3 総数と内訳の計が一致しないのは四捨五入による。

(4) 産業別就業者数

単位 人数:人

区 分	総人口	就 業 人 口	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	そ の 他 (分類不能)	
			計	農 業	林 業	水 産 業				
総 数	632,940	327,788	11,601	10,523	537	541	103,722	206,035	6,430	
別 内 訳	福 井 市	262,530	129,888	2,824	2,614	150	60	32,932	90,375	3,757
	永平寺町	19,120	10,414	358	343	13	2	2,734	7,064	258
	あわら市	27,577	15,132	923	893	24	6	4,711	9,345	153
	坂井市	88,795	47,726	2,050	1,920	34	96	16,003	29,388	285
	大野市	31,264	17,733	1,557	1,462	93	2	5,566	10,553	57
	勝山市	22,561	12,480	780	714	63	3	4,424	7,199	77
	越前市	79,889	41,593	1,153	1,097	48	8	17,417	22,259	764
	鯖江市	68,533	34,919	622	587	27	8	13,630	19,721	946
	池田町	2,365	1,271	148	122	23	3	434	681	8
	南越前町	10,135	5,503	401	307	35	59	1,887	3,187	28
	越前町	20,171	11,129	785	464	27	294	3,984	6,263	97

注 数値は、県統計情報課「令和元年度福井県市町勢要覧」による。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位 面積:ha 材積:千m3 成長量:千m3

区分	総数			1齢級			2齢級			3齢級			4齢級			5齢級					
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
立人	総数	192,843.79	46,477,113	561,381	128.32	549	180	372.82	5,603	942	405.56	14,804	1,927	1,054.79	76,349	7,585	1,529.15	194,139	14,542		
	総数	187,974.30	46,477,113	561,381	128.32	549	180	372.82	5,603	942	405.56	14,804	1,927	1,054.79	76,349	7,585	1,529.15	194,139	14,542		
木林	総数	針葉樹	89,381.42	34,210,839	457,932	119.58	549	180	321.65	5,303	926	302.13	13,603	1,887	893.99	73,082	7,340	1,450.29	191,874	14,408	
		広葉樹	98,592.88	12,266,274	103,449	8.74			51.17	300	16	103.43	1,201	40	160.80	3,267	245	78.86	2,265	134	
		総数	87,226.45	33,532,671	456,826	127.65	546	179	372.82	5,603	942	398.06	14,720	1,923	951.20	74,291	7,434	1,480.87	192,762	14,465	
	育成単層林	針葉樹	86,630.58	33,503,447	455,999	118.91	546	179	321.65	5,303	926	302.13	13,603	1,887	893.48	73,064	7,337	1,450.10	191,861	14,407	
		広葉樹	595.87	29,224	827	8.74			51.17	300	16	95.93	1,117	36	57.72	1,227	97	30.77	901	58	
		総数	84,956.92	32,586,296	449,109	119.34	546	179	333.37	5,373	929	336.91	13,842	1,889	920.14	72,268	7,269	1,451.52	188,878	14,226	
	育成複層林	針葉樹	84,470.47	32,558,177	448,302	118.31	546	179	318.70	5,265	920	296.77	13,361	1,861	870.38	71,189	7,176	1,421.11	187,987	14,168	
		広葉樹	486.45	28,119	807	1.03			14.67	108	9	40.14	481	28	49.76	1,079	93	30.41	891	58	
		総数	2,269.53	946,375	7,717	8.31			39.45	230	13	61.15	878	34	31.06	2,023	165	29.35	3,884	239	
	天然林	総数	針葉樹	2,160.11	945,270	7,697	0.60			2.95	38	6	5.36	242	26	23.10	1,875	161	28.99	3,874	239
			広葉樹	109.42	1,105	20	7.71			36.50	192	7	55.79	636	8	7.96	148	4	0.36	10	
			総数	100,747.85	12,944,442	104,555	0.67	3	1				7.50	84	4	103.59	2,058	151	48.28	1,377	77
育成複層林		針葉樹	2,750.84	707,392	1,933	0.67	3	1							0.51	18	3	0.19	13	1	
		広葉樹	97,997.01	12,237,050	102,622							7.50	84	4	103.08	2,040	148	48.09	1,364	76	
		総数	681.58	83,678	853							4.13	41	2							
天然生林	針葉樹	36.33	8,983	62																	
	広葉樹	645.25	74,695	791							4.13	41	2								
	総数	100,066.27	12,860,764	103,702	0.67	3	1				3.37	43	2	103.59	2,058	151	48.28	1,377	77		
竹	729.64																				
無立木地	4,139.85																				

単位 面積:ha 材積:千m3 成長量:千m3

区分	6齢級			7齢級			8齢級			9齢級			10齢級			11齢級					
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
立人	総数	2,684.73	505,417	27,908	5,872.70	1,390,390	57,770	8,412.41	2,456,640	76,725	11,377.63	3,778,726	88,693	10,465.63	3,672,335	63,810	12,310.13	4,262,393	54,547		
	総数	2,684.73	505,417	27,908	5,872.70	1,390,390	57,770	8,412.41	2,456,640	76,725	11,377.63	3,778,726	88,693	10,465.63	3,672,335	63,810	12,310.13	4,262,393	54,547		
木林	総数	針葉樹	2,638.87	503,314	27,752	5,563.34	1,373,655	57,068	8,081.22	2,435,168	76,023	10,730.39	3,731,550	87,417	9,267.94	3,571,954	61,733	9,784.87	4,014,611	50,687	
		広葉樹	45.86	2,103	156	309.36	16,735	702	331.19	21,472	702	647.24	47,176	1,276	1,197.69	100,381	2,077	2,525.26	247,782	3,860	
		総数	2,654.28	504,028	27,787	5,597.28	1,375,650	57,139	8,098.55	2,435,945	76,041	10,794.76	3,735,902	87,543	9,444.67	3,584,566	62,020	9,741.70	4,002,042	50,557	
	育成単層林	針葉樹	2,638.85	503,312	27,752	5,563.34	1,373,655	57,068	8,076.22	2,434,498	75,998	10,729.82	3,731,448	87,415	9,262.04	3,570,722	61,713	9,718.70	3,999,950	50,529	
		広葉樹	15.43	716	35	33.94	1,995	71	22.33	1,447	43	64.94	4,454	128	182.63	13,844	307	23.00	2,092	28	
		総数	2,614.83	496,531	27,377	5,584.43	1,372,651	57,003	8,092.39	2,434,041	75,982	10,765.09	3,725,396	87,294	9,101.02	3,449,825	59,728	9,399.43	3,859,637	48,708	
	育成複層林	針葉樹	2,599.40	495,815	27,342	5,550.70	1,370,668	56,933	8,070.06	2,432,594	75,939	10,700.15	3,720,942	87,166	8,918.45	3,435,987	59,421	9,376.57	3,857,558	48,680	
		広葉樹	15.43	716	35	33.73	1,983	70	22.33	1,447	43	64.94	4,454	128	182.57	13,838	307	22.86	2,079	28	
		総数	39.45	7,497	410	12.85	2,999	136	6.16	1,904	59	29.67	10,506	249	343.65	134,741	2,292	342.27	142,405	1,849	
	天然林	総数	針葉樹	39.45	7,497	410	12.64	2,987	135	6.16	1,904	59	29.67	10,506	249	343.59	134,735	2,292	342.13	142,392	1,849
			広葉樹				0.21	12	1							0.06	6		0.14	13	
			総数	30.45	1,389	121	275.42	14,740	631	313.86	20,695	684	582.87	42,824	1,150	1,020.96	87,769	1,790	2,568.43	260,351	3,990
育成複層林		針葉樹	0.02	2				5.00	670	25	0.57	102	2	5.90	1,232	20	66.17	14,661	158		
		広葉樹	30.43	1,387	121	275.42	14,740	631	308.86	20,025	659	582.30	42,722	1,148	1,015.06	86,537	1,770	2,502.26	245,690	3,832	
		総数				0.20	11		7.21	508	20	15.71	1,350	31	38.69	3,758	63	85.90	9,126	153	
天然生林	針葉樹										0.51	90	2	1.45	301	6	2.74	637	9		
	広葉樹				0.20	11		7.21	508	20	15.20	1,260	29	37.24	3,457	57	83.16	8,489	144		
	総数	30.45	1,389	121	275.22	14,729	631	306.65	20,187	664	567.16	41,474	1,119	982.27	84,011	1,727	2,482.53	251,225	3,837		
竹	針葉樹	0.02	2				5.00	670	25	0.06	12		4.45	931	14	63.43	14,024	149			
	広葉樹	30.43	1,387	121	275.22	14,729	631	301.65	19,517	639	567.10	41,462	1,119	977.82	83,080	1,713	2,419.10	237,201	3,688		
無立木地																					

注 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。(令和2年3月31日現在)

単位 面積:ha 材積:千m3 成長量:千m3

区分	12齡級			13齡級			14齡級			15齡級			16齡級			17齡級					
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
立人	総数	12,703.26	3,839,636	37,171	16,051.06	3,864,071	23,188	22,446.08	4,228,459	35,899	20,977.57	3,993,925	19,688	13,361.17	2,809,204	12,392	13,074.93	2,873,112	10,293		
木	総数	総数	12,703.26	3,839,636	37,171	16,051.06	3,864,071	23,188	22,446.08	4,228,459	35,899	20,977.57	3,993,925	19,688	13,361.17	2,809,204	12,392	13,074.93	2,873,112	10,293	
		針葉樹	7,693.03	3,314,352	30,093	6,159.66	2,750,386	15,404	4,592.14	2,095,062	9,920	4,197.54	1,889,187	5,910	3,234.41	1,502,777	3,659	3,366.80	1,582,989	1,748	
地	総数	広葉樹	5,010.23	525,284	7,078	9,891.40	1,113,685	7,784	17,853.94	2,133,397	25,979	16,780.03	2,104,738	13,778	10,126.76	1,306,427	8,733	9,708.13	1,290,123	8,545	
		総数	7,591.96	3,290,276	29,941	5,933.40	2,695,440	15,216	4,406.59	2,048,655	9,779	3,706.82	1,763,026	5,553	2,955.31	1,430,107	3,495	3,083.73	1,509,023	1,609	
立	工	育成単層林	針葉樹	7,366.16	3,191,491	29,065	5,696.26	2,585,943	14,744	4,271.97	1,983,786	9,531	3,562.87	1,692,510	5,298	2,874.73	1,389,929	3,380	2,940.93	1,437,818	1,525
			広葉樹	1.97	198	2	0.01	1	0.78	96	2	4.57	589	4	0.28	36					
木	地	育成複層林	総数	225.80	98,785	876	237.14	109,497	472	134.62	64,869	248	143.95	70,516	255	80.58	40,178	115	142.80	71,205	84
			針葉樹	225.64	98,767	876	237.14	109,497	472	134.58	64,864	248	143.49	70,455	255	80.58	40,178	115	142.80	71,205	84
立	天	総数	針葉樹	5,111.30	549,360	7,230	10,117.66	1,168,631	7,972	18,039.49	2,179,804	26,120	17,270.75	2,230,899	14,135	10,405.86	1,379,097	8,897	9,991.20	1,364,089	8,684
			広葉樹	103.20	24,292	154	226.27	54,947	188	186.37	46,508	143	495.75	126,811	361	279.38	72,706	164	283.07	73,966	139
地	然	育成複層林	針葉樹	5,008.10	525,068	7,076	9,891.39	1,113,684	7,784	17,853.12	2,133,296	25,977	16,775.00	2,104,088	13,774	10,126.48	1,306,391	8,733	9,708.13	1,290,123	8,545
			広葉樹	107.69	12,251	147	114.91	14,437	125	83.15	10,747	107	73.31	9,826	61	43.85	5,930	42	58.26	8,298	56
立	林	天然生林	針葉樹	9.08	2,173	17	8.98	2,246	17	4.42	1,131	3	1.92	507	2	1.42	385	1	2.82	769	3
			広葉樹	98.61	10,078	130	105.93	12,191	108	78.73	9,616	104	71.39	9,319	59	42.43	5,545	41	55.44	7,529	53
地	無	立	針葉樹	5,003.61	537,109	7,083	10,002.75	1,154,194	7,847	17,956.34	2,169,057	26,013	17,197.44	2,221,073	14,074	10,362.01	1,373,167	8,855	9,932.94	1,355,791	8,628
			広葉樹	94.12	22,119	137	217.29	52,701	171	181.95	45,377	140	493.83	126,304	359	277.96	72,321	163	280.25	73,197	136
立	地	無	立	4,909.49	514,990	6,946	9,785.46	1,101,493	7,676	17,774.39	2,123,680	25,873	16,703.61	2,094,769	13,715	10,084.05	1,300,846	8,692	9,652.69	1,282,594	8,492
			立																		

単位 面積:ha 材積:千m3 成長量:千m3

区分	18齡級			19齡級			20齡級			21齡級以上					
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
立人	総数	7,795.15	2,168,139	5,455	7,278.41	1,921,031	5,728	4,720.28	1,354,340	3,633	14,952.52	3,067,851	13,305		
木	総数	総数	7,795.15	2,168,139	5,455	7,278.41	1,921,031	5,728	4,720.28	1,354,340	3,633	14,952.52	3,067,851	13,305	
		針葉樹	3,572.90	1,595,641	1,906	2,642.02	1,279,965	1,406	2,053.90	978,408	1,118	2,714.75	1,307,409	1,347	
地	総数	広葉樹	4,222.25	572,498	3,549	4,636.39	641,066	4,322	2,666.38	375,932	2,515	12,237.77	1,760,442	11,958	
		総数	3,168.68	1,490,970	1,670	2,418.78	1,220,535	1,300	1,872.09	929,222	1,024	2,427.25	1,229,362	1,209	
立	工	育成単層林	針葉樹	3,167.71	1,490,847	1,670	2,418.78	1,220,535	1,300	1,872.09	929,222	1,024	2,427.22	1,229,358	1,209
			広葉樹	0.97	123							0.03	4		
木	地	育成複層林	総数	3,089.76	1,450,483	1,625	2,302.90	1,161,518	1,229	1,845.15	915,214	1,014	2,287.72	1,158,616	1,114
			針葉樹	3,088.79	1,450,360	1,625	2,302.90	1,161,518	1,229	1,845.15	915,214	1,014	2,287.72	1,158,616	1,114
立	天	総数	広葉樹	0.97	123										
			総数	78.92	40,487	45	115.88	59,017	71	26.94	14,008	10	139.53	70,746	95
地	然	育成複層林	針葉樹	78.92	40,487	45	115.88	59,017	71	26.94	14,008	10	139.50	70,742	95
			広葉樹												
立	林	天然生林	総数	4,626.47	677,169	3,785	4,859.63	700,496	4,428	2,848.19	425,118	2,609	12,525.27	1,838,489	12,096
			針葉樹	405.19	104,794	236	223.24	59,430	106	181.81	49,186	94	287.53	78,051	138
地	無	立	広葉樹	4,221.28	572,375	3,549	4,636.39	641,066	4,322	2,666.38	375,932	2,515	12,237.74	1,760,438	11,958
			総数	7.45	1,350	7	3.91	579	3	21.98	3,130	22	15.23	2,336	14
立	地	無	針葉樹	2.99	744	2									
			広葉樹	4.46	606	5	3.91	579	3	21.98	3,130	22	15.23	2,336	14
立	地	無	針葉樹	4,619.02	675,819	3,778	4,855.72	699,917	4,425	2,826.21	421,988	2,587	12,510.04	1,836,153	12,082
			広葉樹	402.20	104,050	234	223.24	59,430	106	181.81	49,186	94	287.53	78,051	138
立	地	無	立	4,216.82	571,769	3,544	4,632.48	640,487	4,319	2,644.40	372,802	2,493	12,222.51	1,758,102	11,944
			立												

注 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。(令和2年3月31日現在)

(2) 法令により施業について制限を受けている森林・普通林別森林資源表

単位 面積:ha 材積:千m3 成長量:千m3

区分	総数	立木																					竹林	無立木地				
		総数			人工林						天然林						総数	伐採跡地	未立木地									
		総数	針葉樹	広葉樹	育成単層林			育成複層林			総数			育成複層林						天然生林								
					総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹				総数	針葉樹	広葉樹						
総数	面積	192,844	187,974	89,381	98,593	87,226	86,631	596	84,957	84,470	486	2,270	2,160	109	100,748	2,751	97,997	682	36	645	100,066	2,715	97,352	730	4,140	95	4,045	
	材積	46,477	46,477	34,211	12,266	33,533	33,503	29	32,586	32,558	28	946	945	1	12,944	707	12,237	84	9	75	12,861	698	12,162					
	成長量	561	561	458	103	457	456	1	449	448	1	8	8	0	105	2	103	1	0	1	104	2	102					
制限林	面積	98,339	95,280	37,856	57,423	37,629	37,215	414	37,026	36,642	385	603	573	30	57,651	642	57,009	467	17	450	57,184	625	56,559	97	2,963	75	2,888	
	材積	20,979	20,979	13,811	7,168	13,670	13,646	24	13,423	13,400	23	247	247	0	7,308	165	7,144	57	4	52	7,252	160	7,091					
	成長量	289	289	225	64	225	224	1	223	222	1	2	2	0	64	1	63	1	0	1	63	1	62					
普通林	面積	94,504	92,695	51,525	41,170	49,597	49,416	182	47,931	47,829	102	1,667	1,587	80	43,097	2,109	40,988	215	19	196	42,882	2,090	40,793	633	1,177	20	1,157	
	材積	25,499	25,499	20,400	5,099	19,863	19,857	5	19,163	19,158	5	700	699	1	5,636	543	5,093	27	5	22	5,609	538	5,071					
	成長量	273	273	233	40	232	232	0	226	226	0	6	6	0	41	1	40	0	0	0	41	1	39					

注 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。(令和2年3月31日現在)

(3)市町別森林資源表

単位 面積:ha 材積:千m3 成長量:千m3

区分	総数	立木																				竹林	無立木地					
		総数						人工林						天然林									総数	伐採跡地	未立木地			
		総数			育成単層林			育成複層林			総数			育成複層林			天然生林											
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹									
総数	面積	192,844	187,974	89,381	98,593	87,226	86,631	596	84,957	84,470	486	2,270	2,160	109	100,748	2,751	97,997	682	36	645	100,066	2,715	97,352	730	4,140	95	4,045	
	材積	46,477	46,477	34,211	12,266	33,533	33,503	29	32,586	32,558	28	946	945	1	12,944	707	12,237	84	9	75	12,861	698	12,162					
	成長量	561	561	458	103	457	456	1	449	448	1	8	8	0	105	2	103	1	0	1	104	2	102					
福井市	面積	31,834	31,014	20,060	10,954	19,358	19,310	48	19,338	19,291	47	20	19	1	11,656	750	10,906	29	6	23	11,627	744	10,883	303	517	21	495	
	材積	9,478	9,478	8,111	1,367	7,921	7,918	3	7,916	7,913	3	6	5	0	1,557	193	1,364	4	1	2	1,553	192	1,361					
	成長量	92	92	83	9	82	82	0	82	82	0	0	0		9	0	9	0	0	0	9	0	9					
永平寺町	面積	6,824	6,766	3,155	3,611	3,101	3,087	14	3,098	3,084	14	4	4		3,665	68	3,597	2		2	3,663	68	3,595	18	39		39	
	材積	1,802	1,802	1,360	442	1,343	1,342	1	1,342	1,341	1	1	1		459	18	441	0		0	459	18	440					
	成長量	18	18	13	5	13	13	0	13	13	0	0	0		5	0	5	0		0	5	0	5					
あわら市	面積	4,397	4,313	3,439	873	3,186	3,169	17	3,169	3,153	16	17	16	1	1,126	270	856	25	12	13	1,101	259	843	16	68	8	61	
	材積	1,196	1,196	1,088	108	1,019	1,018	1	1,015	1,014	1	5	5	0	176	69	107	4	3	1	172	67	105					
	成長量	14	14	14	1	14	14	0	13	13	0	0	0		1	0	1	0	0	0	1	0	1					
坂井市	面積	7,316	7,216	4,111	3,105	3,992	3,962	30	3,985	3,957	29	6	5	1	3,224	149	3,076	109	12	97	3,116	137	2,979	3	97	2	95	
	材積	1,886	1,886	1,491	394	1,455	1,453	2	1,453	1,451	2	2	2	0	431	39	392	15	3	12	416	36	380					
	成長量	23	23	20	3	20	20	0	20	20	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	3	0	3					
大野市	面積	55,161	53,161	16,999	36,162	17,131	16,848	283	17,115	16,836	280	15	12	3	36,030	151	35,879	217		217	35,814	151	35,662	9	1,991	26	1,965	
	材積	10,462	10,462	5,981	4,481	5,959	5,941	18	5,955	5,937	18	3	3	0	4,504	40	4,463	25		25	4,479	40	4,438					
	成長量	157	157	113	43	114	113	0	114	113	0	0	0	0	43	0	43	0		0	43	0	43					
勝山市	面積	18,178	17,639	7,960	9,679	7,756	7,745	11	7,737	7,732	5	19	13	6	9,883	215	9,668	8	1	7	9,875	214	9,661	9	530	27	503	
	材積	4,365	4,365	3,189	1,176	3,133	3,133	0	3,130	3,130	0	3	3	0	1,232	56	1,176	1	0	1	1,231	56	1,175					
	成長量	51	51	41	9	41	41	0	41	41	0	0	0	0	10	0	9	0	0	0	10	0	9					
越前市	面積	14,131	13,888	8,374	5,515	7,805	7,746	59	7,095	7,080	15	710	666	44	6,083	628	5,456	121	5	116	5,962	622	5,340	134	108		108	
	材積	3,909	3,909	3,270	639	3,114	3,113	1	2,825	2,825	0	289	288	0	795	157	638	14	1	13	781	156	625					
	成長量	42	42	36	5	36	36	0	33	33	0	2	2	0	6	0	5	0	0	0	6	0	5					
鯖江市	面積	3,131	3,097	2,158	939	2,126	2,086	40	1,892	1,876	16	235	210	24	970	72	898	27	0	26	944	72	872	19	16		16	
	材積	1,020	1,020	908	112	890	889	1	798	798	0	92	91	0	130	19	111	3	0	3	127	19	108					
	成長量	8	8	7	0	7	7	0	6	6	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
池田町	面積	15,582	15,246	7,797	7,449	7,817	7,770	48	7,167	7,148	19	650	622	29	7,429	27	7,401	65	1	65	7,363	27	7,337	2	335	8	326	
	材積	4,074	4,074	3,115	959	3,109	3,109	1	2,824	2,824	0	285	285	0	965	6	959	8	0	8	957	6	951					
	成長量	49	49	42	7	42	42	0	40	40	0	2	2	0	7	0	7	0	0	0	7	0	7					
南越前町	面積	24,922	24,509	9,142	15,367	8,883	8,869	15	8,308	8,293	15	575	575		15,626	273	15,353	63		63	15,564	273	15,290	56	357		357	
	材積	5,298	5,298	3,316	1,982	3,246	3,246	0	2,991	2,991	0	255	255		2,052	70	1,982	8		8	2,044	70	1,974					
	成長量	70	70	55	15	55	55	0	52	52	0	2	2		16	0	15	0		0	15	0	15					
越前町	面積	11,368	11,125	6,187	4,938	6,070	6,040	31	6,052	6,022	30	19	18	1	5,054	147	4,908	17	1	17	5,037	146	4,891	161	83	3	80	
	材積	2,987	2,987	2,380	607	2,343	2,341	2	2,337	2,335	2	6	6	0	644	39	605	2	0	2	642	39	603					
	成長量	38	38	34	5	34	34	0	34	34	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	5	0	5					

注 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。(令和2年3月31日現在)

(4)所有形態別森林資源表

単位 面積:ha 材積:千m3 成長量:千m3

区分	総数	立木地												
		総数			人工林						育成複層林			
		総数	針葉樹	広葉樹	総数			育成単層林			総数	針葉樹	広葉樹	
					総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹				
総数	面積	192,844	187,974	89,381	98,593	87,226	86,631	596	84,957	84,470	486	2,270	2,160	109
	材積	46,477	46,477	34,211	12,266	33,533	33,503	29	32,586	32,558	28	946	945	1
	成長量	561	561	458	103	457	456	1	449	448	1	8	8	0
都道府県有林	面積	20,455	20,023	12,603	7,420	12,557	12,489	69	12,503	12,435	68	54	54	1
	材積	4,919	4,919	3,999	920	3,974	3,969	5	3,956	3,951	5	18	18	0
	成長量	113	113	104	8	104	104	0	104	104	0	0	0	0
市町村有林	面積	7,466	7,254	2,827	4,427	2,784	2,745	39	2,758	2,720	38	25	25	1
	材積	1,650	1,650	1,102	547	1,083	1,082	2	1,075	1,073	2	9	9	0
	成長量	20	20	15	5	15	15	0	15	14	0	0	0	0
財産区有林	面積	900	884	45	839	45	45		45	45				
	材積	113	113	19	94	19	19		19	19				
	成長量	1	1	0	1	0	0		0	0				
私有林	面積	164,023	159,814	73,907	85,907	71,841	71,352	488	69,651	69,270	381	2,190	2,082	108
	材積	39,795	39,795	29,090	10,705	28,456	28,433	23	27,536	27,515	21	919	918	1
	成長量	428	428	339	89	338	337	1	330	330	1	7	7	0

区分		立木地									竹林	無立木地		
		天然林			育成複層林			天然生林				総数	伐採跡地	未立木地
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹				
												総数	針葉樹	広葉樹
総数	面積	100,748	2,751	97,997	682	36	645	100,066	2,715	97,352	730	4,140	95	4,045
	材積	12,944	707	12,237	84	9	75	12,861	698	12,162				
	成長量	105	2	103	1	0	1	104	2	102				
都道府県有林	面積	7,466	114	7,351	41		41	7,424	114	7,310	7	425	13	412
	材積	945	30	916	5		5	940	30	911				
	成長量	8	0	8	0		0	8	0	8				
市町村有林	面積	4,471	82	4,389	83	1	82	4,388	81	4,307	9	203	21	182
	材積	566	21	545	10	0	10	556	20	536				
	成長量	5	0	5	0	0	0	5	0	5				
財産区有林	面積	839		839				839		839		16		16
	材積	94		94				94		94				
	成長量	1		1				1		1				
私有林	面積	87,973	2,554	85,419	558	35	522	87,415	2,519	84,896	714	3,495	61	3,434
	材積	11,339	657	10,682	69	9	60	11,271	648	10,622				
	成長量	90	2	88	1	0	1	89	2	88				

注1 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。(令和2年3月31日現在)

2 都道府県有林とは都道府県が、市町村有林とは市町村が、財産区有林とは地方自治法第3第4章に規定される財産区が、それぞれ森林所有者である森林をいい、私有林とはそれ以外の民有林をいう。ただし、分収造林契約の場合は造林者をもって森林所有者とする。

(5) 法令により施業について制限を受けている森林の種類別面積

単位:ha

区分		総数	福井市	永平寺町	あわら市	坂井市	大野市	勝山市	越前市	鯖江市	池田町	南越前町	越前町
保安林	水源かん養保安林	63,838.46	4,106.58	2,174.13	997.09	3,445.84	30,480.50	5,039.77	1,296.86	224.24	6,566.17	8,144.89	1,362.39
	土砂流出防備保安林	(396.84) 6,160.81	664.02	(1.19)	(1.97) 1.80	43.92	3,640.33	220.55	225.41	41.61	(9.07) 590.20	(3.18) 670.33	(1.83) 62.64
	土砂崩壊防備保安林	316.17	57.52	1.27	10.65	10.36	21.66	35.59	30.92	0.92	45.76	75.23	26.29
	潮害防備保安林	(789.19) 202.31	(1.58) 47.84	(3.75)	54.49	94.15	(332.06)	(394.66)			(57.14)		5.83
	干害防備保安林	(2.41) 274.15	24.78	2.66	18.90	(0.91)	138.98		0.51	6.03	34.94	40.00	(1.50) 7.35
	なだれ防止保安林	(38.98) 2,125.03	250.00	(38.98) 21.08	3.02	7.26	1,177.62	94.63	22.38	13.94	344.29	190.81	
	落石防止保安林	(0.03) 0.17									(0.03)	0.06	0.11
	魚つき保安林	(92.85) 27.75	(2.11) 9.98		(0.28)		(62.00)	(0.50)	(2.50)	(0.20)	(2.43)	(4.94) 4.19	(17.89) 12.75
	保健保安林	(370.80) 431.65	87.91	4.45	13.20	0.20	(370.80) 249.68	2.03			16.76	15.41	42.01
	風致保安林	(3,086.09) 35.86	0.01	8.00		3.26	(869.61)	(2,216.48) 0.69			3.76		20.14
	計	(4,777.19) 73,412.36	(3.69) 5,248.64	(43.92) 2,211.59	(2.25) 1,099.15	(0.91) 3,605.82	(2,014.07) 35,708.77	(2,611.64) 5,393.26	(2.50) 1,576.08	(0.20) 286.74	(68.67) 7,601.88	(8.12) 9,140.92	(21.22) 1,539.51
保安施設地区		(128.66) 67.88	(31.39) 4.25		(51.99)	(14.89) 0.06	42.33	3.95	0.81	0.34	2.17	13.64	(30.39) 0.33
砂防指定地区		(1,155.21) 9,222.55	559.80 2,806.29	390.76	85.38	56.00	1,413.69	776.24	742.40	357.60	638.53	55.33 1,711.22	540.08 244.44
急傾斜地崩壊危険地区		(1,962.20) 319.62	(944.25) 103.19	4.33	(52.32) 4.76	(40.59) 0.46	36.04	9.71	43.53	31.46	11.30	(84.75) 20.23	(840.29) 54.61
自然公園	特別保護地区	(1,883.50)					(1,737.03)	(146.47)					
	第Ⅰ種特別地域	(5,078.19) 1.12					(4,217.69) 1.12	(860.50)					
	第Ⅱ種特別地域	(664.94) 260.05	(8.20)				(625.63) 255.62	4.43				(26.76)	(4.35)
	第Ⅲ種特別地域	(291.88) 388.69	(110.52)			(3.26)	40.08	348.61		(0.71)		(177.39)	
	普通地域												
計	(7,918.51) 649.86	(118.72)			(3.26)	(6,580.35) 296.82	(1,006.97) 353.04		(0.71)		(204.15)	(4.35)	
公園	特別保護地区	10.15				10.15							
	第Ⅰ種特別地域	179.40	19.05		11.85	13.84							134.66
	第Ⅱ種特別地域	1,717.02	823.99		68.62	135.85						393.17	295.39
	第Ⅲ種特別地域	1,890.87	784.32									246.63	859.92
	普通地域	(38.88) 3.34	0.49	(38.88)								2.85	
	計	(38.88) 3,800.78	(38.88) 1,627.85	(38.88)	80.47	159.84						642.65	1,289.97
園	第Ⅰ種特別地域	(2.68) 54.06					54.06					(1.90)	(0.78)
	第Ⅱ種特別地域	(320.17) 1,246.34					(320.17) 1,176.38	69.96					
	第Ⅲ種特別地域	(1,359.96) 2,780.79					(84.51) 1,892.78	(1,275.45) 888.01					
	普通地域	(3,130.71) 6,406.62					(1,602.86) 3,410.89	(1,527.85) 2,995.73					
	計	(4,813.52) 10,487.81					(2,007.54) 6,534.11	(2,803.30) 3,953.70				(1.90)	(0.78)
県設鳥獣保護区特別保護地区		(197.15) 147.64	(78.24) 32.76				114.88						(118.91)
都市計画域風致地区		(378.54) 111.21	(201.25) 111.21		(2.62)	(8.79)						(0.17)	(165.71)
史跡名勝天然記念物		(366.03) 119.62	109.04		0.53	4.19	(350.84)	(15.19)			5.86		
合計		(21,735.89) 98,339.33	(1,937.34) 10,043.23	(82.80) 2,606.68	(109.18) 1,270.29	(68.44) 3,826.37	(10,952.80) 44,146.64	(6,437.10) 10,489.90	(2.50) 2,362.82	(0.91) 682.00	(68.67) 8,253.88	(354.42) 11,528.66	(1,721.73) 3,128.86

注 表中の上側の欄の制限林と重複する面積は、上段()書で外数である。平成27年3月31日現在。

(6) 樹種別材積表

単位:千m3

樹種・林種	スギ	ヒノキ	アカマツ	クロマツ	その他 針葉樹	針葉樹計	ナラ	ブナ	クリ	その他 広葉樹	広葉樹計
総数	32,423	331	1,242	207	9	34,211	20	813	1	11,431	12,266
人工林	32,423	331	558	189	3	33,503	0	0	1	27	29
天然林	0	0	684	18	6	707	20	813	0	11,404	12,237

注 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。(令和2年3月31日現在)

(7) 特定保安林の指定状況

該当なし

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積:ha

区 分		荒 廃 地	荒 廃 危 険 地
総 数		2,720.00	2,023.50
市町別内 訳	福 井 市	894.41	594.00
	永平寺町	114.29	93.00
	あわら市	193.07	143.00
	坂井市	156.37	97.00
	大野市	1,186.34	568.00
	勝山市	517.76	287.00
	越前市	101.61	79.00
	鯖江市	279.18	231.00
	池田町	615.46	103.00
	南越前町	429.31	323.00
	越前町	255.70	202.00

注 令和2年3月末現在の山地災害危険地区における荒廃地等の面積である。

(9) 森林の被害

単位:ha

区分	年度	総数	市 町 村 別 内 訳											
			福井市	永平寺町	あわら市	坂井市	大野市	勝山市	越前市	鯖江市	池田町	南越前町	越前町	
山火事	27	0.3	0.3							0.0		0.0		
	28	0.3	0.3			0.0								
	29	0.5	0.2			0.0	0.0			0.2				
	30	2.4	0.2			2.0		0.1		0.0			0.1	
	元	1.7	0.1						0.2	0.4		1.0		0.0
気象	風害	27												
		28												
		29	7.8	5.0										2.8
		30	1.1	0.1				0.6		0.4				0.1
		元												
象	雪凍害	27	0.5	0.0					0.4	0.0				0.1
		28	2.6											2.6
		29												
		30	1.8	0.1					0.6			0.0		1.1
		元												
災	干害	27												
		28												
		29												
		30	9.5					9.5						
		元	1.6									0.2	1.5	
害	水害	27												
		28												
		29												
		30	0.3	0.1										0.2
		元												
病害虫	松くい虫	27	18.7	6.8	0.9	1.8	6.0	1.4	0.2	0.7	0.3			0.6
		28	16.1	7.4	0.9	2.1	3.0	1.4		0.6	0.3			0.4
		29	14.7	4.5	0.7	2.1	2.6	2.0	0.1	1.6	0.3			0.8
		30	13.0	4.5	0.7	2.5	2.0	2.0	0.0	0.4	0.3			0.6
		元	14.6	4.6	0.5	2.0	2.5	2.0		1.9	0.3			0.8
	カシノナガキクイムシ	27	4.6					4.6						
		28	4.7					4.6		0.0			0.0	
		29	3.3					3.2		0.1				
		30	5.1					3.2					1.9	
		元	5.2					3.2					2.0	
その他(獣害)	クマ	27	13.0	4.6	0.2	2.7	5.4			0.2				
		28	24.2	5.4	0.2							12.5	6.2	
		29	24.3		0.2	1.0		3.1				16.2	3.8	
		30	23.6	0.2		1.0	3.0	2.5				15.0	1.9	
		元	22.0	1.8	0.1		0.4			0.0		19.7		
	シカ	27	19.3	1.1		2.7	5.4			0.1		5.6	4.0	0.5
		28	14.8	0.8		0.3						10.1	3.0	0.5
		29	25.5	4.2		0.3	1.5			0.0	0.0	16.2	3.3	
		30	40.1	1.8		0.8	0.3			0.0		34.3	2.2	0.7
		元	14.3	1.9		2.1				0.0		9.8		0.5

注1 数値は、森づくり課「森林被害報告年報」による。山火事、気象災害は年次、病害虫、その他(獣害)は年度でとりまとめた数値である。

注2 表中の各欄の面積は、被害実損面積である。

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位 戸数:戸

区 分		総 数	1～3ha 未 満	3～5ha 未 満	5～10ha 未 満	10～50ha 未 満	50ha以上	備 考
総 数		9,070	5,080	1,681	1,229	989	91	
市 町 別 内 訳	福 井 市	2,377	1,294	492	348	226	17	
	永平寺町	633	316	129	110	77	1	
	あわら市	311	184	56	36	33	2	
	坂 井 市	328	183	42	47	50	6	
	大 野 市	842	473	125	102	119	23	
	勝 山 市	918	551	167	110	82	8	
	越 前 市	1,094	731	169	121	65	8	
	鯖 江 市	326	238	47	24	14	3	
	池 田 町	392	144	92	81	65	10	
	南越前町	1,087	515	233	151	176	12	
	越 前 町	762	451	129	99	82	1	

注 数値は、農林水産省統計部センサス統計室資料による。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

区 分		総 数		公有林		私 有 林		備 考
		人数	面積	人数	面積	人数	面積	
総 数		7,000	57,673	8	13,106	6,992	44,567	
市 町 別 内 訳	福 井 市	1,095	4,880	1	532	1,094	4,347	
	永平寺町	183	732			183	732	
	あわら市	573	3,193	1	289	572	2,904	
	坂 井 市	868	3,497	1	53	867	3,444	
	大 野 市	1,466	26,472	1	7,561	1,465	18,911	
	勝 山 市	1,017	10,781	1	3,337	1,016	7,444	
	越 前 市	449	630	1	41	448	589	
	鯖 江 市	264	530			264	530	
	池 田 町	306	2,558			306	2,558	
	南越前町	415	1,622	1	434	414	1,188	
	越 前 町	364	2,779	1	857	363	1,922	

注 1 平成27年～令和元年度実績。

2 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。

3 人数は、延べ人数を記入。

(3) 森林組合および生産森林組合の現況
ア 構成

単位 員数：人、金額：千円、面積：h a

市町村別		組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総数	組合員所有森林面積	備考
総数		9	19,402	16	1,032,588	119,173	
市	福井市	旧福井市	福井	3	157,017	20,706	
	永平寺町	旧松岡町					
		旧永平寺町					
		旧上志比村					
町	福井市	旧美山町	美山町	5	49,785	10,964	
	あわら市	旧芦原町	坂井	1	65,775	9,189	
		旧金津町					
	坂井市	旧三国町					
村	大野市	旧大野市	九頭竜	1	277,876	17,998	
		旧和泉村					
	勝山市						
別	越前市	旧武生市	武生	1	41,156	10,241	
	鯖江市		南越	1	97,401	5,324	
	越前市	旧今立町					
	池田町		池田町	1	112,886	14,527	
内	南越前町	旧南条町	南条郡	2	122,512	18,674	
		旧今庄町					
		旧河野村					
訳	越前町	旧朝日町	丹生郡	1	108,180	11,550	
		旧越前町					
		旧織田町					
		旧宮崎村					
福井市	旧越廼村						
	旧清水町						

注1 令和元年度(令和元年次)森林組合総会資料による。

注2 組合員所有森林面積は県産材活用課「平成30年度森林組合統計」による。

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市町別	組合名	組合 員数	常勤役 職員数	出資金 総数	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考	
生 産 森 林 組 合	総数	81	5,459	4	200,779	11,536	
	福井市	国山町	33		1,725	10	
		田ノ谷町	33		608	13	
		二ツ屋町	9		2,060	113	
		大丹生町	87		830	52	
		中平	10		1,500	60	
		皿谷	15		345	11	
		河内	44		4,400	105	
		神当部	24		250	3	
		城有	21		1,050	105	
		居倉	51		870	54	
		蒲生	190		7,106	104	
		八ッ俣	7		342	12	
		永平寺町	竹原	67		372	37
			市荒川	34		6	11
		坂井市	長畝	338		426	125
			高椋入会	510		1,155	289
			竹田	104		671	871
			御油田	40		2,225	22
		大野市	下庄	154		324	100
			南六呂師	68		210	39
			小山	74		240	68
			阿難祖地頭方	36		2,014	32
			上据	36		5	52
			笹又	52		4,810	702
			黒当戸	14		1,512	125
			中島	83		3,603	276
		佐開	39		1,600	217	
		堂島	14		2,940	65	
		柿ヶ嶋	42		26	16	
		上若生子	38		16,500	783	
		稲郷野中	86		1,180	60	
		下打波	31		3,342	360	
		下据	43		720	30	
		庄林	57		1,810	14	
		大門	54		180	2	
		篠座	24		1,300	55	
		西勝原	20		9,474	300	
		中荒井	23		864	179	
		木本領家	54		4,860	103	
		下山池島	8		4,640	185	
	勝山市	平泉寺町	342		4,696	216	
		滝波	89		5,253	30	
		小原	27		9,361	2,400	
		猪野	25	1	102	32	
		松田	40		284	12	

市町別		組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総数	組合員所有(又は組合経営)森林面積	備考
生産森林組合	越前市	中平吹	86		430	68	
		文室	65		222	20	
		国兼	61		1,830	131	
		別印	27		4,348	60	
		赤谷	21		480	6	
		柳	30		390	11	
	鯖江市 池田町	尾花	65		3,850	501	
		広瀬	8	3	2,800	8	
		土合皿尾	24		1,445	131	
		山田	40		1,518	97	
		月ヶ瀬	27		810	13	
		東俣	55		852	30	
		清水谷	42		3,107	59	
		魚見	53		6,724	42	
		水海	159		5,497	100	
		水海上町	39		1,423	40	
		水海中町	54		1,709	301	
		水海下町	53		1,770	33	
		上荒谷	20		60	10	
		谷口	61		2,350	57	
		池田	6		720	24	
		南越前町	戸谷	113		1,660	150
	大門		34		122	17	
	湯尾		273		13,279	175	
	宇津尾		62		1,116	19	
	具谷		20		802	19	
	杉谷		20		1,374	43	
今泉	41			1,537	25		
大谷	35			7,094	463		
越前町	左右	23		3,343	28		
	梅浦	263		9,957	146		
	血ヶ平	32		4,200	158		
	三崎大王丸	74		2,695	45		
	赤井谷	41		2,011	27		
	中	34		259	8		
	小樟	208		1,204	21		

- 注1 組合員所有(又は組合経営)森林面積は、森林組合にあっては組合員所有の生産森林組合にあっては組合経営の森林経営の森林面積である。
2 生産森林組合は、令和元年度末時点に設立しているものである。
3 数値は、県産材活用課「平成30年度森林組合統計」による。

イ 事業内容および活動状況
(事業内容)

区 分	指導部門	販 売 部 門				購 買 部 門				利 用 部 門					
	指導事業	販売事業		林産事業		購買事業			養苗事業		森林造成事業			利用及び福	
		数 量	販売高	数 量	販売高	山行苗	肥 料	購買高	数 量	販売高	造林	林道	金 額	利厚生事業	
	千円	m3	千円	m3	千円	千本	kg	千円	千本	千円	ha		千円	千円	
森 林 組 合	総 数	3,854	47,565	208,081	67,095	373,624	19	1,230	176,211	-	-	10	-	1,466,278	728,781
	福 井 市	134	-	-	-	-	3	240	9,074	-	-	-	-	372,924	137,071
	美 山 町	444	1,625	9,729	15,580	115,010	1	165	6,042	-	-	1	-	47,451	-
	坂 井	908	45	432	11,997	73,025	1	15	5,924	-	-	-	-	71,798	228,173
	九 頭 竜	-	44,313	191,052	30,458	113,636	3	150	482	-	-	5	-	365,310	154,202
	武 生	1,474	9	1,114	-	-	0	-	1,469	-	-	-	-	54,270	118,613
	南 越	-	1,573	5,754	-	-	0	60	2,043	-	-	-	-	150,662	4,948
	池 田 町	-	-	-	5,381	47,439	2	135	45,225	-	-	1	-	131,302	36,742
	南 条 郡	-	-	-	3,679	24,514	5	210	100,390	-	-	2	-	172,131	41,829
	丹 生 郡	894	-	-	-	-	4	255	5,562	-	-	1	-	100,430	7,203

- 注 1 数値は、県 県産材活用課「平成30年度森林組合統計」による。(調査時点:平成31年3月31日)
2 各事業の販売高及び金額は、各事業における合計である。
3 林産事業の数量および販売高は、主伐・間伐の数値の合計である。
4 森林造成における造林の面積は、新植のみの合計である。

(活動状況)
ウ 作業班就業日数別作業者数(実員数)

区 分	59日以下				60～149日				150～209日				210日以上				計				
	伐出	造林	その他	計	伐出	造林	その他	計	伐出	造林	その他	計	伐出	造林	その他	計	伐出	造林	その他	計	
森	総 数	2	2	8	12	-	7	8	15	14	19	14	47	59	45	44	148	75	73	74	222
林 組	福 井	-	-	-	-	-	-	4	4	-	-	1	1	-	5	3	8	-	5	8	13
	美 山 町	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-	2	10	8	11	29	10	11	11	32
	坂 井	1	-	-	1	-	-	1	1	1	-	2	3	6	13	6	25	8	13	9	30
	九 頭 竜	1	1	1	3	-	-	1	1	12	14	8	34	25	3	20	48	38	18	30	86
	武 生	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	2	1	3	-	2	3	5
	南 越	-	-	2	2	-	2	2	4	-	-	-	-	4	4	2	10	4	6	6	16
	池 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	7	2	-	9	7	2	1	10
	南 条 郡	-	1	5	6	-	4	-	4	1	2	-	3	5	3	1	9	6	10	6	22
	丹 生 郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2	5	-	7	2	6	-	8

注 1 数値は、県産材活用課「平成30年度森林組合統計」による。(調査時点:平成31年3月31日)

(4) 林業事業者等の現況

単位:事業体数

区 分	造 林 業	素 材 生 産 業	木 材 卸 売 業	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業		備 考
				製 造 業	そ の 他	
総 数	-	95	4	139	10	
市						
福 井 市	-	36	4	40	3	
町						
永 平 寺 町	-	1		8		
あ わ ら 市	-	2		6		
坂 井 市	-	8		7		
村						
大 野 市	-	20		14	1	
勝 山 市	-	7		3	1	
別						
越 前 市	-	7		27	1	
鯖 江 市	-	3		11	1	
内						
池 田 町	-	3		3	1	
南 越 前 町	-	1		3		
訳						
越 前 町	-	7		17	2	

注 1 数値は、福井県木材組合連合会の福井県木材業者等登録者資料(令和元年10月1日現在)による。

(5) 林業労働力の概況

区分	総数	市 町 村 別 内 訳											
		福井市	永平寺町	あわら市	坂井市	大野市	勝山市	越前市	鯖江市	池田町	南越前町	越前町	
人口	632,940	262,530	19,120	27,577	88,795	31,264	22,561	79,889	68,533	2,365	10,135	20,171	
世帯数	233,638	103,954	7,402	9,866	30,742	10,792	7,630	28,906	23,713	861	3,290	6,482	
総林実数	9,070	2,377	633	311	328	842	918	1,094	326	392	1,087	762	
林業従事日数別世帯員数 主に 自営林業に従事	1～29日	1,863	397	51	234	122	322	242	144	16	100	128	107
	30～59日	358	121	0	33	58	11	10	8	4	11	17	85
	60～149日	111	73	3	1	1	8	0	8	2	4	6	5
	150日以上	232	26	4	1	0	129	8	12	1	18	7	26
	計	2,564	617	58	269	181	470	260	172	23	133	158	223

注 1 数値は、2015年農林業センサスによる。

2 人口、世帯数の数値は県統計情報課「令和元年度市町勢要覧」(令和元年10月1日現在)による。

3 総林家数は、保有山林面積が1ha以上の林家とする。

(6) 林業機械化の概況

機 械 の 種 類	越前森林計画区	備 考
索道重力式(セット)	4	
索道動力式(セット)	1	
小型集材機(台)	14	(動力10PS未満)
大型集材機(台)	28	(動力10PS以上)
モノケール(セット)	0	
リモコンウインチ(台)	3	
自走式搬機(台)	0	
モノレール(台)	0	(懸垂式を含む)
小型運材車(台)	21	(動力20PS未満)
大型運材車(台)	3	(動力20PS以上)
ホイールトラクター(台)	0	主として集材用
クローラトラクター(台)	0	主として集材用
育林用トラクタ(台)	0	
フォークリフト(台)	17	
フォークローダ(台)	3	
トラッククレーン(台)	10	
ホイールクレーン(台)		
クレーン付きトラック(台)	25	
グラブ(台)	35	
トラクタショベル(台)	1	搬出、育林等に係る土木用
バックホウ(台)	15	搬出、育林等に係る土木用
チェーンソー(台)	2,465	
チェーンソーリモコン装置(台)	0	
刈払機(台)	2,540	
植穴堀機(台)	1	
動力枝打機(台)	0	自動木登式
動力枝打機(台)	0	上記以外のもの
苗畑用トラクタ(台)	0	
樹木粉碎機(台)	8	
フェラバンチャ(台)	0	
スキッド(台)	0	
プロセッサ(台)	16	
ハーベスタ(台)	14	
フォワーダ(台)	33	
タワーヤーダ(台)	0	
スイングヤーダ(台)	10	
その他の高性能林業機械(台)	16	
グラブ(台)	4	

注 森づくり課「林業機械保有調査」による。(平成31年3月31日現在)

(7) 作業路網等の整備の概況

単位 面積:ha、延長:m、密度:m/ha

区 分	森林面積	林 道		森林作業道		林業+森林作業道		備考
		延長	密度	延長	密度	延長	密度	
総 数	192,844	1,638,727	8	5,126,471	27	6,765,198	35	
市								
福井市	31,834	398,083	13	1,140,108	36	1,538,190	48	
永平寺町	6,824	92,947	14	67,389	10	160,336	23	
町								
あわら市	4,397	63,966	15	283,737	65	347,703	79	
坂井市	7,316	55,530	8	313,152	43	368,682	50	
村								
大野市	55,161	239,474	4	1,021,804	19	1,261,278	23	
勝山市	18,178	143,284	8	404,743	22	548,027	30	
別								
越前市	14,131	147,990	10	295,782	21	443,772	31	
鯖江市	3,131	54,101	17	121,629	39	175,730	56	
内								
池田町	15,582	127,780	8	718,344	46	846,124	54	
南越前町	24,922	187,519	8	429,145	17	616,664	25	
訳								
越前町	11,368	128,053	11	330,639	29	458,692	40	

- 注 1 森林面積(民有林)は、令和2年3月31日現在の数値である。
 2 林道、作業路の延長は、令和2年3月31日現在の数値である。
 3 総数と内訳の計が一致しないのは四捨五入による。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千m³ 実行歩合:%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	384	849	1,233	139	723	862	36	85	70
針葉樹	323	849	1,172	129	722	851	40	85	73
広葉樹	61		61	10	1	11	16		18

注1 計画は、平成28年～R2年度における計画面積である。

2 実行は、平成28年～R2年度の実績および27年度の見込み面積である。

(2) 間伐面積

単位 面積:h a 実行歩合:%

計 画	実 行	実 行 歩 合
19,240	15,003	78

注 (1)の注に同じ。

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積:h a 実行歩合:%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実 行 歩 合	計 画	実 行	実 行 歩 合	計 画	実 行	実 行 歩 合
1,850	373	20	965	144	15	885	229	26

注 (1)の注に同じ。

(4) 林道の開設および拡張の数量

単位 : m、箇所 実行歩合:%

区 分	開 設 延 長			拡 張 (改 良)		
	計 画	実 行	実 行 歩 合	計 画	実 行	実 行 歩 合
基幹路網	19,501	17,529	90	70	126	180
うち林業専用道	3,540	3,537	100			

注 (1)の注に同じ。

(5) 保安林の整備および治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：h a 実行歩合：%

区 分	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
水 源 涵 養	730	518	71	1	4	400
災 害 防 備	186	208	112	2	2	108
保健、風致の保存等	24	8	33	0	1	-
計	940	734	78	3	7	239

注 (1)の注に同じ。

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：h a 実行歩合：%

面 積		
計 画	実 行	実 行 歩 合
-	-	-

注 (1)の注に同じ。

ウ 治山事業の数量

単位 実行歩合：%

種 類	治 山 事 業 施 工 地 区 数		
	計 画	実 行	実行歩合
保安施設(箇所)	135	136	101

注 (1)の注に同じ。

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

単位 面積：h a 実行歩合：%

施 業 区 分		計 画	実 行	実行歩合
造 林	総 数	-	-	-
	人工造林	-	-	-
	天然更新	-	-	-
保 育		-	-	-
伐 採	総 数	-	-	-
	主 伐	-	-	-
	間 伐	-	-	-
そ の 他		-	-	-

注 (1)の注に同じ。

5 森林の異動状況(森林計画の対象森林)

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：h a

農用地	ゴルフ場等 レジャー施 設用地	住宅、別荘、工場 等建物敷地及び その附帯地	採石採土地	その他	合計
0.63	5.34	249.97	1.98	3.17	261.09

注1 面積は、前計画の前半5ヶ年(H28～R2)分に対応する異動面積である。

2 農用地は、田、畑、樹園地とする。

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：h a

原野	農用地	その他	合計
13.22	37.79	21.44	72.45

注 面積は、前計画の前半5ヶ年(H28～R2)分に対応する異動面積である。

6 その他

持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千m³

主伐（皆伐）上限量の目安（千m ³ ）
372

第2表 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：% 材積：千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	372	214	586
90	334		548
80	297		511
70	260		474
60	223		437
50	186		400
40	149		363
30	111		325
20	74		288
10	37		251

地域森林計画に関する用語の定義および基準

森林	<p>森林法第2条1項で規定する森林をいう。</p> <p>ア 木竹が集団して生育している土地およびその土地の上にある立木竹</p> <p>イ 上記の土地の外、木竹が集団的な生育に供される土地 (ただし、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地、およびこれらの上にある立木竹を除く。)</p>
地域森林計画対象森林	<p>森林法第2条で規定する森林のうち、同条3項に規程する「国有林」及び同法第10条の4に規定する。「適用除外森林」並びに地域森林計画制度の運用について(林野庁長官通達平成3年7月25日3林野計第294号)で定める森林を除いた民有林で、同法第5条で規程する森林</p> <p>ア 「国有林」とは、立木竹とその土地の所有が国である場合(立木竹のみの所有が国の場合を含む。)および林野庁以外の省庁が所有する森林をいう。</p> <p>イ 「適用除外森林」とは、試験研究の目的に供している森林であって農林水産大臣の指定するものおよび、宗教法人法第3条の境内地の森林をいう。</p> <p>* 地域森林計画の対象としない森林(長官通達)</p> <p>ア 孤立した0.3ha以下の森林</p> <p>イ 市街地区域内の森林および都市計画区域において用途地域として定められている森林で隣接の森林と施業上の関連を有しないもの。</p> <p>ウ 公共道路、鉄道等森林以外の用に供される森林</p> <p>エ 立地、公害防止等に関する協定で締結した森林で、知事が対象外とすることが適当と認めた森林 (ただし、上記ア～エにかかわらず、公共投資の対象となったもの、保安林保安施設地区又は指定が計画されているもの、林地保全、生活環境保全上特に留意すべき森林は地域森林計画対象森林とする。)</p>
主伐	<p>利用できる時期に達した立木を伐採することで、次の世代の樹木の育成を伴う伐採をいう。</p>
択伐	<p>森林内の立木を抜き伐りする伐採方法をいう。伐採跡地に苗木を植栽し、樹冠層が連続して層の区別が不明な森林を択伐林という。</p>
間伐	<p>育成過程の林分で、林木が相互に枝を張り閉鎖して競争が生じた状態(うっ閉状態)になったとき、造林木の競争緩和を目的に行う抜き伐り作業をいう。</p>
除伐	<p>育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業をいう。</p>
森林所有者	<p>森林法第2条2項で規定する「権原に基づき森林の土地の上に所有し、および育成することができる者」をいう。</p>
森林面積	<p>立木地(人工林、天然林)、竹林、無立木地(伐採跡地、未立木地)および更新困難地の面積の総和をいう。</p>
育成単層林	<p>森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立している林分をいう。従来の拡大造林、再造林、萌芽更新により単層状態の森林がこれに相当する。</p>
育成複層林	<p>森林を構成する林木を択伐(抜き伐り)等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立している林分をいう。複層状態の人工林の他に人為により複層状態にある天然林および針広混交林がこれに相当する。</p>

針 広 混 交 林	針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林
天 然 生 林	主として天然力を活用することにより成立させ、維持する林分をいう。従来の天然林、原生林の他に竹林、未立木地、更新困難地がこれに相当する。
針 葉 樹	針葉樹の材積歩合が75%以上の林地をいう。
広 葉 樹	広葉樹の材積歩合が75%以上の林地をいう。
齢 級	1 齢級を5年とし、アラビア数字を用い1年生から5年生までを1 齢級、6年生から10年生までを2 齢級とし、以下順次3、4 齢級とする。
竹 林	竹林の生育を主目的とする林地をいう。ただし、たけのこ生産のための肥培管理をしている竹林及び笹類は、計画対象森林から除外する。
伐 採 跡 地	樹木を伐採した土地をいい、人工林伐採跡地及び天然林伐採跡地に区分する。
未 立 木 地	一時的に林木の成立していない林分又は樹木が生育していても、樹冠の投影面積が30%以下の土地をいう。これには、草地、笹地が含まれる。
更 新 困 難 地	岩石地、湿地、風衝地等立木竹更新が著しく困難な土地をいう。
公 益 的 機 能	森林の機能のうち、木材等生産機能を除く、水源涵養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能の4つの機能をいう。
水 源 涵 養 機 能	降雨・融雪水の地下浸透を助長し、貯留水を徐々に流出させる理水機能
山 地 災 害 防 止 機 能	土砂流出、土砂崩壊、なだれ等の災害を防止する機能
生 活 環 境 保 全 機 能	強風・飛砂等森林外で発生する要因による生活環境の悪化を防止する機能 および気象緩和など快適な生活環境を保全・形成する機能
保 健 文 化 機 能	森林浴・キャンプ等の森林利用を通して心身の緊張をほぐし、また、自然学習の実践、情操等のかん養、および各種文化創作の場とする機能
特 定 保 安 林	指定目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内の施業を早急に実施する必要がある森林として農林水産大臣が指定したもの
標 準 伐 期 齢	森林生産力が高度に発揮される年齢として定めた林齢で、平均成長量が最大となる林齢を基準とする。
保 護 樹 帯	積雪の匍行、寒さ、日照の害を防ぎ、雑草や広葉樹の繁茂を抑えることにより、人工造林による小さい苗木の更新成績を良くし、保護させる目的で、天然林の一部を切り残した樹帯をいう。

越前地域森林計画書

計画期間 自 令和 3年 4月 1日
至 令和13年 3月31日
(令和6年12月変更)

発行・編集 令和7年3月
福井県 農林水産部 森づくり課
〒910-8580
福井市大手3丁目17番1号
TEL 0776 (21) 1111 (代表)